

令和6年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和7年2月26日（水）

午前10時～正午

梅丘パークホール 集会室

1 開会

2 議事

〔報告事項〕

（1）（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策案について

……………資料1

（2）困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針について

……………資料2

（3）「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」報告書について

……………資料3-1、3-2

（4）世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況等について ……………資料4-1、4-2

①令和6年度第二次多文化共生プラン取組み状況について

②世田谷区内在住外国人の状況について

（5）男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる実施状況について

………資料5

（6）人権・男女共同参画にかかる来年度重点事業について

………資料6

3 閉会

◆配付資料

資料1 （仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策案について

資料2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）

資料3-1 「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の集計結果（速報）について

資料3-2 世田谷区男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書《概要版》

資料4-1 令和6年度第二次多文化共生プラン取組み状況について

資料4-2 世田谷区内在住外国人の状況について

資料5 「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる実施状況

資料6 人権・男女共同参画にかかる来年度重点事業

（パートナーシップ10周年記念イベント、他）

◆意見集約表

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

電話03-6304-3453

FAX 03-6304-3710

令和 7 年 2 月 4 日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例案、運用方針案及び支援策案について

1. 主旨

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例について、条例案、運用方針案及び支援策案を取りまとめたので報告する。

2. これまでの経緯

令和 5 年 9 月 5 日 区民生活常任委員会報告 (条例制定に向けた考え方について)
1 2 月 2 0 日 第 1 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
6 年 1 月 3 1 日 第 2 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
3 月 1 4 日 第 3 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
4 月 2 4 日 区民生活常任委員会報告 (条例骨子、運用方針 (第 1 次))
5 月 2 2 日 第 4 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
3 1 日 犯罪被害者当事者との意見交換
6 月 支援機関の支援者 (相談者) へのアンケート実施
1 3 日 第 5 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
9 月 2 日 区民生活常任委員会報告 (条例素案、運用方針 (第 2 次)、支援策一覧)
1 5 日～パブリックコメント
1 0 月 1 1 日 庁内意見募集
3 0 日 第 6 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
1 1 月 園長会、小中校長会へ報告
1 2 月 1 5 日 シンポジウム

3. 犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会での主な意見 (第 6 回)

(1) 条例、運用方針について

- ・比較的固い内容の条例なので、区民等への周知はわかりやすさを追求してほしい。
- ・運用方針で定めている支援制度運用委員会のジャッジメントをしっかりと決める必要がある。救える人が救われないようなことにならないよう制度設計をしてほしい。

(2) 支援策について

- ・多くの支援策を実施するためには相談員は相当なスキルが必要である。

(3) その他

- ・支援に関わる人が多いため、二次被害防止のためにも当事者の周りの者たちへの研修や普及啓発について検討してほしい。

- ・専門性が高いがゆえに専門機関に任せた方が良いということではなく、職員が研修等で知識を習得するとともに、民間支援団体とのネットワークの構築や情報のやり取りに留意してほしい。
- ・関係機関にもしっかり伝え、連携してほしい。特に警察署からも区の相談窓口を案内できるようにした方が良い。

4. パブリックコメント実施結果

別紙 1

5. 条例素案、運用方針（第2次）からの変更点

別紙 2

6. 条例案、運用方針案及び支援策案

別紙 3 条例案・運用方針概要

別紙 4 条例案

別紙 5 運用方針案

別紙 6 支援策案

7. 犯罪被害者等支援に係る概算経費

約 8, 7 2 8 千円（年間）

【内訳】

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援 3 3 9 千円
弁護士相談費用の助成、カウンセリング費用の助成
- (2) 経済的支援 3, 7 0 0 千円
遺族支援金、遺族子育て支援金、重傷病支援金、性犯罪被害者支援金
- (3) 日常生活に関する支援 2, 8 6 7 千円
配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、一時保育・預かり費用助成、移動費用助成、就労準備費用助成、修学費用助成、ごみの訪問収集
- (4) 居住支援 1, 1 2 0 千円
宿泊費用助成、転居費用助成
- (5) その他 7 0 2 千円
性犯罪被害者支援費用助成

8. その他

現在、相談員 2 名（月 1 5 日、月 8 日）を配置し、犯罪被害者等からの相談に対応しているが、同行支援や対面相談、研修・休暇などにより相談員が不在となり、職員が臨時的に対応しなければならない状況がある。

既に条例を制定している自治体においては、施行後に相談件数が増加している状況があること、また、各種支援策を実施することで、同行支援や支援にあたっての審査など、事務量が増加する。相談数に応じた体制整備はもとより、相談員は、犯罪被害者等の置

かれた状況を理解し、犯罪被害者等が抱えている課題の解決に向けて総合的にコーディネートしていくことが求められる。犯罪被害者等へ寄り添い、丁寧な対応をしていくため、相談員の勤務日数の増などにより相談体制の強化を図る。

9. 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 区議会第一回定例会（条例案提案）

4月 条例施行

別紙 1

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 (素案)
への区民意見及び区の考え方

- 1 意見募集期間
令和6年9月15日から10月7日まで
- 2 意見提出人数及び件数
意見提出者数 8人 (はがき1人、ホームページ7人)
意見提出件数 26件
- 3 意見の概要及び区の考え方
次ページ以降のとおり

No	意見の概要	区の考え方
1 事業者の役割について		
1	犯罪被害者等の尊厳を一番毀損しているのはマスコミであるように見える。区が条例に基づき対応を要請できる範囲を区内事業者に限定しているが、実効性に欠けるのではないかと。区内事業者に限定した条例（素案）の作成過程について、見解を示してほしい。	条例第2条の定義において、事業者とは、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体と定めており、所在地が区外にある事業者に対しても要請してまいります。
2	生活の基盤となる雇用の安定は、事業主との雇用契約に及ぶ問題となるが、条例で対応できる範囲を具体的に規定するのはいかがか。	条例第6条では、事業者の役割として、雇用関係にある犯罪被害者等に対する必要な支援を行うこととしており、犯罪被害者等が働き続けるための支援を要請しております。また、広く区民や事業者を対象としたリーフレットにて、具体的な取組みを周知してまいります。
2 学校等の役割について		
3	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例（素案）第7条に規定する学校等の役割について、在籍する児童生徒等が被害を被った場合の学校の対応について記載があるが、加害者が同一学校等の児童生徒等や教員である場合も同様の対応がとられるよう明記してほしい。	加害者が同一学校等の児童生徒等である場合や教員である場合でも、被害者である児童生徒等が安心して教育等が受けられるようにするため、必要な配慮をするよう、第7条第2項の規定を定めているところでございます。
4	加害者が法的責任を問われない年齢の児童であっても、犯罪とみなされる行為があった場合は、相応の対応がとられるようにすべき。学校の対応により、被害児童生徒等が別室登校や転校など、不利益を被ることのないよう、学校側が留意するべきであることも明記してほしい。	教育活動等において、被害児童生徒等に二次被害を生じさせない、また、安心して教育等を受けるための配慮を要請することを目的に、条例第7条に学校等の役割を明記しております。学校においては、これまでも専門機関と連携しながら、被害児童生徒への支援を行ってまいりましたが、今後も、本条例に基づき適切に対応してまいります。
3 相談体制の整備について		
5	「人的資源」（誰がこの難しい業務にあたるのか）や「経済資源」（経済的支援にかかる費用の捻出）は具体的にどう準備するのか説明いただきたい。	人的資源については、犯罪被害に関する相談業務の経験がある相談員を世田谷区犯罪被害者等相談窓口へ配置しているところです。また、経済資源については、基金を創設し、ふるさと納税などで寄付を募り、支援策の財源へ充てていくことを検討しております。
6	犯罪被害者等に対し、専門的知識に基づく適切な支援を行うためには、これに従事する職員の人材の育成及び資質の向上等が必要であり、このための施策が重要であると思われる。	犯罪被害者等相談窓口に配置する犯罪被害者等相談員の人材の確保や育成は大変重要なことと考えております。人材の確保や育成に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、実施してまいります。
4 犯罪被害者等の情報保護・人権の尊重について		
7	犯罪被害者が特定されるような、取り調べ過程の供述等が警察からリークされ、犯罪被害者等が特定されるのはおかしい。現行法の中での対応を厳格に行うよう、直ちに行政として対応してほしい。	犯罪被害者等のプライバシーが保護されるとともに、意向が十分に尊重されるよう、警察とも連携しながら支援を行ってまいります。また、いただいたご意見に関しましては、警視庁へも情報提供します。
8	犯罪被害者等の犯罪捜査、刑事裁判手続、個人情報の取扱い等において、その安全の確保に必要な施策を講ずる必要があると思うが、具体的に規定するのはいかがか。	個人情報の取扱いに関しては、条例第16条の個人情報の適切な管理に定めているところです。犯罪捜査、刑事裁判手続における情報の安全確保については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。
9	犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、人権が十分に尊重されるよう、規定を設ける必要があるのではないかと。	人権の尊重に関しては、条例第3条の基本理念において定められているところです。保護、捜査、公判等における人権の尊重については、それぞれの機関において徹底されるべきものと考えます。関係機関には、条例の周知を十分に行い、要請してまいります。

No	意見の概要	区の考え方
5 犯罪被害者等の状況に応じた相談支援について		
10	相談及び情報の提供は、犯罪被害者、家族又は遺族により共通する事項と異なる事項があると考えられる。各立場に応じた相談及び情報の提供をすることを明記するのはどうか（相談及び情報の提供以外の様々な支援の場面においても同様）。	条例第4条の区の責務において、「犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。」と規定しております。各立場に応じた相談や支援はこれに基づき実施していくものと考えております。
11	犯罪被害者等相談窓口にて精神科医の受診やカウンセリングを受けるための体制整備をしてほしい。また、犯罪被害者等の状況に応じて、精神科医・心療内科医・カウンセラーにつなげるとともに、相談員・精神科医・心療内科医・カウンセラー等を希望に応じて変えられるようにしてほしい。	犯罪被害により心身に不調が生じ、公認心理師や臨床心理士が行うカウンセリングを受けた費用の助成を検討しております。また、ご自分の状況に応じたカウンセリング機関が見つけれられるよう、情報提供を行ってまいります。
12	犯罪被害にあうことで、一生のトラウマになり、何かのきっかけでフラッシュバックが起こる可能性がある。また、心身に強いダメージを受けていても外見上は分からない場合等もあるため、犯罪被害者等相談窓口では、真摯に相談を聴いてほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況を十分に考慮し、真摯に相談を聴いてまいります。
13	犯罪被害にあうことで、様々なことが重なると何も手がつけられなくなる。二次被害など社会的問題も生じるため、その対処法を犯罪被害者等相談窓口で一緒に丁寧に考えてほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望を丁寧にお聴きしながら、困りごとの整理と解決に向けたステップを一緒に考えてまいります。
14	弁護士・裁判所への同行や訪問による自宅の状況確認を行ってほしい。	犯罪被害にあわれた方等の状況やご希望に応じ、同行や訪問によるアウトリーチ型の相談を行ってまいります。
6 支援策について		
15	支援策について、犯罪被害者等の各立場に応じて、具体的に規定するのはいかがか。	具体的な支援策につきましては、条例第14条に基づき定める、運用方針で規定してまいります。
16	警察への被害届の提出だけでなく、裁判で勝訴、調停の結果などで支払が決まっても滞り、精神的身体的な負担が生じている場合も対象にしてほしい。	今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。
17	犯罪被害者は全く過失がないにも関わらず、治療のため病院へ通ったり、仕事を休まなければならなかったりし、経済的な負担が生じる。また、家族が被害にあった場合も、サポートするために休んだりする必要がある。 犯罪被害の影響について理解を進めるとともに、犯罪被害者本人や家族が仕事を休みやすくなることや、経済的なサポートがとても必要だと思う。	現在、区では犯罪被害者やご遺族のための弔慰金等の給付やご家族が利用できる日常生活をサポートするための支援策の検討を行っております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き、犯罪被害者等に有用な支援策となるよう検討を進めてまいります。 また、第6条では、仕事が続けられるよう、事業者の役割を規定しています。
18	犯罪等により生じた賠償責任が果たされない場合の救済に重点を置いてほしい。	現在、区では犯罪被害による経済的損失を補填するため、弔慰金等の給付を検討しておりますが、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き、検討してまいります。
19	公営住宅の斡旋等、犯罪被害者等の居住の安定に関する支援策を規定することにより、支援が明確になるのではないか。	公営住宅の斡旋につきましては、提供住戸の確保等の課題がございますが、支援策として、現在の住居に居住することが困難になった場合の一時的な宿泊にかかる費用や転居にかかる費用の助成について検討しております。これらの支援策については、条例に基づき制定する、運用方針と実施要綱において具体的に規定してまいります。

No	意見の概要	区の考え方
20	犯罪被害者に対するマスコミの過剰な報道やインターネット上の誹謗中傷について、弁護士を介し対応する場合、犯罪被害者が積極的に動かなければならず、相当な手間と費用がかかってしまうが、区で代行する仕組みがつかれないか。	犯罪被害者が希望する場合には、警察への相談に同行するとともに、弁護士会や法テラスなどの相談窓口を紹介してまいります。また、併せて条例施行後は、弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。 また、第6条に基づき、区からも要請してまいります。
21	刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度として、犯罪被害者等に情報提供を行う、具体的な規定が必要ではないか。	明石市では、刑事裁判手続に参加する場合の旅費の補助を支援しております。世田谷区におきましても、今後、条例に基づく支援策を実施する中で犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見を踏まえながら検討してまいります。
22	犯罪被害者は加害者に対して、恐怖心をもっていることが多くある。必要に応じて、被害者と加害者が対話することを支援する修復的司法への取り組みや支援が行われてほしい。	犯罪被害者等が司法的な解決を希望する場合には、弁護士会や法テラスを紹介いたします。また、併せて、条例施行後は弁護士相談にかかる費用の助成を行ってまいります。
23	詐欺被害においては、本人の精神的な落ち込み、パソコンのメンテナンスなどの被害の回復、次の被害への対策などが必要と思われる。特に、家族との関係性が難しくなることは、大きな問題で、家族の話し合いの支援などをサポートしてほしい。	詐欺などの財産被害にあわれた方については、犯罪被害者等相談窓口にてお話を聞きし、警察を案内しているところがございます。具体的な支援策に関しては、今後の課題として、検討してまいります。 また、ご家族との関係性に関するお悩みは、その状況を踏まえ、適切な相談先等をご案内してまいります。
7 連携・協力について		
24	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等、具体的な施策を規定する必要があるのではないか。	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対する財政上及び税制上の措置については、その効果や必要性等を研究してまいります。また、情報提供等の連携に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて、具体的に規定し、実施してまいります。
8 理解促進について		
25	教育活動、広報活動を通じて、犯罪被害者等に対する理解について、施策を規定し、区民に周知することも重要な施策であると思われる。	教育活動、広報活動を通じた普及啓発に関しては、条例に基づき制定する運用方針にて具体的に規定し、広く周知してまいります。
9 意見の反映について		
26	犯罪被害者等から区に対し意見が述べられた場合、その意見を施策に反映し、その施策の策定過程の透明性を確保するため、区として制度を整備する条例を設ける必要があると考える。	犯罪被害者等の意見の聴取、施策への反映については、条例第15条で規定しているところではございますが、策定過程の透明性を確保するための制度については、犯罪被害者等のご意見や検討委員会等の意見、今後の運用を踏まえ、検討してまいります。

条例 新旧対照表

条例案	条例素案（令和 6 年 9 月常任委員会報告）
犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれの^{ひぼう}ない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。 区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。 （目的） 第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人や家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれの^{ひぼう}ない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者本人や家族又は遺族ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるようにするためには、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、配慮することができる地域社会全体の理解が必要です。 区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。 （目的） 第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（第7号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。は、次のとおりとする。

ころによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、又は通学する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これを要因として被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる、生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。
- (3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう配慮すること。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し並びに、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行うこと。
- (3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないよう努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。 (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。 (学校等の役割) 第7条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。 (1) 教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。 (2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。 (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。 (犯罪被害者等相談窓口の設置) 第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。 2 前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。 (犯罪被害者等への支援) 第9条 区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援 (2) 経済的負担の軽減	(学校等の役割) 第7条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。 2 学校等は、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等という。」）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努めるものとする。 3 学校等は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (犯罪被害者等相談窓口の設置) 第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者を配置する。 2 前項の相談は、警察署への被害届の提出の有無を問わないこととする。 (人材の育成) 第9条 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。
---	--

(3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援 (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援 (人材の育成) 第10条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。 (関係機関等との連携) 第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。 (理解の促進) 第12条 区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。 (区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)	(犯罪被害者等への支援) 第10条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等への必要な支援策を講ずるものとする。 (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援 (2) 経済的負担の軽減 (3) 家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援 (4) 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援 (関係機関等との連携) 第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。 (理解の促進) 第12条 区は、基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。 (区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)
---	--

第13条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第14条 区長は、第8条から第12条までの規定について、運用方針を別に定める。

(意見の反映)

第15条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第16条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

第13条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被ったときは、第8条で規定する相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、並びに必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第14条 区長は、第8条から第12条に掲げるまでの規定について、運用方針を別に定める。

(意見の反映)

第15条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第16条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等に関する支援について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

運用方針 新旧対照表

運用方針案	運用方針（第2次）（令和6年9月常任委員会報告）
1 運用方針について 条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。 2 支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。） ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。 3 早期回復・生活再建に向けた支援策について （1）犯罪等に起因する相談に関する支援 ① 弁護士相談費用の助成 ② カウンセリング費用の助成 （2）経済的支援 ① 遺族弔慰金 ② 重傷病支援金	1 運用方針について 条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。 2 支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする（住民登録の有無を問わない。）。 ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。 3 早期回復・生活再建に向けた支援策について （1）犯罪等に起因する相談に関する支援 ① 弁護士相談費用の助成 ② カウンセリング費用の助成 （2）経済的支援 ① 遺族支援金 ② 遺族子育て支援金

③ 遺族子育て支援金 ④ 性犯罪被害者支援金 (3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援 ① 家事・介護等に関する支援 (配食サービス、食事費用助成、家事・介護等費用助成、移動費用助成、 ごみの訪問収集) ② 育児等に関する支援 (一時保育・預かり費用助成) ③ 就労や修学に関する支援 (就労準備費用助成、修学費用助成) (4) 居住支援 ① 転居費用助成 ② 宿泊費用補助 (5) その他 ① 性犯罪被害者への緊急的な支援 4 普及啓発 (1) さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方(家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方)などの内容について、さまざまな機会(地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど)を活用し、普及啓発する。 (2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 HP、区のおしらせ、区政PRコーナー、X(旧Twitter)、デジタルサイネ	③ 重傷病支援金 ④ 性犯罪被害支援金 (3) 家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援 ① 家事・介護等に関する支援 (配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、移動費用助成) ② 育児等に関する支援 (一時保育・預かり費用助成) ③ 就労や修学に関する支援 (就労準備費用助成、修学費用助成) (4) 居住支援 ① 転居費用助成 ② 宿泊費用助成 (5) 上記以外の支援 ① 性犯罪被害者への支援策 4 普及啓発 (1) さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方(家族、配偶者・パートナー・交際相手、友人、行政、医療機関等における接し方)などの内容について、さまざまな機会(地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど)を活用し、普及啓発する。 (2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 HP、区のおしらせ、区政PRコーナー、X(旧Twitter)、デジタル
--	---

ージ等 を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (3) 犯罪被害者週間での普及啓発 犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (4) 学校や教育活動を通じた普及啓発 「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版) を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。 (5) 事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。 5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第 8 条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。 (1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。	サイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (3) 犯罪被害者週間での普及啓発 犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (4) 学校や教育活動を通じた普及啓発 「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版) を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。 (5) 事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。 5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第 9 条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。 (1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。
---	---

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。 (2) 育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。 ① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。 6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 (1) 犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識	人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。 (2) 育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。 ① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。 6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 (1) 犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員
--	---

向上を図る。 (2) 情報共有 関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。 (3) 支援調整会議の実施 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。 (4) 関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 支援制度運用委員会の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、支援制度運用委員会を設置する。	の意識向上を図る。 (2) 情報共有 関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。 (3) 支援調整会議の実施 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。 (4) 関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 （仮称）支援制度運用委員会の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、（仮称）支援制度運用委員会を設置する。
--	---

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(案)の概要

別紙3-1

19

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変する。犯罪被害者本人やその家族は又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等、精神的苦痛に悩まされる場合もある。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目指し、この条例を制定する。

目的(第1条)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、世田谷区における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること等を目的とする。

基本理念(第3条)

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮する。
- 区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力し、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点で継続てきに行う。
- 犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮する。

区民等の役割(第5条)

- 犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮する。
- 区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割(第6条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努める。
- 雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

学校等の役割(第7条)

- 教育活動等を行うにあたっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努める。
- 在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努める。
- 区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

区の責務(第4条)

犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、その体制の整備に努める。また、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

犯罪被害者等相談窓口の設置(第8条)

犯罪被害者等の総合的な支援のため、窓口を設置する。

犯罪被害者等への支援を推進するための理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じた施策を実施する。



初期対応から回復に向けた総合コーディネート機能を担う

犯罪被害者等への支援(第9条)

関係機関等との連携(第11条)

理解促進(第12条)

犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、関係機関等との連携に努める。

区が実施する支援策

- 犯罪等に起因する相談に関する支援
- 経済的負担の軽減
- 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- 現在の住居に居住することが困難となった者への支援
- その他区長が必要と認める支援

関係機関等

- 国
- 東京都
- 地方公共団体の機関
- 警察
- 犯罪被害者等支援団体
- その他関係する者

運用方針の策定(第14条)

第8条から第12条までに掲げる規定について、運用方針を定める。

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針(案)の概要

別紙3-2

20

～運用方針策定の目的～

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)第14条に基づき、支援策などをより具体化するため策定する。

条例第9条 ▶▶▶

3 早期回復・生活再建に向けた支援策

○相談に関する支援

- ・弁護士相談費用の助成
- ・カウンセリング費用の助成

○経済的支援

- ・遺族弔慰金
- ・遺族子育て支援金
- ・重傷病支援金
- ・性犯罪被害者支援金

○住居に関する支援

- ・転居費用助成
- ・宿泊費用助成

○その他の支援

- ・性犯罪被害者への緊急的な支援

○日常生活への支援

- ・配食サービス
- ・食事費用助成
- ・家事・介護等費用助成
- ・移動費用助成
- ・一時保育・預かり費用助成
- ・就労準備費用助成
- ・修学費用助成
- ・ごみの訪問収集



条例第8・10条 ▶▶▶

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成



犯罪被害を受けた方が、安心して相談できるよう、犯罪被害者等相談員の人材確保と国や東京都の研修等を通じ育成に努める。

条例第11条 ▶▶▶

6 庁内連携及び関係支援機関との連携



犯罪被害を受けた方の生活は多種多様で、必要な支援も多岐に渡るため、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働強化を図り、きめ細かい支援を実施する。

条例第12条 ▶▶▶

4 普及啓発

○さまざまな機会・広報媒体を活用した普及啓発

- ・区民まつり等の機会や区HP、区のおしらせ、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害者等が置かれた状況や接し方等について普及啓発を図る。

○二次被害を防ぐための普及啓発

- ・学生、事業者、区民向けリーフレットを策定する。

○相談窓口の普及啓発

- ・犯罪被害者等相談窓口の認知度向上のため、さまざまな機会や広報媒体を活用し、周知する。

7 支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援について、支援の対象となる犯罪被害者の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について、学識経験者等を交えた審査会を設置し、審査などを行う。

世田谷区犯罪被害者等支援条例

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（第7号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。

- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗中傷^{ひぼう}、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、

尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。

- (7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

- (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。
- (2) 犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。
- (3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

(犯罪被害者等相談窓口の設置)

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

- 2 前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。

(犯罪被害者等への支援)

第9条 区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

(人材の育成)

第10条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

(理解の促進)

第12条 区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

(区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第13条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(運用方針の策定)

第14条 区長は、第8条から第12条までの規定について、運用方針を別に定める。

(意見の反映)

第15条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第16条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針 (案)

1 運用方針について

条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2 支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3 早期回復・生活再建に向けた支援策について

(1) 犯罪等に起因する相談に関する支援

- ① 弁護士相談費用の助成
- ② カウンセリング費用の助成

(2) 経済的支援

- ① 遺族弔慰金
- ② 重傷病支援金
- ③ 遺族子育て支援金
- ④ 性犯罪被害者支援金

(3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援

- ① 家事・介護等に関する支援
(配食サービス、食事費用助成、家事・介護等費用助成、移動費用助成、ごみの訪問収集)
- ② 育児等に関する支援
(一時保育・預かり費用助成)
- ③ 就労や修学に関する支援
(就労準備費用助成、修学費用助成)

(4) 居住支援

- ① 転居費用助成
- ② 宿泊費用補助

(5) その他

① 性犯罪被害者への緊急的な支援

4 普及啓発

(1) さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

(2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(3) 犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(4) 学校や教育活動を通じた普及啓発

「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版)を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

(5) 事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成

条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

(1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

(2) 育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。

③ 全国研修会

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6 庁内連携及び関係支援機関との連携

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成

犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（２）情報共有

関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（３）支援調整会議の実施

犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。

（４）関係支援機関との連携強化

犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7 支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、支援制度運用委員会を設置する。

犯罪被害者等支援 支援策一覧(案)

別紙 6

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
1	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (遺族給付金)	1,060万円～2964.5万円	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※被害者の年齢、生計維持遺族の人数等で算定。	死亡	遺族	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (遺族見舞金)	上限:30万円	犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
		区	遺族弔慰金	上限:30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に弔意を表し、支給する。 ※既に重傷病支援金、性犯罪支援金を受給しているときは、その額を差し引いた額。この場合、死亡した時から1年以内に申請。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
2	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	遺族子育て支援金	30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に生活再建に向けた一時金を支給する。 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
3	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (重傷病給付金)	上限:120万円	概要 犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※3年分の医療費、休業損害を基準に算定。	重傷病	被害者	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
					定義 【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上			
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (重傷病見舞金)	上限:10万円	概要 犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
					定義 【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上			
		区	重傷病支援金	10万円	概要 犯罪被害により重傷病を負った被害者に静養や休養のため、一時金を支給する。	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
					定義 【重傷病】 1か月以上の療養を要する負傷又は疾病			
4	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	性犯罪被害者支援金	10万円	概要 性犯罪を受けた被害者に生活再建に向けた一時金を支給する。 定義 【性犯罪】 ・第176条(不同意わいせつ)、第177条(不同意性交)、第179条第1項(監護者わいせつ)、第179条第2項(監護者性交)、第181条(強制わいせつ等致死傷)、第241条(強盗・強制性交等及び同致死)	性犯罪	被害者	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内

犯罪被害者等支援 支援策一覧(案)

別紙 6

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
5	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	配食サービス	上限:1人あたり2食(昼・夕)	食事を作ることが困難な場合に、食事を配達する 利用開始日から30日間(状況により30日間の延長可) ※申請から最大5日後より開始 ※食事費用助成と併用可とする ※区の委託事業として実施	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1 年以内
6	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	食事費用助成	上限:1食あたり1,000円 合計月60回分、6万円 (状況に応じて最大12万円)	食事を作ることが困難な場合に、配食サービス(民間)、フードデリバリーサービス、外食(民間の飲食店、子ども食堂、その他支援団体が提供する食事サービス)の利用費用を助成する(アルコールを除く) ※配食サービスと併用可とする。 ※フードデリバリー事業者により実施されるもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1 年以内
7	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	家事・介護等費用助成	上限:1時間あたり5,000円 合計月60時間分、30万円 (状況に応じて最大60万円)	家事・介護等を行うことが困難な場合に、家事代行サービス等の利用費用を助成する ・調理、洗濯、掃除、買い物等の家事、介護、看護等、その他必要なもの ※家事代行・介護等サービスを提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1 年以内
8	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	一時保育・預かり費用助成	上限:1時間あたり3,000円 1年目:100時間/年、30万円 2年目以降:50時間/年、15万円	警察・裁判所での手続や通院等のため、未就学児の一時保育及び一時預かり等を利用した場合に、その費用を助成する ※一時保育サービス・預かり事業を提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
9	生活支援	国	なし					
		都 (警視庁)	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1.1万円 期間:3泊4日 (食費を除く)				
		区	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1万円 6泊7日、6万円 (食費除く)	従前の住居に居住することが困難となり、宿泊施設を利用した場合に、その費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1 年以内
10	生活支援	国	なし					
		都	転居費用助成	上限:20万円	従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成する。	—	遺族 被害者	・犯罪発生から1 年以内
		区	転居費用助成	上限:1回あたり25万円 (状況に応じて最大50万円)	従前の住居に居住することが困難となり、引越した場合には、その費用を助成する ・運送費用、不用品廃棄等、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、白割り家賃、原状回復費、その他費用(引越事業者、不動産事業者等に支払ったもの) ※①転居後に二次被害・再被害に遭い、再度転居した場合、②一時的に仮住まいに転居し、その後自宅に戻った場合、③一時的に仮住まいに転居し、改めて転居した場合は2回分の50万円を上限とする。	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1 年以内

犯罪被害者等支援 支援策一覧(案)

別紙 6

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
11	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	移動費用助成	上限:3万5千円	重傷病や精神的なショックにより歩行が困難な場合、メディアスクラム等により、通常に外出することが困難な場合に、通勤・通院等の日常生活にかかるタクシー利用費用を助成する ※医師の診断書に記載された治療期間中の利用に限る	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
12	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	就労準備費用助成	上限:10万円	転職または新たに就職する場合、就労に必要な資格の取得や書籍代等にかかる費用を助成する ・受験手数料 ・講習等の受講料 ・書籍代 ・就職面接等で着用するスーツ代 等	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から2年以内
13	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	修学費用助成	上限:30万円	心身の被害により通学が困難となった場合、メディアスクラム等により通常に通学することが困難となった場合の修学にかかる費用を助成する ・家庭教師費用 ・通学にかかるタクシー代 等 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内
14	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	弁護士相談費用助成	上限:1回1万1千円 3回まで	日常生活の困りごと、メディアスクラムへの対応や裁判に関する手続等について、弁護士に相談する場合の費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から5年以内
15	生活支援	国	なし					
		都(警視庁)	カウンセリング費用助成	上限:10万円				
		区	カウンセリング費用助成	上限:1万円 12回	公認心理師、臨床心理士が行うカウンセリングを受けた場合、その費用を助成する(保険診療によるカウンセリングを除く)	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
16	生活支援	区	性犯罪被害者支援費用助成	診療料、処置料及び治療費(投薬料含む) 3つの診療料 上限:5万円 ※その他経費は請求額	病院で受診した際の診察代、診断書代、性感感染症検査代、緊急避妊薬代等にかかる経費を助成する。	性犯罪	被害者	—
17	生活支援	区	ごみの訪問収集	—	身体への直接的な被害やメディアスクラム等により、ごみ回収場所まで持参することが困難な場合に、自宅(玄関先等)へ訪問し、ごみの収集を行う。	死亡 重症病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
18	相談	区	アウトリーチ型面談	—	被害者等の自宅やその近隣で面談を行う	—	犯罪被害者等	—
19	相談	区	同行支援	—	行政窓口、裁判所や病院等に相談員が同行する	—	犯罪被害者等	—

令和7年2月4日
総合支所
生活文化政策部
子ども・若者部

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する
基本的な方針（案）について

1 主旨

令和6年4月から施行された、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に伴う今後の区の対応については、令和6年5月、関係所管に学識経験者を交えた委員から構成する「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を設置し、検討を行ってきた。この度、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）を取りまとめたので報告する。

2 これまでの主な経緯

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和4年 | 6月 | 女性支援新法制定 |
| 令和5年 | 3月 | 国「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定 |
| 令和6年 | 3月 | 東京都「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する東京都基本計画」策定 |
| | 4月 | 女性支援新法施行 |
| | 5月 | 区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う対応について）
第1回あり方検討会 |
| | 6月 | 第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告 |
| | 7月 | 第2回あり方検討会
DV防止ネットワーク代表者会議 報告 |
| | 9月 | 区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う検討状況について）
第3回あり方検討会 |
| | 10月 | 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告 |
| | 11月 | 区民生活常任委員会 報告（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針素案）
第4回あり方検討会 |
| 令和7年 | 1月 | 第3回男女共同参画推進部会 報告 |

※6月～1月 女性支援に関する先進的な取組みを行う自治体や民間団体等、計10か所への視察やヒアリング等を行った。

3 あり方検討会での主な意見（第1～4回）

（1）女性特有の困難さについて

- ①性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。それらが言語化され、男女ともに知ることが重要。
- ②依然として、女性は不安的な就労状況にあり、経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難等に陥る恐れがあることを認識することが重要。
- ③法の趣旨の一つとして、女性が抱える困難は一つではなく、生活困難と家庭環境（家族問題）や仕事、病気、障害など、複合的な問題があることから、関係各課がそろって一緒に検討する意味がある。

（2）区の支援の現状について

- ①男女問わず実施している各種施策についても、各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要。
- ②課題やニーズが明確な相談については、既存の相談機関等で対応しているが、相談につながっていない女性をどうするかが課題。特に、若年女性や中年層単身女性は、自分が支援の対象であるとの意識や行政に支援を求めようとはしないのではないかな。

（3）女性相談支援員について

- ①女性相談支援員は、DV相談も行っていることから、相談員や相談者の安全確保のため積極的な案内をしてこなかったこともあり、庁内や区民からの認知度が低いと考えられる。
- ②女性相談支援員は「子ども家庭支援課」に所属することから、子どものいない単身女性が相談しにくく、支援につながりにくいのではないかな。
- ③常勤職員の定期的な異動がある中で、女性相談支援員の安定的な人材確保や育成、質の担保が課題。

（4）今後の取組みについて

本法の対象が非常に幅広い。従来の視点でなく女性の困難さで見直した時に、今まで見落としがちだった課題別に、順次、取り上げ検討を続けていけるとよい。

4 基本的な方針における今後の取組み

（1）基本的な考え方

①本人の意思を尊重した支援

法の基本理念に沿って、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を行う。

②様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

法が定義する状況（性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む。）に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を行う。

③庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化する。

④支援につながりにくい層への早期支援

これまで支援につながりにくかった若年女性や40代～50代の中年単身層などの層も含め困難な問題を抱えた女性が早期に相談や支援につながれるよう、居場所等の創出や相談窓口の改善を図る。

⑤相談機能の強化

女性相談支援員は引き続き、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な、支援の端緒なる相談機能を果たすとともに、支援に必要となりうる児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課、機関と連携し、各総合支所で支援を実施する。女性相談支援員の職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していく。

⑥基本的な方針から基本計画の策定へ

令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取り組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包して取り組みを推進していく。

(2) 全庁的推進体制の構築

①支援調整会議(法15条)の設置

法15条に定める「支援調整会議」を新たに設置し、庁内関係所管及び関係機関、民間団体等との連携を強化する。

②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぷらす」の連携

DV相談の方だけでなく、相談者の多様化するニーズに応じていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど連携を強化する。

③福祉関係各課・庁内関係所管との連携

相談の入口となる窓口がどこであっても、女性特有の悩み等を把握した場合は、女性相談の窓口につなげるよう庁内各課に周知し、支援につながるようにしていく。

④関係機関等との連携

支援調整会議等の機会を活かし、警察署や医師会、東京都等関係機関等との情報共有や課題共有を行い、連携を強化する。

⑤民間団体等との連携

女性の抱える困難さは多岐にわたり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体等と連携して包括的な支援を実施する。

⑥人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されており、常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要である。また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い

い知識が求められている。そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施する。

(3) 課題別の新たな取組み

①女性相談窓口の改善と周知

すべての支所の窓口に、女性相談のサインを設置する。また、若い世代に情報が届くよう、定期的に女性相談について区公式SNSで配信するとともに、若年女性が集う場にいる支援員や相談員等に女性相談について周知し、困難な状況にある若年女性を早期支援につなげる。

②女性性に起因する女性の困難さへの対応

男女共同参画センター「らぷらす」において、主に若年女性に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所等につなげる。

③居場所や住まい等の創出と連携による支援

予防的な対応を強化するため、今まで支援が届きにくかった若年女性や中年層単身女性について、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、身近な居場所等の創出などに取り組む。

④民間団体等との協働した支援

ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施する。包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。特に、若年女性の支援においては、先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていく。

5 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案） 別添のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

3月	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針策定
4月～	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づく取組みの実施
令和9年3月	第三次男女共同参画プラン策定（困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本計画を内包）

別添

世田谷区困難な問題を抱える女性への
支援のための施策に関する基本的な方針
(案)

令和7年3月

はじめに

令和4年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、世田谷区にも「区の役割」を担うことが求められました。

世田谷区では、この法律の成立や東京における「若年女性の生きづらさ」に関する知見を受けて、特別区長会調査研究機構に「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」という研究テーマを提案し、令和5年度調査研究事業6テーマのうちの一つに採択されました。提案区の世田谷区を中心に、豊島区や文京区、荒川区などの自治体からもご参加いただき、複数の学識研究者とともに、自治体アンケート調査や支援団体ヒアリング調査等、調査研究を行うことが出来ました(※)。

そして、令和6年5月、区は、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」(以下「あり方検討会」と略記)を設置し、生活文化政策部人権・男女共同参画課と北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課が事務局となり、このテーマに関連する各課の課長等多くの職員が参加して、検討を重ねてまいりました。

その際、特別区長会調査研究事業にご参加の学識経験者の方々にもご参加頂くことができたのは幸いでした。当該調査研究は主に「若年女性」を調査対象にしておりましたが、それは、「若年世代の女性が抱える困難な問題」のあり方が非常に複合的で、従来の自治体が行う支援策にうまく適合できない性格をもつのではないかと考えたからです。このような調査研究事業の成果は、「あり方検討会」において、十分に生かすことができました。

また、「あり方検討会」では、区民に対する様々な支援を行っている現場の職員から多くの参加と意見をいただき、また、事務局が視察した数多くの民間団体等の特色ある取組みを共有できたことで、若年世代に特化しない、より広い年代の「困難な問題を抱える女性」を視野に入れた「支援のあり方の検討」を行えたのではと考えております。

このたび策定した「基本的な方針」は、国から求められている支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示したものです。

この方針が、より良くよりきめ細やかな「困難な問題を抱える女性への支援」の実現にむすびつき、「困難な問題を抱えている」にもかかわらずどこにも相談することができない女性がひとりもない世田谷区になりますことを、強く願っています。

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会
座長 江原 由美子(東京都立大学名誉教授)

※特別区長会調査研究機構令和5年度調査研究報告書をぜひお読みください。
<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/>

【目次】

女性特有の困難さとは	4
1 基本的な方針の背景	6
(1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について	6
①法制定の背景と経緯	6
②法の主旨と基本理念	6
(2)国の基本方針 ～国・東京都・区の役割分担と連携	7
①国の役割	7
②東京都の役割	7
③区の役割～基礎的自治体に求められること	8
2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題	9
(1)支援の中核機関の現状と課題	9
①女性相談支援センター(東京都設置)	9
②女性自立支援施設(東京都設置)	10
③女性相談支援員(区)	11
事例1【逆境的小児期体験(ACEs)が背景にある若年女性】	15
事例2【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】	16
事例3【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】	17
(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」における女性相談の現状と課題	18
コラム1 男女共同参画センター「らぶらす」のDV相談から	20
コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぶらす」の女性相談ってどう違う?	21
(3)庁内関係所管の支援の現状と課題	22
①国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状	22
②関係各課等における女性支援事例の状況	32
事例4【軽度の知的障害のある女性の支援】	34
事例5【自殺未遂によりつながった若年女性】	35
(4)民間団体等の活動状況	36
①民間団体等視察先	36
②視察等状況まとめ	36
③今後について	37
コラム3 自助グループ「わくわくシニアシングルス」の活動	38
3 今後の取組み	39
(1)基本的な考え方	39
(2)全庁的推進体制の構築と強化	40
①支援調整会議(法15条)の設置	40

コラム4 個別ケース検討会議で変わること	42
②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぶらす」の連携	42
③福祉関係各課・庁内関係所管との連携	42
④関係機関等との連携.....	43
⑤民間団体との連携	43
⑥人材育成	44
(3)課題別の新たな取組み	45
①女性相談窓口の改善と周知.....	45
②女性性に起因する女性の困難さへの対応.....	45
③居場所や住まい等の創出と連携による支援.....	45
④民間団体等との協働した支援.....	46
4 主な相談窓口	47
コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら～世田谷区犯罪被害者等相談員から	49
資料	50
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
・世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱	
・困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿	
・基本的な方針策定にかかる経過等	
コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか	60

女性特有の困難さとは

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会
副座長 杉田 真衣(東京都立大学准教授)

女性は依然として困難な状況におかれています。

労働について見ると、同じ正社員・正職員であっても女性の給与は男性の 8 割に届かず、国際的に見ても日本における男女の賃金格差は大きくなっています(『男女共同参画白書 令和 6 年版』)。また、社会が不安定化してきた要因の一つが非正規雇用労働者の増加ですが、男女別で見ると、男性の 5 人に 1 人(22.6%)が非正規雇用であるのに対して、女性では 2 人に 1 人(53.2%)と、はるかに多くなっています(『労働力調査』2023 年平均)。

こうした状況が生み出された背景には、女性は結婚するまでは親が、結婚してからは夫が経済的に支える存在であり、働いてもそれはあくまでも家計を補助するためであるとみなされてきたことがあります。このことによって、若年の単身女性が働けない状態にあっても「家事手伝い」の存在とみなされて支援の対象とは認識されず、非正規労働は家計補助だと扱われてその賃金は低い水準に留め置かれ、シングルマザーの多くが生活の困窮を強いられてきました。労働における格差は低年金、低貯蓄をも引き起こし、高齢の単身女性の相対的貧困率は、同じく高齢で単身の男性よりも高くなっています(*)。「就職氷河期世代」と呼ばれる 40~50 代の単身女性は若い頃から不安定な状況に置かれており、現在は何とか生活できている場合でも、今後その多くが困窮状態へと追い込まれることが推測されます。

身体的な側面から見ても、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすい状況があります。こうした身体的な困難がそのまま労働や生活における支障となることがないように、社会的な支援を構築することが求められます。たとえば、生理休暇が取得しやすく、妊娠中や出産後も働きやすい職場づくりがそれにあたります。予期せぬ妊娠による社会的孤立に対する支援も必要ですが、同時に、予期せぬ妊娠を回避する手段を拡充し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識を広めることも重要です。「生理の貧困」が社会問題となることで経済的な負担がようやく可視化されましたが、見過ごされてきた社会的課題の解決をいっそう進めていかなければなりません。

DV、性暴力、性的虐待については、男性も、同性間でも被害に遭いますが、女性が多く遭っていることが指摘されてきました。これまで見てきた男女の格差とそれを生み出している差別的な社会構造が、そうした暴力を起きやすくし、また加害者から逃れにくくさせています。

これまで見てきた女性の困難は、互いに関わり合っています。たとえば、DV 加害者から逃れた女性や、出産後の就業継続が難しい職場をやむなく離れた女性が、しばしば安定した職に就きづらいいといったことです。暴力被害は心身に深刻な影響を及ぼすため、就労自体をも困難にさせます。さらには、女性と一口に言っても、障害、外国籍・外国ルーツ、性的マイノリティなど、いくつもの背景とそれに由来する困難があります。このように困難はしばしば折り重なっているため、それに対する支援体制は横断的にならざるを得ません。

困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。未だ気づかれていない女性たちの困難を見つけ、支えていくことが、自治体、ひいては社会全体に求められています。

* 阿部彩 (2024)「相対的貧困率の動向 (2022 調整 update)」JSPS22H05098,<https://www.hinkonstat.jp/>

1 基本的な方針の背景

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

① 法制定の背景と経緯

- ・日本において「女性であることに起因する生活困難」に対する福祉施策は、昭和 31(1956)年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」を中心に展開されてきました。
- ・売春防止法は、戦後の混乱期に「売春をなすおそれのある女子」を「要保護女子」と定義し、彼女らを保護・更生することを目的としていました。しかし、この法律は売春に焦点を当てており、多様な背景を持つ女性が抱える困難に十分対応できず、人権や福祉、自立支援等の視点は不十分なものでした。また、売春防止法は支援対象を「売春を行うおそれのある女子」に限定され、支援が威圧的・懲罰的な要素が含まれている点も問題視されてきました。
- ・その後、女性支援のニーズが多様化し、平成13(2001)年に DV 防止法、平成12(2000)年にストーカー規制法が制定されるなど支援範囲が広がったが、売春防止法自体は抜本的に改正されず、生活困窮や障害によって売春を強いられる女性たちに対して適切な支援が届きにくい状況が続いてきました。
- ・近年では、社会経済の変化や価値観の多様化に伴い、家庭関係の破綻、経済的困窮、暴力や DV など、女性が直面する問題がさらに多様かつ複雑化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、女性の貧困問題を顕在化させ、シングルマザーの失業や DV の増加、女性の自殺といった問題が浮き彫りになりました。
- ・これらに対し、支援体制の整備は依然として不十分でした。こうした背景を受け、与野党の女性議員を中心に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「法」という。)の必要性が議論され、令和 4(2022)年に議員立法として提出されました。この法律案は第 208 回国会で全会一致で可決・成立し、現代の女性が抱える多様な困難に対応する支援法として新たな一歩を踏み出しました。

② 法の趣旨と基本理念

- ・法は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」として、売春防止法に代わる新たな法律として成立しました。
- ・法では、基本理念として、以下の3点を掲げています。
 - 1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

3)人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

- ・法は、売春防止法の枠組みから脱却し、「女性が抱える多様な問題」に対応するために制定されました。具体的には、「性的被害」「家庭状況の問題」「地域社会との関係」といった困難に直面する女性を支援対象としており、年齢、障害の有無、国籍を問わず支援の手が差し伸べられる仕組みを提供していくものです。
- ・女性が自らの意思を尊重され、生活再建を目指すための支援体制が強化され、社会全体として女性が安心して自立できる環境の整備が進むことが期待されています。

(2)国の基本方針 ～ 国・東京都・区の役割分担と連携

令和5(2023)年3月、厚生労働省が有識者会議を開催し、法に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が策定・告示されました。各都道府県が地域特性に応じた施策実施計画を策定し、市区町村にも施策推進の努力義務が課され、都道府県と協働しながら地域内で女性が必要とする支援が提供される体制の構築が求められています。

① 国の役割

国の役割は全国に公平な支援の基盤を整え、支援の質を高めるとともに、都道府県および市区町村における取組みの一貫性を確保することにあります。

- ・法に基づき、国は各自治体が円滑に支援を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」とする。)を策定し、全国的に統一した支援の枠組みと方向性を提示しました。
- ・この方針では、女性の自立支援、医療支援、カウンセリング、住居支援、法的サポートといった包括的な支援内容や、自治体や民間との連携方法を示しています。
- ・国は各自治体の実施体制を支えるための財政支援や、人材育成プログラムの提供なども担います。

② 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に基づき「基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえた支援策を以下のように計画的に展開します。

- ・「基本計画」では、積極的な支援の実施と周知、支援者同士の連携と調整を図る方針を示しています。
- ・都の支援体制には、段階的かつ重層的な支援体制が求められることから、行政機関と民間団体のそれぞれの特性を活かし、各支援機関が持つ強みを活かした支援体制を検討します。
- ・都は、地域内の支援状況と実施体制を把握し、必要に応じて女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証します。
- ・都は、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体と協働し、女性の意思を尊重した支援体制や、女性が抱える問題とその背景、心身の状況に応じて最適な支援を受けられるよう、体制を整備していきます。

- ・広域的な観点から、都は区市町村の支援施策が円滑に進むよう、区市町村が策定する基本計画や各施策の取組状況について情報提供を行い、区市町村のニーズに応じた包括的な支援の展開等、区市町村への支援を行うとともに、取組み状況を把握し、地域間で支援格差が生じないように、必要な取組みを働きかけます。

③ 区の役割～基礎的自治体に求められること

区は、住民にとって最も身近な行政機関として、支援の端緒となる相談機能の役割を担います。

- ・困難な問題を抱える女性への支援を実施する上で、児童福祉、ひとり親支援、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護など、複数の福祉制度を所管し、実施主体として包括的に対応します。
- ・支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を提供します。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係部署が参加する会議の定期的な開催等の工夫に努めます。
- ・都の「基本計画」に基づき、区市町村の基本計画策定、女性相談支援員の配置、地域住民への支援窓口の周知、地域における民間団体との協働による積極的な支援等に努めます。

法ではそれぞれの役割を定めた上で、共通の役割と連携について定めています。

東京都と区は、「支援調整会議」を組織し、困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に実施されるよう努めます。この会議では、支援に携わる関係者が集まり、情報の共有や支援方針の検討を行い、支援活動の調整や改善を図ります。

また、国が提供する調査研究や研修、予算なども活用し、支援施策の普及・啓発、効果的な支援手法の調査研究、人材の確保・育成、支援スタッフの資質向上に努めるとともに、女性支援を行う民間団体に対しても、安全で安定的な運営ができるよう援助に努めます。

このように、国・都・区が相互に連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の活動を支援し、地域特性やニーズに応じた適切な支援が行われる体制の構築に努め、都内全域で困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられる環境が整備され、女性の自立や生活の安定を促進することが求められています。

2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題

(1) 支援の中核機関の現状と課題

法第 9 条において、女性相談支援センターについて都道府県に設置義務を設け、法第 12 条において、女性自立支援施設について都道府県が設置できるとしています。法第 11 条では、女性相談支援員について都道府県に設置義務、市町村に努力義務を設けています。

国の基本方針では、支援体制として、①女性相談支援センター、②女性自立支援施設、③女性相談支援員 の三機関は、支援の中核機関であり、定期的な意見交換により日常的な連携関係を深めることが望ましい、としています。

① 女性相談支援センター（東京都設置）

【現状】

- ・東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に支援を提供するだけでなく、女性相談支援員や女性自立支援施設及び民間団体などに対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っています。
- ・東京都女性相談支援センターは、大きく分けて「相談業務」と「一時保護業務」を実施しています。一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行っています。

【主な支援内容】

- 支援対象者の立場に立って相談に応じ、相談を行う機関を紹介
- 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護の実施
- 支援対象者の抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを行い、本人の意向を把握しながら最適な支援を実施
- 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を実施
- 同伴児童に対して、児童の状況に応じて、学習支援を実施
- 女性自立支援施設への入所・退所を決定

東京都女性相談支援センターの事業の内、区が、主に関わるのは「一時保護業務」となります。東京都の、一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行われています。

区が、一時保護の依頼をした件数については以下の通りです。

令和 3 年度 24件（一時保護所 21件・保護委託 3 件）

令和 4 年度 30件（一時保護所 27件・保護委託 3 件）

参考：令和4年度 東京都一時保護実績 保護件数 500件(単身339件母子 161 件)

【課題】

・現在の、一時保護施設は二人部屋で、トイレや風呂は共有となります。そのことから、「プライバシーが保護されない」「他者との関わりにストレスを感じる」などの理由から、相談者が一時保護事業の利用をためらう事があります。

中学生以上の男子を受け入れられる一時保護委託の施設が限られているため、緊急性や秘匿性の高い相談者が、やむを得ず一般の宿泊所などを利用するしかない状況にあります。

・困難さを抱える女性の中には DV 被害者も含まれていることから、一時保護施設の住所は秘匿となっています。そのため、配偶者等からの追及・追跡のおそれのない方であっても、外出制限(通勤・同伴児の通学など)や通信制限などの施設の利用上の規則があり、その秘匿性を守る事が障壁となり、結果入所に結びつかない現状があります。

② 女性自立支援施設(東京都委託)

【現状】

・女性自立支援施設については、都道府県が設置又は社会福祉法人等に委託して自立支援を行うことができるとしており、現在、都内には、特別区内に 3 か所、多摩地区に 2 か所の女性自立支援施設があります。

・保護を必要とする女性が入所し、自立に向けた就労および生活に関する指導・支援が行われており、女性相談支援センター所長が入退所の決定を行います。

・入所期間については、特に定めはありませんが、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、概ね妊娠36週以降の妊婦または産後 6 カ月以内の乳児を同伴する母親を対象としています。

【主な支援内容】

○困難な問題を抱える女性の入所を受け入れて、その保護の実施

○入所者の心身の健康の回復を図るための医学的または心理的な援助を実施

○自立の促進のための生活支援や自分らしく生活できるようなプログラムの提供

○同伴した児童に対する生活及び遊び・発達に関する支援や、母子関係安定の為の支援を実施(妊産婦を主な支援対象とする施設)

○退所者への相談その他の援助を実施

都内全体の女性自立支援施設の定員は 230 名(一時保護委託分及び同伴児童分を含む。)ですが、4年度末の在籍者数は、99 名(都外にある女性自立支援施設を含む。一時保護委託及び同伴児童は含まない。)です。

区の利用状況は、以下の通りです。

	女性自立支援施設在籍者数	(左のうち:妊産婦対象施設入所者数:再掲)
令和4年度	5名	1名
令和5年度	8名	3名

【課題】

- ・女性自立支援施設の入所時は、女性相談支援センターの一時保護事業を利用しアセスメントの上で、東京都が入所を判断することとなっていますが、一時保護施設の規則（携帯等が使えない、外出不可である）に対しての拒否感から、「居所が無い」等の主訴があっても女性自立支援施設への入所に結びつきづらい現状があります。
- ・女性自立支援施設の入所中は、経済的支援（現金給付など）がありません。そのため手もちのお金が無い相談者の中には、その事が理由で入所を避ける傾向があります。特に、若年女性の場合は、携帯電話の費用等の支払いが困難になるという理由で、他の施設での生活を希望される方もいます。
- ・妊娠婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、絶えず満床で、予期せぬ妊娠や特定妊婦の場合など、入所による支援を希望していても、なかなか入れない状況があります。

③ 女性相談支援員（区）

【現状】

- ・女性相談支援員は、都道府県（指定都市を含む）に配置義務があり、市町村は努力義務となっています。
- ・区では、令和6年4月1日現在、21名の女性相談支援員を各総合支所の子ども家庭支援センターに配置し、女性相談もしくはDV相談として、支援対象者の相談に応じています。
- ・区は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護などの制度の実施主体であり、支援の主体ともなっています。
- ・DV相談や親族（親・兄弟など）からの虐待などの場合は、その危険度や緊急度に応じて一時保護の対応のため、東京都女性相談支援センターと連携し支援をしています。その他、複合的な課題がある場合は、保健福祉センター各課への繋ぎや、関係機関との連携のもと、支援対象者本人の意向を尊重した支援をしています。

【主な支援内容】

- ・女性相談・DV相談における、支援対象者との面接などの相談対応
- ・支援対象者が自己決定できるよう、必要な情報提供と課題整理
- ・要保護性・緊急性のある相談者への一時保護事業の利用手続き（連絡調整）及び同行
- ・警察署・学校・保育園・医療機関・NPO法人等との連絡調整及び連携
- ・法テラスなどの公費負担ができる制度の情報提供
- ・保護命令・支援措置等の手続き支援や代理人弁護士との連絡調整
- ・支援対象者との面接相談の継続による支援（DVサバイバー*¹・ACEs*²への支援）
- ・新たな生活の再建に向けて、基盤づくりの情報提供及び同行・連絡調整

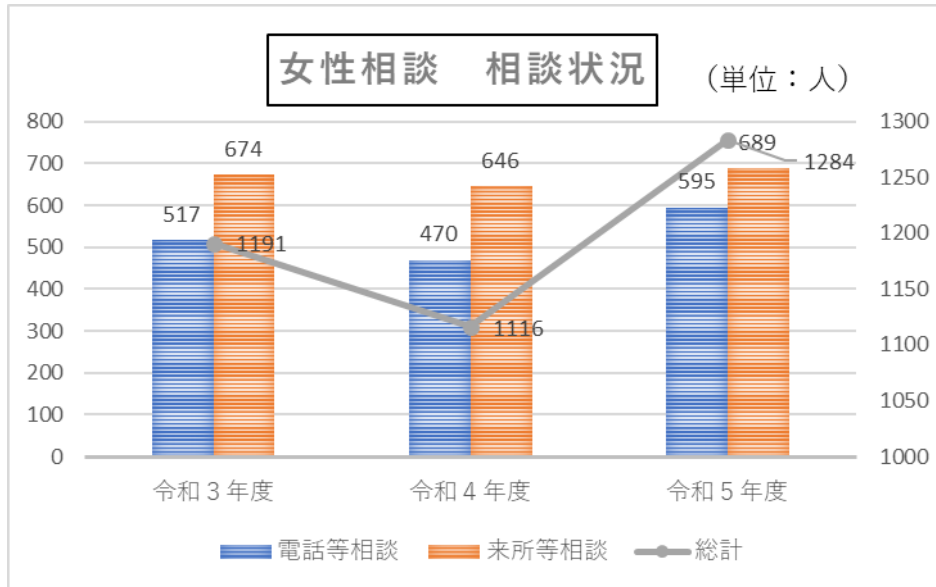
*¹ DVサバイバー DVの被害を受けた／受けている人たちが、その試練の中で生き続けている状況をいう。

*² ACEs 逆境的な子ども時代の体験（虐待・親との離別・機能不全家族・家族の薬物中毒など）

【区の相談支援の現状】

■女性相談の受付人数(実人員)

- ・令和5年度では、来所等相談が689人、電話・手紙などによる相談が595人、総計1284人の相談に対応しました。相談対応実人数の全体数は、増加傾向にあります。



■令和5年度 来所相談者：年齢と主訴

- ・来所による相談のうち、約 7 割を占めるのが下表の「DV／離婚」のうちのDV、「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力となっています。

(単位：人)

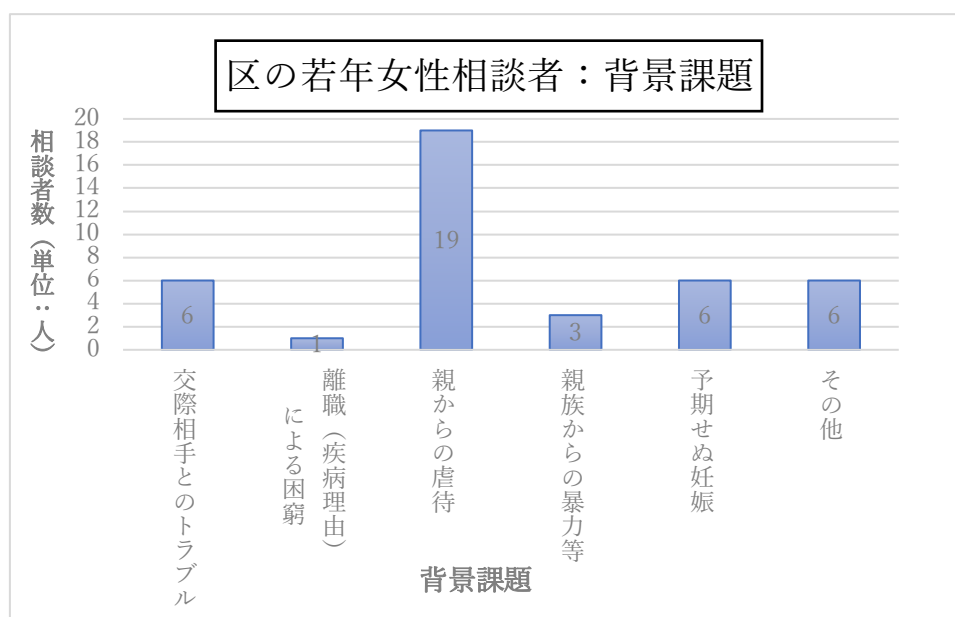
主訴 年齢	DV/離婚	子ども からの暴力	親・親族 からの暴力	交際相手 からの暴力	その他の者 からの暴力	男女 問題	ストーカー 被害	その他	経済	医療 関係	住居 問題	帰住先 なし	計
15~18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~20歳未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20~30歳未満	39	0	34	7	0	0	0	3	1	9	6	0	99
30~40歳未満	141	0	15	2	1	0	0	1	4	6	15	0	185
40~50歳未満	181	0	5	5	0	0	0	4	6	3	9	0	213
50~60歳未満	83	0	1	1	0	0	1	0	7	2	6	0	101
60~65歳未満	14	0	6	4	0	0	1	0	1	0	0	0	26
65~75歳未満	2	7	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	12
75歳以上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	23	1	2	0	0	2	0	11	2	6	0	1	48
合計	485	8	67	19	1	2	2	20	21	27	36	1	689

- ・年代別では、30代から40代の子育て中の女性からの相談が多くなっています。一方で、若年女性(18歳から20代)の主訴は、DV 相談者を除くと、「親・親族からの暴力」の相談の多さが目立っています。
- ・性暴力被害については、民間の相談機関や人権・男女共同参画課の犯罪被害等支援相談員と連携を取りながら対応しています。
- ・母子からのDV相談等の場合は、同伴児童への虐待(面前 DV)という課題もあるため、多く

の場合、早急に対応をする必要があります。相談当日に、東京都女性相談支援センターの一時保護事業が利用できない場合もあることから、緊急一時保護事業などを活用し、相談者と同伴児童の安全・安心を確保することを第一優先に対応しています。

- ・令和4年度以降*³に、区へ相談に訪れた若年女性の相談者（注：DV 相談等をのぞく）の約半数のケースが、過去に「親からの虐待」を受けており、兄や祖父などからの「親族からの暴力」を含めると、約半数以上となっています。「家を出たい」「生活に困っている」という主訴で来所する若年女性の半数以上は、逆境的小児期体験(ACEs)を背景にもち、結果、成人後に多様化する課題を抱えて相談に訪れている現状があります。

*³ 令和4年4月～令和6年9月までの、18歳以上30歳未満の来所相談者のうち、DV相談者を除くもの（全41件）を対象とする。



- ・外国人の方の相談には、母語での相談ができるよう、事前にNPOの通訳サービスの利用を調整するようにし、急な相談の場合も、オンライン通訳が使用できるタブレットを用いて、相談対応しています。その他、離婚手続きなど法的な相談ができる先として、「外国人在留支援センター(FRESC)」とも連携し、FRESC 内法テラスへ繋ぐようにしております。

【課題】

- ・区の相談傾向として、相談者がそれまでの生活を捨てて避難するという考えがもてないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続する事を選択し、DVサバイバーやACEsサバイバー*⁵となる方がいます。結果、女性相談やDV相談が途絶える相談者が一定数います。再び危機的状況になる前に、日ごろの辛い思いを構えずに話せる場所が不足しています。
- ・相談者が抱える困難さや課題が、複合的かつ多様化していく現状があり、専門的かつ新しい知識と技術の習得や、他分野・他機関との調整が必要となるなど、女性相談支援員に求められる専門性・業務に関する難易度が上がってきている状況にあります。

- ・若年女性世代の支援などについては、児童相談所での一時保護歴などの過去の経験から、公的な機関に対する構えや抵抗感がある方も少なくありません。また、支援に繋がっても、相談者のニーズに対して行政から提供できる内容が受け入れられず、1・2回の面接で支援終了となる場合もあります。若年女性支援を継続している民間支援団体とのつながりを持つことで、公的機関としての課題を補う必要があります。
- ・若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」から妊娠・出産という問題に対処することができず、民間の支援団体に相談したことをきっかけとして行政に繋がる相談者もいます。若年女性を支援していく上で、民間支援団体との連携が支援の継続性や繋ぎの中では重要になると同時に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの予防的な取組みも今後の課題となります。
- ・令和6年4月1日現在、区の女性相談支援員21名のうち、福祉職は18名・事務職は3名であり、福祉職の中でも社会福祉士等の有資格者は8名となっています。女性相談支援員に求められる専門性について、研修等による専門性向上支援のほか、困難事例等に関する業務支援が行える推進体制の強化が必要です。

*4 ACEs サバイバー 逆境的な子ども時代の体験を受け、その試練の中で生き続けている状況をいう。

事例Ⅰ 【逆境的小児期体験（ACEs）が背景にある若年女性】

20代単身女性。

小学生の頃に両親が離婚し、母親の夜間放置などネグレクトの環境で育ち、高校卒業を機に上京して風俗の仕事に就く。

当初は、海外旅行やブランド品を買う等生活を楽しんでいたが、徐々に不眠症状が始まり、働けなくなる。消費者金融からの借金・家賃滞納と負債が嵩み住む場所が無くなったことから、NPO法人にSNSで相談し行政につながる。

本人の状況から公的なシェルターや生活保護制度の施設への入所を提案するが、集団生活や携帯電話が使えないことを理由に拒否する。

さらに女性相談支援員は、女性自立支援施設への直接入所の方法を情報提供する。

「（施設を）見ないとわからない」と話すため、施設の見学に同行したが、その場でも即決はできなかった。見学後、NPO法人職員の助言も受け、相談者自ら考える時間を十分にとったところ、ようやく入所を決断できた。

施設入所後は、中断していた精神科の受診を再開し睡眠導入剤の服用を始め不眠が少しずつ解消された。その後も、一日中居室のベッドの上で動画ばかり見て過ごしていたため、施設内作業を（週2、3回2時間程度）開始するよう支援する。

また、住民票の職権消除・番号通知カードの紛失・国民年金の未加入など未解決の行政手続きがあり、女性相談支援員が同行してひとつずつ手続きを進めていく。当初は、手続きの同行を「子どもじゃないんだから、うざい」と煙たがっていたが、最後の手続きでは「一緒だとなんでも出きるから楽だった」と笑って話す。

支援の中で大切にしていること

女性相談に来所する若年女性の半数近くは、※逆境的小児期体験（ACEs）を抱えており、他者との関係や思うことを言葉にすることに課題がある人が多い。

介入や指導ではなく、寄り添い型の支援で本人が決断できる事や少しずつ成功体験を増やすことが重要と考えている。

※小児期に被虐待や機能不全家族との生活などによって経験する困難な体験

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

事例2 【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】

外国籍の30歳単身女性。

就労目的で来日するが、同棲相手からのDVを受け、居所が無くなり在留資格の更新ができず不法滞在となる。その後、別のパートナーと知りあい妊娠する。当初は、自国に戻り出産予定だったので、日本での健診等を受けていなかった。妊娠29週で容体が急変し、(パートナーは一時帰国中であった)母子手帳未交付・健診未受診の状態で病院に救急搬送され、緊急帝王切開にて未熟児を出産する。

出産病院から相談機関につながり、子は医療機関に一時保護委託され心疾患の手術を受ける。相談者も一時期は多臓器不全の状態だったが、元々両親との関係性は良好で、出産後の母子のサポートの申し出があり、相談者も帰国を希望する。テレビ電話でやり取りをし、入院や施術等にかかった多額の医療費用も両親が負担する事となった。母子共に退院の際の帰国までの支援について、女性相談支援員が対応の依頼を受ける。

女性相談支援員は、各種関係機関(区児童相談所、子ども相談担当、病院、大使館、東京出入国在留管理庁、NPO法人)と連携、調整等を行う。

自国の大使館にて、ビザ・子のパスポートの取得、東京出入国在留管理庁にて在留期間の更新手続き、資格延長等の各種手続き、また、帰国に伴い育児物品の買い物への同行など、母子が安全に帰国するために必要な支援を行い、最後は大使館職員と共に空港で出国を見送った。

＊支援の中で大切にしていること＊

外国籍の女性相談を受ける際は、言語の問題のほか、在留資格やビザの問題・ハーグ条約など、法的な対応も含めた知識も必要となる。関係機関との連携、調整等も多くなることから、よりケースワーク力が求められる。

(総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援)

事例3 【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】

相談者40代、夫、子どもとの3人世帯。

半年ほど前から奇異な言動が多くなり、突然家から失踪する。他自治体で保護され、区の女性相談支援員に連絡があり面接につながる。

相談者は、「夫からのDV」があり帰宅はできないという一方で、「悪魔が見える」「霊にとりつかれている」など、終始妄想的なエピソードを繰り返す。精神科への受診を働きかけるが拒否され、「シェルターに入りたい」「安全なところで生活したい」と繰り返す。夜間になった事もあり、警察官も同行の上、都の一時保護施設へ移送する。翌朝、「ここにはお化けが沢山いる」と自主退所し、警察に相談に行ったため、再度、女性相談支援員につながる。

相談者は、「夫が怖くて帰れない」「霊のいないシェルターに入りたい」「頼れる親族はいない」と語るのを、別の緊急一時保護施設に入所手続きをし、女性相談支援員と保健師が相談者へ受診勧奨をし、精神科の受診につなげた。「統合失調症」の診断を受け、即日医療保護入院となった。

入院中、少しずつ症状は回復し、夫と連絡を取り合えるようになり、相談者の希望から帰宅した。

支援の中で大切にしていること

本事例の精神疾患を抱えているケースの場合は、相談者の不安や主訴を丁寧に受けとめつつ、必要な医療につながるよう努めている。

また、女性相談支援員はDV被害の訴えがある場合、相談者（や同伴児童）の安全・安心を第一に考えた支援を心がけている。

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」における女性相談の現状と課題

【現状】

区では女性相談支援員による女性相談の他、男女共同参画センターである「らぷらす」における女性を対象とした相談事業を実施しています。相談事業としては、「女性のための悩みごと・DV相談」の他、「女性のための働き方サポート相談」「女性のための企業・経営相談」があります。

また、相談事業の他、女性のためのサポートグループの運営、さまざまな講座やイベントの実施、情報提供などが一体となった女性の支援を実施しています。

■利用状況の年度推移

令和 5 年度は相談事業全般において相談件数に増加傾向がみられましたが、中でも「女性のための悩みごと・DV相談」では、LINE 相談の件数増加がみられています。(延べ件数)

年度	電話相談	面接相談	メール相談 ※1	LINE相談※ 2	合計
令和元年度	675	110	—	—	785
令和2年度	1,088	104	30	—	1,222
令和3年度	1,050	150	54	—	1,254
令和4年度	1,073	149	26	247	1,495
令和5年度	1,097	109	16	358	1,580

※1 メール相談:令和2年7月より開始 LINE相談:令和4年5月より開始

相談時間帯

令和元年度 週4回(平日3日 土 3時間～5時間/1日)

令和2年度 週5回(平日3日 土日 3時間～5時間/1日)

令和3年度～週5回(平日3日 土日 平日 7時間 土日 5時間/1日)

■令和5年度相談形態と年代

いずれの相談形態でも 40代～50代が主流となっています。LINE 相談を開始したことにより 10～30代からの相談が増加しました。

いずれの相談においても既婚(同居)の割合が多くなっています。

(延べ件数)

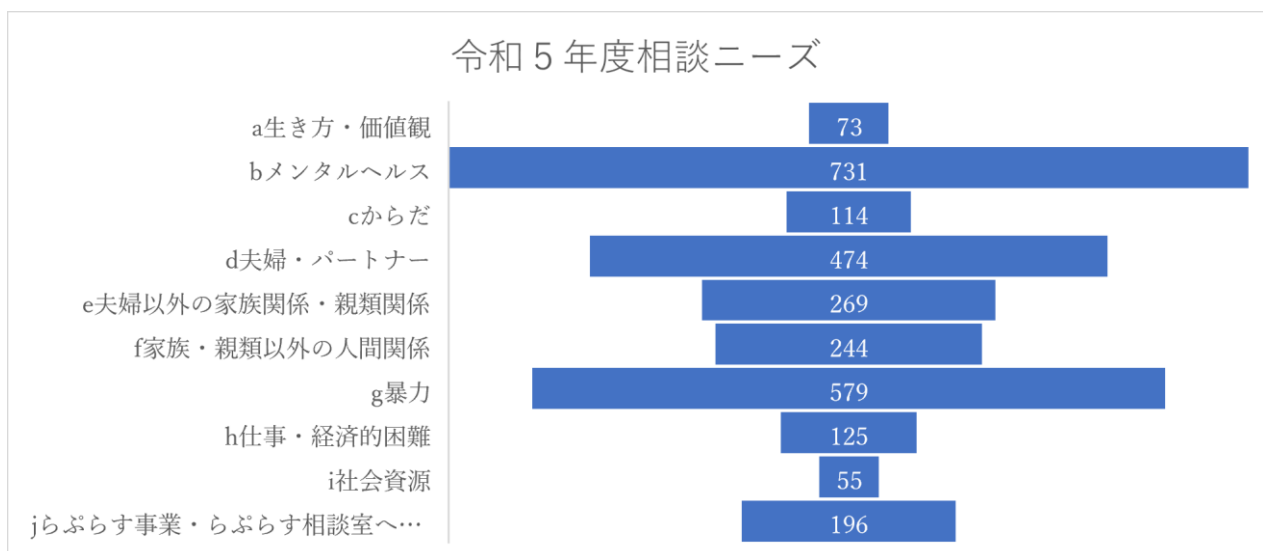
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
電話	1	15	123	<u>429</u>	<u>373</u>	56	20	80	1097
面接	0	0	21	<u>45</u>	<u>33</u>	9	1	0	109
メール	0	2	3	2	<u>6</u>	0	0	3	16
LINE	8	15	54	<u>58</u>	<u>187</u>	7	1	28	358
合計	9	32	201	<u>534</u>	<u>599</u>	72	22	111	1580

■令和 5 年度相談形態と相談ニーズ

電話・LINE などの対面でない相談では、メンタルヘルスの割合が一番高くなっており、いずれの相談も①暴力((夫・パートナー及び、デートDV、親族からの虐待、ストーカー及び元恋人からの身体的精神的等の暴力)②夫婦・パートナーとの関係が上位を示しています。

*延べ件数(複数選択)

分類	電話	面接	LINE	メール	合計
a 生き方・価値観	49	6	18	1	74
b メンタルヘルス	608	21	102	1	731
c からだ	106	3	5	0	114
d 夫婦・パートナー	276	107	91	4	474
e 夫婦以外の家族関係・親類関係	213	17	39	1	269
f 家族・親類以外の人間関係	197	4	43	2	244
g 暴力	347	117	115	16	579
h 仕事・経済的困難	84	7	34	2	125
i 社会資源	44	5	6	2	55
j らぶらす事業・らぶらす相談室への問い合わせ	91	0	105	7	196
合計	2015	287	558	36	5752



【課題】

相談内容の中で、「暴力」や「夫婦・パートナー」との関係に悩んでいる相談は多く寄せられます。内容によっては、相談者の安全を一番に確保するために、適切な関係機関につながなければなりません。そのためにも一時保護の支援を実施する区の女性相談支援員等との連携を一層強化する必要があります。

また、メンタルヘルスや体の相談、就労、経済的困難など、専門機関での相談が必要な場合には、適切な関係機関を案内することが重要になります。

そこで、相談員のスキルアップのために、年数回専門家による研修や東京ウィメンズプラザのSV 研修の受講や、相談員が一人で抱え込まないよう週に 1 回全員出席のカンファレンスを行っていますが、今後もよりよい相談を目指し、チームで研鑽を続けていく必要があります。

コラムⅠ 男女共同参画センター「らぷらす」のDV相談から

「らぷらす」への相談は、「DVを受けているのですが」とか、「DVの相談をしたいのですが」…といった、かかってくるものもありますが、多くの相談者は、生活する中で、なにかもやもやする、不安になる、家族という時間がつらい、子育ての方針でパートナーを意見が合わないなど、DVとは一見関係なさそうな話から始まります。

相談者自身、自分がDV被害者なのかどうか認識していない場合、相談員は、相談者に寄り添い、傾聴「聴く」に加え、DVに関する情報や知識を伝えながら、相談者の自己決定を尊重し、DVを受けていることの認識を促します。

また、経済的な不安や、子どものために家を離れられない、離婚は考えていないという場合は、家庭の中で、暴力を振るわれないための安全計画やパートナーとのコミュニケーションの取り方等、安全を担保するのに必要な、且つ、役に立つ知識や情報を伝え、相談者ができることを一緒に考えていきます。

本人が、家を出た、帰る場所がない等緊急避難が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、子ども家庭支援課等関係機関につなげています。また、夜間・休日など行政窓口が閉庁している場合は、警察につなげています。

「らぷらす」の相談の対象は、生きづらい、つらい…、もしかしてDVかも…という人から、課題の整理、解決方法を探したい人、心とからだの回復を目指す人、生活再建、経済的自立をめざす人まで、様々です。離婚後、支援も受けながら生活が始まったが、一人になってさびしいと、再び「らぷらす」に相談する人もいます。

ご自身が抱える課題をなんとかしたいと相談してきた人に寄り添いながら、解決において支援すること、そして、相談者と相談員の対等な関係の中で、次の行動に移せるように、「相談者へエンパワーメント」をしていくことが「らぷらす」の相談の役割と考えています。

エンパワーメントとは、抑圧されていた人がもともと持っている力に気づき、それを発揮していけるようになること、そして、相談者自身が問題解決の主体となるとともに、他者となつながら、新しい価値や関係性を身につけていくことです。

「らぷらす」では、相談以外にも、居場所事業や講座事業、情報収集・提供事業等を行っており、相談者の方に添った支援をしています。

悩みごとDV相談に相談していた女性が、相談が進む中で、居場所に興味を持たれ、参加しました。彼女にとって、とても心地よく、気に入ったようでした。その影響からか、次に、働いてみたいということで、働き方サポート相談につながりました。

これまで、契約更新されないことが多かったという経験から、今回は短期のバイトを探し、働き始めることができました。数か月後、ご本人から、最後まで務めることができた、うれしかったという電話が入りました。相談に加え、居場所事業に参加することで生き方の選択肢が広がり、自己信頼感を回復することができたのです。

コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぷらす」の女性相談ってどう違う？

○女性相談支援員による女性相談

子ども家庭支援課は、配偶者暴力防止法による配偶者暴力防止センターの機能の一部を担っており、女性相談支援員によるDV相談では、避難を要する方の一時保護等の支援も行い、必要に応じて同行支援をおこなっています。主に緊急度や危険度が高く緊急対応や安全確保が必要な支援を担っています。

同様に親族からの暴力や居所のない女性の相談を受けた場合も一時保護等の支援を行っています。また、予期せぬ妊娠や経済的困窮、居住に関する困難を抱えた相談者に関係部署と連携して支援を行っています。

○区立男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV相談

男女共同参画センター「らぷらす」での相談では、DVに関する相談だった場合は、DVに対する理解や自分の考えを整理するための自己決定支援を行うなど、カウンセリング機能を担っています。

相談を継続しながら、状況に応じて男女共同参画センター「らぷらす」で行う各種男女共同参画事業につなげるなど、相談者の気づきやエンパワーメントにつながるよう支援しています。

DV以外の悩みごとの相談では、家族の問題や人間関係、職場の問題など、女性ならではの生きづらさについての相談が多く寄せられています。

また、状況に応じて男女共同参画センター「らぷらす」で行う各種男女共同参画事業の案内や生活困窮や精神保健、障害や高齢のサービスが必要な場合などは、行政機関につないでいます。

(3) 庁内関係所管の支援の現状と課題

【現状】

これまでも、区では、各総合支所子ども家庭支援課に女性相談支援員を配置し女性相談を実施し、男女共同参画センター「らぷらす」においても「女性のための悩みごと・DV 相談」により、困難な問題を抱えた女性への相談に対応してきました。

また、国の基本方針において求められている支援の内容等について、庁内関係各課で男女問わず実施している施策を洗い出すと、ほぼ支援内容を網羅している状況があります。国が示す基本方針に基づき、区における支援の現状を関係各課に確認した状況を下記に整理しました。

① 国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状

支援の内容

i) アウトリーチ等による早期の把握

(求められる具体的な支援内容)

支援を求められる相談先を広く周知すること、SNS 等を活用したアウトリーチを含む多様な相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談

家族、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー恋人などからの暴力やモラルハラスメントに悩む女性のための相談を実施している。電話や面談による相談のほか、令和2年7月よりメール相談を、令和4年5月より LINE 相談を開始している。

【子ども家庭課】

○ヤングケアラーコーディネーター業務及び LINE 相談

ヤングケアラーを取り巻く地域の関係機関の支援力強化のため、ヤングケアラー支援のための専門知識を持つ者によるヤングケアラーコーディネーター業務を実施している。また、当事者が空いた時間等に気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設している。

○ひとり親支援拠点

令和3年度(2021年度)に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、施設等に入所しているひとり親家庭だけでなく、広く地域で暮らすひとり親家庭等も含め支えていく地域のひとり親家庭支援拠点を目指し、母子生活支援施設等の機能強化や支援の質の向上を図っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等保健師による相談支援を実施している。

ii) 居場所の提供

(求められる具体的な支援内容)

気軽に立ち寄り支援者や他の女性たちとも交流することができる居場所の提供に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども・若者支援課】

○あいりす

身近な居場所:実施内容 小学5年生から24歳までの女性のための居場所

○たからばこ

身近な居場所:実施内容 小学5年生から高校生世代の居場所

○青少年交流センター

主に 39 歳までの若者がふらっと立ち寄れ、思い思いに過ごすことができる施設。ユースワーカーと呼ばれる職員が若者との対話を通じて、その中で出た悩みや課題に対し、適切な支援先につないだりしている。

【児童課】

○児童館

地域での子育て支援の身近な場所として、仲間づくりや情報交換、相談等のほか、出産前の方も利用できる。また、こどもまつりやキャンプ、創作活動等を通して、小学生・中高生世代の健全育成や居場所づくりにも取り組んでいる。

【子ども家庭課】

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業まいぷれいす

経済的な理由等で支援を必要とする家庭の中学生のお子さんが、平日や土日の 16 時から 21 時に、安心した空間で、勉強をしたり、ごはんを食べたり、自由に過ごすことができるように居場所を提供し支援する事業

iii) 相談支援

(求められる具体的な支援内容)

「本人中心」の相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による女性のあらゆる困りごとの相談

*2(1)③女性相談支援員の現状と課題参照

【健康づくり課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

「保健師による相談支援他」「精神科医によるこころの相談」により実施

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV 相談 【再掲】

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○せたがや若者サポートステーション(国事業)

一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施

【生活福祉課】

○メルクマールせたがや

世田谷若者総合支援センターにおける生きづらさを抱えた方やその家族の相談支援

【障害保健福祉課】

○地域障害者相談支援センター「ぽーと」

年齢や障害種別を問わず、区内在住の障害者、障害児及びその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方)、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」を見つける場所として、2016 年からオープン。

【障害保健福祉課・保健福祉課】

○発達コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員(心理職)がコーディネートを行う。

【子ども・若者支援課】

○せたホッと

世田谷区に在住・在学・在勤の 18 歳未満の子どもの権利をまもり、救済する機関で、世田谷区の子どもの関わる悩みや心配ごとなどをサポートしている。相談は、電話・メール・手紙・FAX・面接で行っている。

【子ども家庭課】

○地域のひとり親家庭支援拠点での休日相談事業

母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施。

【児童相談支援課】

○せたエール

児童養護施設や里親などの元を巣立った若者が気軽に立ち寄れる居場所で、予約制の個別相談も行っている。

【保健福祉政策課】

○福祉の相談窓口

区内28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と社

会福祉協議会地区事務局が入り、「福祉の相談窓口」を設置している。

この三者が連携して様々な相談を受けており、福祉の相談窓口だけでは解決できない専門的な相談は担当組織や専門機関に引継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応している。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに（UNI）

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援

健康づくり課、保健福祉課の保健師とともに関わりが困難な事例に対して支援を行う。

iv) 一時保護

（求められる具体的な支援内容）

緊急時など支援対象者の状況に応じて本人同意に基づく一時保護を行う。

（各課の取組み）

女性相談支援センターの利用	【子ども家庭支援課】
世田谷区緊急一時保護事業 ※	【子ども家庭課】【子ども家庭支援課】
民間団体との連携によるシェルターを活用	【子ども家庭支援課】
救護施設、更生施設、宿所提供施設・宿泊所	【生活支援課】
障害者施設・高齢者施設での一時保護	【保健福祉課】
児童相談所による子どもの一時保護	【児童相談所】

※緊急に保護を要する母子や単身女性を一時的に指定施設へ入所させて必要な保護、相談、指導等の応急的措置を行う。

V) 被害回復支援

（求められる具体的な支援内容）

生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う。

（各課の取組み）

【健康づくり課】

○保健師による支援

こころの健康相談

○精神科医による心の相談(配偶者暴力相談支援センター機能)

こころの健康相談

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV相談【再掲】

○犯罪被害者支援

犯罪被害者等支援相談員が、犯罪被害等により生じた不安や問題などの話を伺い、必要な情報を提供しながら支援し、支援が受けられる担当課や支援機関へ紹介や連絡調整を行う。必要に応じて、警察署や裁判所など犯罪被害にかかる手続き、病院などへの付き添いを行う。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設による支援

未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性や、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にあり、養育すべき児童を有している世帯を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所後も相談その他の支援を行う施設。

VI)生活の場を共にすることによる支援

(求められる具体的な支援)

サポート下において被害からの心身の健康の回復や日常生活を取り戻す支援を行う。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援(再掲)

○女性自立支援施設(都)における支援の実施

＊2(1)②女性自立支援の現状と課題参照

○民間施設との連携

ステップハウス事業を実施する民間団体と連携して支援を実施する。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設入所支援(再掲)

VII)同伴児童等への支援

(求められる具体的な支援内容)

学習支援や心的外傷へのケアや相談支援、保護者が養育を十分に行えない場合の支援を行う。

(各課の取組み)

【児童相談所】

○一時保護所での心理的ケアや学習支援

- ・一時保護児童には心理司が必ずついて対応し一時保護所の心理司とも連携して対応している。
- ・一時保護所内で学習の時間を確保し、子どもの能力に沿って支援している。学習指導専門員を配置し、学校への通学ができない状況でも一時保護所内での学習強化に向け、学校との連携を強化している。
- ・一時保護中、危険がないなど一定の要件を満たしている子は現在も行事等に参加できるよう支援しているが、更に学校に安定的に登校できる体制作りを現在検討中。

【子ども家庭支援課】

○子ども相談担当による支援

女性相談支援員と連携し、子どもについての相談を行う。心理士による見立てや保護者・子どもへの助言を行う。保護者・子どもの状況によっては、児童相談所へ対応を依頼する。

○緊急保育(保育課との連携)

入院や出産等で昼間緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育する。

○医療機関との連携

要保護児童対策協議会として、医療機関への連携を依頼、必要に応じ個別ケース検討会議等を実施する。

○母子生活支援施設における心理的ケアや学習支援

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭等への子どもの学習支援(かるがもスタディールーム)

学習習慣の定着や勉強の苦手意識の克服を目的としたひとり親家庭等の小中学生を対象にした学習支援

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」(再掲)

VIII) 自立支援/生活支援/日中活動の支援/居住支援

(求められる具体的な支援内容)

支援調整会議の場も活用し、医学・心理的支援、生活支援、日中活動支援、居住支援を行う。

(各課の取組み)

◆医学的又は心理的支援

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援・病院同行など

女性相談支援員による相談支援を実施し、必要に応じて病院同行なども行っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等を実施。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援(再掲)

【障害保健福祉課】

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方）、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○発達支援コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員（心理職）がコーディネートを行う。

◆就労支援

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○三茶おしごとカフェ(R60SETAGAYA-含む)※産業振興公社事業

国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、シニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。

○せたがや若者サポートステーション(国事業)(再掲)

○世田谷で働こう！就職応援プログラム

区内企業での正規雇用を目指す求職者のキャリアチェンジの取組みとともに、企業と出会う機会を数多く設けマッチングにつなげる事業

○世田谷 IT カレッジ(区内 IT 企業株式会社セックとの連携事業)

IT 系職種での就業を目指す求職中または非正規雇用で就業中の若年者を対象とし、メンターによるオンラインサポートのある e ラーニングプログラム

○女性デジタルカレッジ(都と共催事業)

育児や介護等の事情を抱える女性が平日等の昼間に短時間で受講可能な訓練(託児サービスあり)

○(公社)世田谷区シルバー人材センター

高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。

【子ども家庭支援課・生活支援課】

○母子・父子自立支援プログラムに基づく自立支援

よりよい仕事に就きたい、職業訓令を受けたい方に、希望や経験を聞いた上で、母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して就業を支援する。

○母子家庭および父子家庭高等職業訓練給付金事業

受講期間中の生活の負担を軽減し就業に有利な資格の取得促進のため、給付金を支給する。

○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業に必要な教育訓練講座を受講したとき、経費に一部を支給する。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに(UNI)

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う

◆住宅支援

【居住支援課】

○お部屋探しサポート

高齢者、障害者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に対し、区と協定を結んだ不動産店団体の協力により、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する事業

○ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

18歳未満の子を養育するひとり親世帯の方が本制度の対象住宅に転居する場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額を減額し、ひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を図る制度。

◆日中活動の支援

【障害保健福祉課】

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」をみつける場所として、2016年からオープン。

◆生活支援

【生活福祉課】

○世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」(国事業)

「生活に困っている」「就職したい」「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口で専門の相談員による相談

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭への支援養育費相談会・養育費の取り決めに関する公正証書等の作成支援、母子・父子自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練などの就労に向けた支援、離婚前後の親支援講座などの離婚直後から生活安定に向けた支援、ひとり親家庭支援拠点(R6年後半～)等

IX)アフターケア

(具体的な支援内容)

地域生活の移行に際し、孤立しないよう地域での生活再建を支える。

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

一時保護解除後に地域で生活を開始後もフォロー面接により自立後の生活の安定を図る。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設によるアフターケア(再掲)

【児童相談支援課】

○せたエールによるアフターケア(再掲)

＊)若年女性への支援

国の基本方針には項目は設けられていないが、東京都の基本計画においては、日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策として掲げている。

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談(再掲)

【子ども家庭支援課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を女性相談支援員と子ども相談担当、保健師と連携して実施している。

○女性相談支援員による相談支援

家族からの暴力や、自宅に帰れないなどの事情のある若年女性からの相談に応じ、一時保護などの支援を実施する。

【児童相談所・子ども家庭支援課】

○18歳到達時の支援の連携

児童相談所や子ども家庭支援課子ども相談担当において支援していた女子児童が18歳に到達し、支援の継続が必要な場合には、子ども家庭支援課女性相談支援員と連携して支援を継続する。

【健康づくり課】

○保健師による予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を実施する。

【健康推進課】

○思春期世代に向けたたりプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知、啓発。

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施、パンフレットの作成

【子ども・若者支援課】

○身近な居場所「あいりす」

小学5年から24歳までの女性のための居場所

【児童相談所】

○18歳到達時の支援の連携(再掲)

支援の体制

(具体的な内容)

3機関(女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員)の連携体制、及び民間団体との連携、関係機関(福祉、保健医療、子育て、教育その他)他分野を含めた連携。連携強化により早期に円滑な支援を行うため関係者を集めて組織する「支援調整会議」を設ける。(市区町村:努力義務)

(現状)

・福祉分野においては、既に相談者の状況に応じて、適切な関係機関と連携支援しているが、住まいや就労支援などの場では、相談者の背景による経済的な課題や活動制限などにより支援に苦慮する実態がある。

・DV 被害者については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を根拠とする、関係団体・関係機関で組織する「DV 防止ネットワーク全区協議会」及び「DV 被害者支援団体連絡会」を実施している。DV 被害以外の困難な問題を抱える女性に関する支援調整会議は実施していない。

教育・啓発

(具体的な内容)

相談窓口の周知及び、女性支援施策に関する教育・啓発・広報等の実施。
性暴力被害等に関する教育・啓発等。

(現状)

【人権・男女共同参画課】【教育委員会】

○デートDV 防止

・デートDV 防止リーフレットを作成し、教育委員会と協働し中学2年生に配布。

【人権・男女共同参画課】【子ども家庭支援課】

○配偶者暴力防止

・配偶者暴力防止センター相談先カード・リーフレットを作成し、子ども家庭支援課を中心に配布している。

○女性支援施策の普及啓発

・男女共同参画センターにおける、各種講座やイベント及び情報提供

【健康推進課】【教育指導課】【児童課】

○思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知・啓発

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施及び啓発資料の配布⇒2年間で全中学校にて実施

人材育成

(具体的な内容)

研修を実施し、女性相談支援員を始めとする支援にかかわる職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図る。

(現状)

【子ども家庭支援課／人権・男女共同参画課】国及び東京都主催研修への参加

【子ども家庭支援課】新規横転者研修、勉強会を実施

【人権・男女共同参画課】DV 相談に関する事例検討会を実施

【子ども家庭課】母子生活支援施設職員に対する研修

【児童相談支援課】子ども家庭支援センター新任・横転者研修

② 関係各課等における女性支援事例の状況

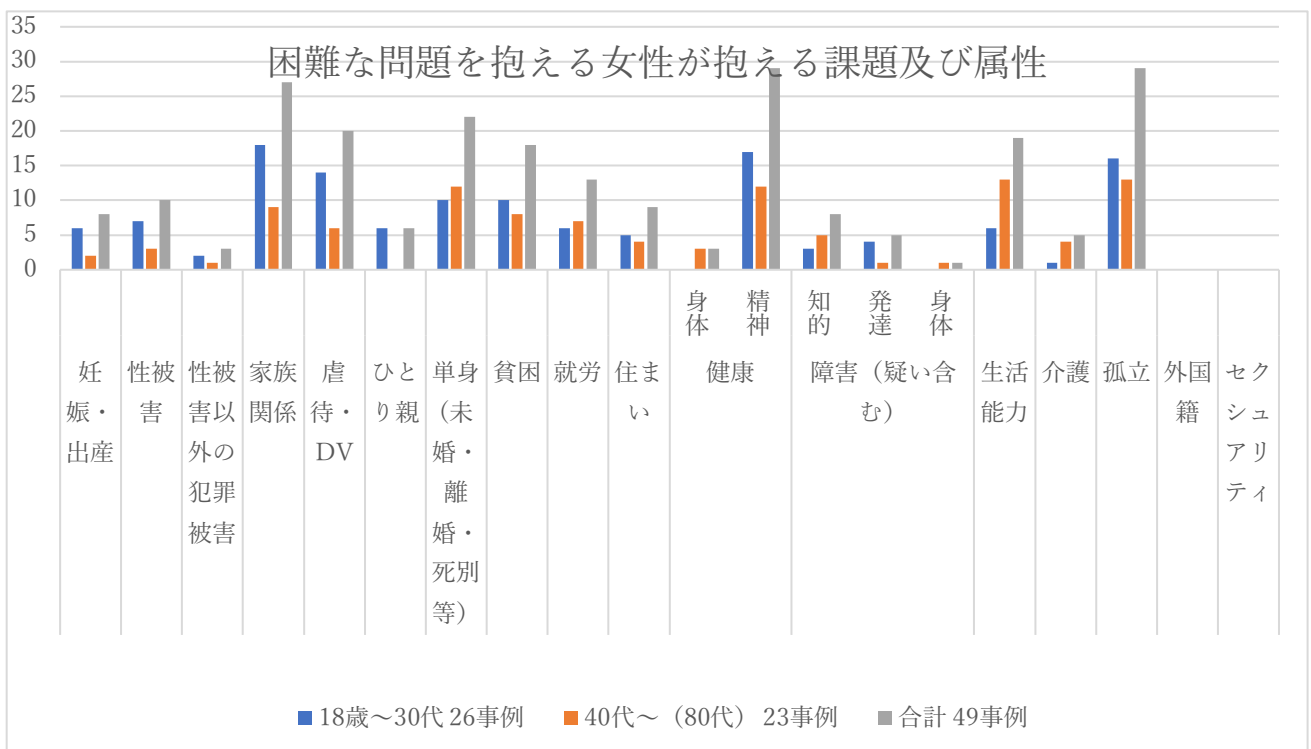
区における女性からの相談の現状から課題を明らかにするため、検討会において、女性相談の窓口のみでなく、検討会の各課及び関係事業所に対応している女性からの相談の内、支援が困難だった事例や、早期に支援ができていたらと感じた事例などを挙げ、年代ごとに課題を分類しました。（事例提供数 49 事例 8課6事業所）

「支援が困難だった事例や、早期に支援ができたらと感じた事例」と限定して抽出していることから、相談の全体像をとらえるものにはなっておりませんが、課題と今後必要となる支援策の検討の材料としました。

年齢にかかわらず上位を占めている課題が孤立、精神疾患(疑いも含む)となっています。18歳から30代では、家族関係が2番目に多く、40代以降では、生活能力の課題、単身が多くを占めています。

また、18歳から30代の26事例の内の7事例、3割弱が何らかの性被害に遭っているという状況でした。（複数選択）

		妊娠・出産	性被害	性被害以外の犯罪被害	家族関係	虐待・DV	ひとり親	単身（未婚・離婚・死別等）	貧困	就労	住まい	健康	障害（疑い含む）			生活能力	介護	孤立	外国籍	セクシュアリティ
												身体	精神	知的	発達	身体				
18歳～30代	26事例	6	7	2	18	14	6	10	10	6	5	0	17	3	4	0	6	1	16	0
40代～（80代）	23事例	2	3	1	9	6	0	12	8	7	4	3	12	5	1	1	13	4	13	0
合計	49事例	8	10	3	27	20	6	22	18	13	9	3	29	8	5	1	19	5	29	0



【課題】

国の基本方針で求められている支援の内容・体制等における区の現状及び区における女性の支援の現状を通しては以下のような課題が上げられます。

- ① 福祉所管においては、多様な課題に連携して支援している実態がある一方、住宅や就労などの所管においても複雑な背景を持つ女性への支援が必要な状況があり、多様な関係機関が連携を強化し一体的に包括的な支援を行う必要があります。
- ② 男女問わず実施している各種施策についても各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要です。
- ③ 障害、高齢、生活困窮、児童福祉等福祉施策に関わる場合は、主訴を入口に既存の相談機関で対応を行っているが、若年女性や中年層単身の女性など、困難な問題を抱えていても相談の窓口が届きづらく、重篤な状況になってから関わりが始まっている状況があり、相談につながりにくい層への対応策を検討する必要があります。
- ④ 性暴力や性犯罪被害、性的虐待等の性被害の、予防的対策のため、若年女性に向けて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知・啓発の充実を図るとともに、敷居の低い身近な地域での相談支援や居場所の提供が必要です。
- ⑤ DV相談を受ける女性相談支援員が、安全に相談業務に携わり、DV被害者が避難する場合に相手方の追跡を防止する等の配慮のため、女性相談支援員及び窓口について明確な周知をしてこなかったこともあり、相談窓口及びその機能の周知方法に工夫が求められます。
周知にあたっては、女性支援の対象が、子どものいない単身者や日本語を母語としていない外国人の方が、対象であることが伝わるような周知の方法が必要です。
- ⑥ 行政機関だけでは、支援が行き届かない事例に関しては、独自の支援を実施しており、柔軟性のある支援や知見を持った民間団体との連携により包括的な支援を実施する必要があります。
- ⑦ 複雑化・多様化した課題に対応する女性相談支援員等の専門的知見の習得や資質の向上を図り、女性相談支援員等が多様な相談者の意思を尊重しながら支援ができる体制等のあり方を検討する必要があります。

事例4 【軽度の知的障害のある女性の支援】

20代女性。幼少期に母親の養育困難で、兄と共に児童養護施設に措置される。父親は不明。その後、施設や学校で粗暴な行動が頻発し、入退院を繰り返す。施設入所中に愛の手帳を取得。18歳で措置期間が終了になるが、ひとり暮らしは困難なため、グループホームへの入居となる。

日中は近隣の福祉作業所に通い始め、順調に障害福祉のサービスを受けながら安定した生活を送れると思われた。しかし、手紙のやりとりだけであった母親と頻繁に連絡を取り合うようになり、グループホームでの順調な生活が狂い始める。本人が母親の家に遊びに行きたいと言い出し、何十年ぶりに母親と再会した。実際に会った母親は、本人が思い描いていた母親像ではなく、本人は「二度と行かない」と言っていたが、その後もやりとりは続き、再び、母親の元へ。そのまま、母親と暮らすつもりでいたが、母親と口論になった際、母親から叩かれたと言い、グループホームに戻ってくる。その後は、母親と連絡は取っていない。

グループホームでの生活に戻っても、精神的に不安定になると問題行動がみられ、門限を過ぎてもグループホームに戻ってこない日もあった。そんな中、SNSで知り合った不特定多数の男性と性的な関係をもってしまう。本人は「さみしかった」と話す。本人には、妊娠のリスクがあること、自分の身は自分で守る必要もあることを伝え注意を促した。

現在は、ひとり暮らしをしたいという目標があるため、そこに向けてモチベーションが持てるよう励ましながら支援をしている。しかし、本人の気持ちに寄り添いながら支援をしても、根底に愛着形成の未熟さがあり、本人の心の寂しさや不安を払拭することは簡単ではなく、支援の難しさを感じている。

(総合支所 保健福祉課 障害支援担当による支援)

事例 5 【自殺未遂によりつながった若年女性】

20代。単身女性。原家族は、両親、5歳違いの兄。幼少期から、父より暴力があり、中学卒業とともに家出し、風俗業などを転々として生活してきた。

区の把握契機は、入院医療機関からの紹介によるものであった。パートナーに自分以外にも交際している女性がいることを知り、自分以外の女性と関係を解消させたいと、パートナーに金を貸したが、その後もパートナーが女性との関係継続していることに不満を持ち、パートナー宅で飲酒とともに処方薬100錠を内服。大学病院に救急搬送され、治療後すぐに帰宅。自殺をほのめかす写真をパートナーに送り、パートナーが110通報し、自傷他害の恐れありと判断されて都内の精神科に措置入院となった。

精神保健福祉士が本人と初回面接し、退院後の治療や生活について相談した。本人は治療については「生命保険に加入できなくなるので精神科の通院はしたくない」生活については「以前働いていた風俗店からいつ来てもいいと言われているから大丈夫」と訴えた。本人との関係構築を目的に、月1回定期面接をすることを約束し退院となった。

定期面接では約束の時間は守れないことは多かったが、面接した際には「パートナーと縁を切りたいが、貸していた金を返してほしい」「眠れないので睡眠剤がほしいがお金がないので精神科に行けない。どうしたらいいか」など自分の気持ちを話したり、支援者に相談できる関係になってきていた。

定期面接の中で新しいパートナーができたと報告があり「パートナーの夢の実現のために自分も協力したい」「パートナーの借金の保証人になり、パートナーに自分の給与を渡している」「パートナーと口論になり、殴られることもある」「自分に一緒にいてくれるからつなぎとめておきたい」と話があり、今後の生活について一緒に考えていこうと伝えていた。

しかし、突然本人より「パートナーがみつけてきた社員寮もある会社（風俗店）に転居が決定した」と一報が入った後、本人連絡がつかない状況になり、他区への転居を確認した。

（世田谷保健所 健康推進課による支援）

(4)民間団体等の活動状況

連携の具体的な方法や、今後の取組みの参考に区内及び先進的取組みを実施している都内民間団体等の視察等を実施しました。

視察先の選定にあたっては、一時保護後に自立に向けた中長期的な支援を実施するステップハウスや若年女性支援の場が不足しているのではないかと仮定しステップハウスや居場所の支援実施している団体を中心に実施しました。

① 民間団体等視察先

視察先については、以下になります。

各団体等の詳細については、ホームページ等で確認ください。

NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 視察（国立市）

Jikka-yume.com

民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り

<http://seniorsingies.webnode.jp/>

認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表

<https://home.piccolare.org/>

NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察（世田谷区）

<https://www.ngo-npo.org/wave/>

NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察（世田谷区）

*内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp>npopotal>detail>

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察（豊島区）

<https://www.watacafe.jp>

豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング（豊島区）

<https://www.city.toshima.lg.jp>suzuran>smaile>

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察

<https://kyoufukai.jp>

NPO 法人せたがや福祉サポートセンター（リンク）視察（世田谷区）

<https://setagaya-npolink.jp/>

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト視察

<http://bondproject.jp/>

② 視察等状況まとめ

【官民連携の方法について】

国立市と連携して「女性パーソナルサポート事業」を委託事業として実施しているNPO法人くにたち夢ファームJikkaは、女性支援のノウハウを持った民間団体として事業の設計の段階から行政の実施する検討会のメンバーとして関わっていました。

また、豊島区内で若年女性の居場所や相談事業を実施している公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」は、自主財源により、若年女性支援に関わる先駆的な

取組みを実施しており、豊島区が組織横断的な若年女性支援「すずらんスマイルプロジェクト」とは、生きづらさを抱える若年女性をつなぐ、つなげる「すずらん・ネット会議」を通して連

携・共同しています。

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトのカフェ型相談室では、女性自立支援施設の心理士(週 1 回)や女性相談支援センター職員(月 1 回)が訪問して対面相談を実施することで、行政機関への相談ハードルが下がり、公的機関につながるケースが増えているとのことでした。

【民間団体の専門性について】

NPO 法人レナセール及び婦人矯風会「女性の家 HELP」では、多様な外国語での対応が可能です。また、助産師が中心となり、妊娠にまつわるすべての相談に寄り添う「妊娠葛藤相談」の実施や、居場所のない妊婦が安心して過ごすことのできる住居等を提供している認定 NPO 法人ピッコラーレなど専門性の高い事業を実施している団体がありました。

【既存の制度にはない事業の実施】

一時保護の施設は、公的なものも含め既存のものがありますが、「ステップハウス」と言われる、一時保護から自立に向けて中期的な支援が可能な施設は、子どもを伴う場合は、「母子自立支援施設」がありますが、単身の場合でも利用可能な施設を運営している団体として、NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブと NPO 法人レナセールがあります。視察の中で、ステップハウスの空き情報を女性相談支援員と共有する方法を提案し試行が始まっています。

また、「わくわくシニアシングルス」では、いままで相談先のなかった中高年単身女性が、自助グループを組織し活動しており、困難な状況を実態調査に基づき発信していました。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」では、今まで相談につながりにくかった若年女性の安心できる居場所づくりに取り組み、そこでは、社会福祉士、心理士、助産師の専門相談が受けられるようになっています。

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトでは、経済的困窮が自立を目指す上での課題となるケースが多いことから、シェアハウスの運営を開始するなど、若年女性の相談内容に応じて新たな支援策を創出しています。

【地域づくり等地域に根差した事業の実施】

また、地域で安心して生活をしていくための、地域のつながりと居場所づくりをしている団体があります。NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブでは、ステップハウスや相談事業のみでなく、介護事業や地域福祉事業を柱に活動を行い、地域交流事業にも力を入れていました。NPO 法人せたがや福祉サポートセンター(リンク)は、地域ネットワークの構築と居場所づくりによる支え合いのまちづくりの活動を通じて、中高年単身女性の抱える課題と不安を聞き取り、ボランティアで人の役に立つ活動を入り口に地域とつながるきっかけをつくるなど幅広い活動を背景に支援を実施していました。

③ 今後について

視察等を通じて、先駆的に必要な支援を独自に実施している民間団体の状況を把握してきました。今後も、地域で活動している団体等の状況を集め、視察等により地域で活動する団体の発掘と連携に努め、困難を抱えた女性の希望に沿う支援につなげられるよう支援のネットワークを作っていくことが必要であると考えています。

コラム3 自助グループ「わくわくシニアシングلز」の活動

【活動内容】

- ・2015年 将来不安を抱える中高年シングル女性が東京を中心に集まった自助グループ。
- ・交流カフェ開催。年金・介護・住居等この時代を生き抜く不安材料は多々あるが、繋がれば知恵もわいてくる。そういう思いで集まる。
- ・会員交流、必要な情報を得るセミナーを行う共に、中高年女性の困難・貧困が政治から「置き去り」にされている現状を憂い、実態調査や政党・国会議員に要望書を届ける活動をしている。

2022年 第2回中高年シングル女性の生活状況実態調査

2023年11月10日 「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定にあたっての要望書を東京都に提出

【インタビュー・2022年生活実態調査より】

- ・困難女性支援法が議員立法で出たときは、私たちは喜んだ。行政に相談に行けない状況がある。母子家庭であった時までは縁があったけれど、卒業したら、一切何もなくて、あとは自己責任。どこにも相談の行き場がなかった。
- ・今まで相談に行けなかった、足が向かなかった困難を抱える女性が、この法律が成立したことで、未来への希望をもって相談にアクセスすることは、容易に想像できること、その状況に対応できるセンターであり相談員である必要がある。
- ・2022年度調査には、40歳以上2,345人以上が回答。それぞれの世代が直面する困難が浮き彫りにされた。

*中高年シングル女性の雇用・収入は厳しい。

*コロナ禍・円安による物価高騰

*低収入・生活苦の中、重い住居費負担

*就労支援を受けたことがない人が6割

*悩みは病気・介護・仕事等多岐にわたる。

*65歳以上の高齢者一月額10万円年金に満たない人が半数超

*40代・50代氷河期世代のシングル女子

・必要なことは、情報と人のつながり



3 今後の取組み

(1) 基本的な考え方

本人の意思を尊重した支援

- ・法の基本理念にそって、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を実施します。

様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

- ・法が定義する状況(性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む。))にあてはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を実施します。
- ・障害により情報取得やコミュニケーションに配慮が必要な方に対する周知や情報提供について、当事者の意向を尊重した合理的配慮を提供するとともに、これまで以上に丁寧に対応していきます。
- ・日本語を母語としていない外国人の方に対して、周知や情報提供に配慮するとともに、関係課と連携して寄り添った支援をしていきます。
- ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、国の基本的な方針にのっとり、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

- ・様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化します。

支援につながりにくい層への早期支援

- ・これまで、女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった若年女性や40代から50代の中年層単身(*)などの層も含め、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながることを目的に、庁内や関係機関に女性の抱える困難さに対する理解が広まるよう周知するとともに、居場所等の創出や相談者が「自分が相談してもいいのだ。」と思える相談窓口の改善を図ります。

*単身：離婚・未婚・死別を含め配偶者が不在で、18歳未満の子がいない状況とする。

相談機能の強化

- ・女性相談支援員は、引き続き、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課・機関と連

携し、各総合支所において支援を行います。

・また、女性相談支援員が、「本人の意思を尊重した支援」を実践し、意思決定を支援する「寄り添った支援」が可能となるよう職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していきます。

基本的な方針から基本計画の策定へ

・令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取り組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し、取り組みを推進していきます。

(2) 全庁的推進体制の構築

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働による、包括的支援を行う体制の強化に取り組めます。

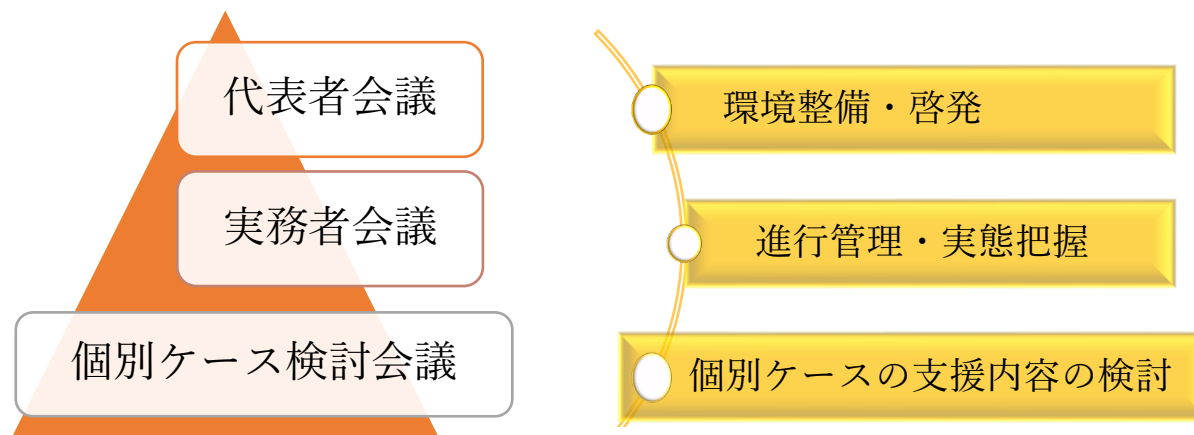
① 支援調整会議(法15条)の設置【新規】

法15条に定める「支援調整会議」を設置し、庁内及び民間団体との協働を強化します。

支援調整会議とは、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、行政の関係機関と民間の団体が、必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議体です。

法で守秘義務が定められているため、複合的な課題を抱えた相談について、民間団体を含めた複数の関係機関で情報共有しながら支援方針を検討することも可能です。

法で定める役割に応じて【代表者会議】【実務者会議】【個別ケース検討会議】の3層の会議体を新たに構築し実施します。



【代表者会議】

i 目的

- ・支援調整会議の構成機関等の代表者による会議。
- ・実際の担当者で構成される実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるための環境整備に関する協議を行う。

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価
- 実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発

ii 実施体制

DV 防止ネットワーク全区協議会【既存】及び DV 被害者支援団体連絡会【既存】を代表者会議に位置付けて構成メンバーや実施内容を DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ名称を変更する。

III 構成メンバー

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援全区協議会

関係所管、東京都女性相談センター、警察、法曹界、医師会、民生・児童委員、人権擁護委員、民間団体等

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援団体連絡会

民間団体、東京都女性相談支援センター、警察、子ども家庭支援課等

【実務者会議】

i 目的

- 個別ケース全体の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針の確認等
- 個別ケース検討会議で課題となっている点の更なる検討
- 地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

ii 実施体制

人権・男女共同参画課に配置された DV 相談支援専門員が各支所の子ども家庭支援課を月2回程度巡回し、DV 相談ケースの共有と検討を実施している DV ケース相談会【既存】を実務者会議に位置付け、女性相談支援員が把握した DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ相談会及び DV 相談支援専門員の名称を変更する。

III 構成メンバー

子ども家庭支援課：女性相談支援員、子ども家庭支援課長

人権・男女共同参画課：DV 相談支援専門員

【個別ケース検討会議】

i 目的

個別の支援対象者について、直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に関する支援内容等を検討する。

- 関係機関等が現に対応している事例についての、危険度や緊急度の判断
- 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- 実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討

ii 実施体制

女性相談支援員発信の個別ケース検討会議【新規】を実施する。

なお、相談者の状況に鑑み、別途、重層的支援会議(社会福祉法)【既存】や要対協個別ケース検討会議(児童福祉法)【既存】等も活用し、当該女性に関する情報の交換及び支援の内容の協議を行う。

III 構成メンバー

支援に関わる関係所管、民間団体、関係者、本人等

*個別ケース検討会議で検討する場合には、法で守秘義務が課せられていることを参加者と共有します。とはいえ、女性支援の現場では、DV 避難の最中で追跡の恐れがある場合など、安全確保が最重要な局面があります。女性支援の個別ケース検討会議は開催時期など配慮が必要になります。

コラム4 個別ケース検討会議で変わることに

今までも女性相談支援員は、必要に応じて課内各課や民間事業所と連絡をとりながら支援してきました。

また、他法に基づく各種ケース会議に女性相談支援員の立場で参加しています。

他法に基づく会議では、当事者ではなく「〇〇の母」「〇〇の妻」「〇〇の子」として家族の関係性の中で登場します。

今後、女性相談支援員の発信により守秘義務が課せられた個別ケース検討会議を実施することで、当事者女性を真ん中に据えて、相談者である女性を囲む支援者が一同に会し、検討することができるようになります。

② 女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぷらす」の連携

女性相談の中心を担う窓口は、子ども家庭支援課の女性相談支援員による女性相談と「らぷらす」による女性のための悩み事相談・DV 相談があります。どちらの女性相談窓口も、パートナーによるDVに関する相談や家族問題、生活の相談など多岐にわたっています。相談の内容により、相談者の意思を尊重しながら必要に応じて各種相談窓口につなぐなど支援を実施しています。

女性相談支援員と「らぷらす」では、双方の機能に合わせて、特にDV相談における相談者を相互につないできました。

今後は、DV 被害者に関わらず、相談者の多様化するニーズに応じていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど、双方の連携体制を強化してまいります。

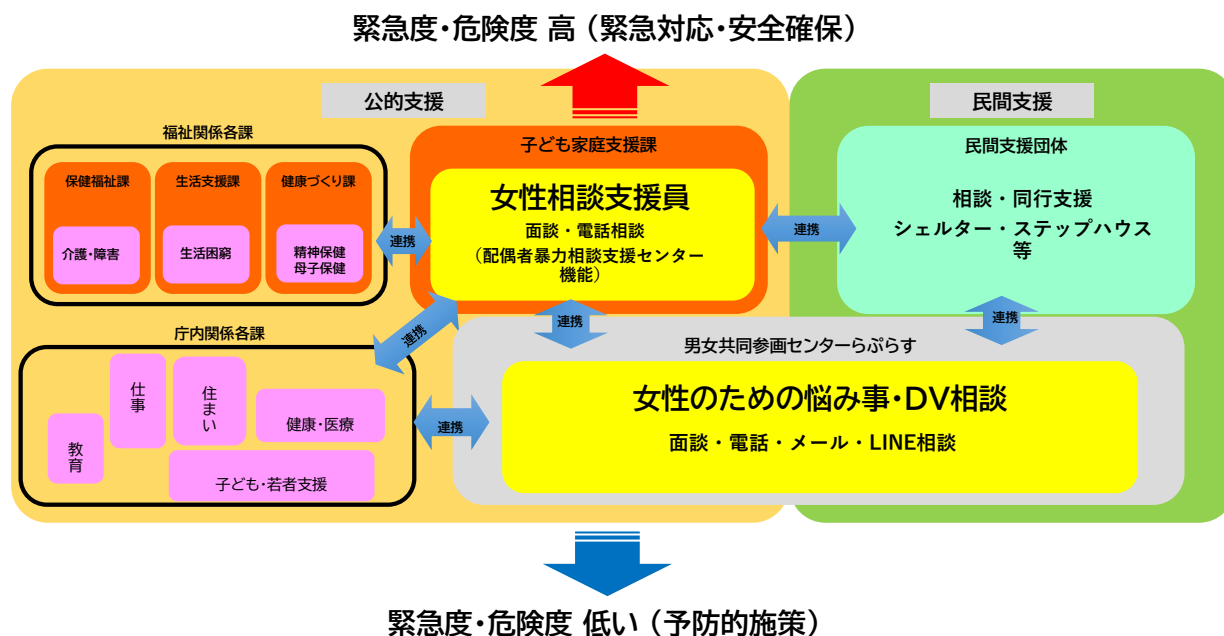
また、双方の役割を明確化して庁内関係機関や区民にわかりやすく周知するよう検討します。

③ 福祉関係各課・庁内関係所管との連携

福祉関係各課や庁内関係各課に相談や手続きに来所される女性の中にもまた、背景に女性ならではの困難な問題を抱えている場合があります。

相談の入口がどこであっても、女性特有の悩みをキャッチした場合は、女性相談支援につながるよう、庁内各課に法や女性相談について周知していきます。

困難女性支援にかかる支援体制イメージ図



④ 関係機関等との連携

区が新設する支援調整会議等で警察署や医師会、東京都等関係機関との情報共有や課題共有を行い、連携を強化します。

東京都との連絡会等を通して、都の女性相談支援センター及び女性自立支援施設についての改善策について提案していきます。

⑤ 民間団体等との連携

国の基本的な方針では、行政機関と民間団体は双方の特色を尊重し、補完しあいながら対等な立場で協働して支援していくことと示しています。

行政の女性相談は、相談者に必要な行政・福祉サービスを効果的につなぐ役割を担い、東京都女性相談支援センターをはじめとした相談機関や民間団体との連携、調整を行いながら、包括的な支援を提供します。また、法に則した事務処理等を実施します。

民間団体における女性支援は、その独自性、柔軟性、迅速性により、各団体の専門的な特性を生かした支援を実施しています。行政への窓口につながるにはハードルが高い方がつながるなど相談者の発見の場になっています。

女性の抱える困難さは多岐に渡り行政機関だけでは、支援が行き届かない場合があり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体と緊密に連携して包括的な支援を実施します。

⑥ 人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されています。常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要です。

また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められています。

そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施します。

i 国の育成プログラムをもとに都が実施する研修への積極的な参加

厚生労働省は法の施行にともない、女性相談支援員の育成は重要な課題であることから、女性相談支援員の研修のプログラムを策定しました。

東京都では、「女性相談支援業務研修カリキュラム検討ワーキンググループ」を設置し、区市の女性相談支援員、女性自立支援施設職員、民間団体職員、東京都女性相談支援センター職員をはじめとする支援者向けに新たな「女性相談支援業務研修カリキュラム」を検討し、新研修カリキュラムでは、特に経験年数の浅い職員へ配慮した段階的かつ実践的な研修体系を構築し、専門的知識や相談支援技術を習得する研修を充実し、継続的な学びの機会を提供することとしています。

令和6年度は、新研修カリキュラムの一部を先行して、モデル研修として11月より実施します。

女性相談支援員及び DV 支援相談員の積極的な研修参加により職員の学びの機会を確保し、資質の向上に努めます。

ii 区の研修プログラムの充実

現在、子ども家庭支援課の女性相談支援員 21 名のうち、14 名は経験年数が 3 年に満たない相談員となります。事務職の新規採用職員が配置される事あり、前述の通り、有資格者も多くない状況から、支援力向上に向けた、人材育成は不可欠です。

○子ども家庭支援センター主催の、「新任横転者研修」の内容の強化

若年女性支援を実施している民間支援団体などを講師とし、専門性向上に向けた研修プログラムを導入するなど内容の充実を図ります。

○子ども家庭支援課担当者会の研修内容の充実

外部講師による研修や民間支援団体への見学を通して相談員の知識の向上を図ります。

○人権・男女共同参画課主催の事例検討会の事例拡大

事例検討会における事例を DV 被害者から「困難な問題を抱える女性」全般に拡大し事例検討会を実施します

○DV ケース相談会の充実

DV 支援に限定することなく、困難女性支援全般のバックアップを実施します。

また、DV 相談支援専門員が、各支所月 2 回程度巡回し、ケースの共有や検討を実施している「DV ケース相談会」を支援調整会議の「実務者会議」に位置付け、困難な問題を抱えた女性全般のケースの進行管理や実態把握を行っていきます。

機能に合わせて、DV 相談支援専門員の名称等の見直しを実施します。

(3) 課題別の新たな取組み

課題別に、以下の 3 つの部会を立ち上げ、具体的な取組みを検討しています。

女性相談窓口改善部会	中年層単身女性支援部会	若年女性支援部会
- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす	- 子ども家庭支援課 - 人権・男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす - 工業・ものづくり・雇用促進課 - 生活福祉課（ぷらっとホーム世田谷） - 健康づくり課 - 保健福祉課	- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぶらす - 児童相談所 - 健康づくり課 - 保健福祉課 - 生活支援課 - 生活福祉課（メルクマール世田谷） - 健康推進課 - 子ども・若者支援課 - 子ども家庭課

① 女性相談窓口の改善と周知

- ・すべての支所の窓口で、女性の相談のサインを設置します。
- ・ホームページの女性の相談の相談内容を具体的な記載に変更します。
- ・厚生労働省のポータルサイト女性相談事業ホームページ「あなたのミカタ」に掲載し、広く周知します。
- ・若い世代などにも情報が届くことを目的に、定期的に、女性の相談について区公式 SNS で配信します。
- ・若年女性の集う場（児童館・青少年センター・メルクマール・あいりす・大学等）で、若年女性の困難な状況に気づく立場にある支援員や相談員に女性の相談について周知し、早期対応につなげます。

② 女性性に起因する女性の困難さへの支援

- ・予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、思春期の頃から知識を持つことは大変重要です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識が必要な層に届くよう男女共同参画センター「らぶらす」において、若年女性に向けリプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所につないでいきます。
- ・緊急避妊薬が必要な女性に届くよう、令和 7 年 4 月施行予定の犯罪被害者支援条例に基づく犯罪被害者支援と連携して性犯罪被害にあった女性に、寄り添った支援が届くよう取り組みます。

③ 居場所や住まい等の創出と連携による支援

- ・若年女性や、中年層単身女性など、相談窓口につながりにくい層が、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、民間団体との連携等も視野に居場所等の創出などに取り組みます。

- ・地域社会において安定的な生活を営むための住まいの確保に向けて、引き続き関係機関と協議をしていきます。

【若年女性】

- ・子ども・若者支援課において、高校生世代から 24 歳以下を対象とした若年女性が、気軽に立ち寄り安心して過ごせる「居場所」の運営団体を補助事業により支援します。
- ・一人で自由に過ごしたり、飲み物や軽食・生活用品の提供や、専門のスタッフに、人間関係や不安なこと、身体のこと、性に関することなど気になることを気軽に相談ができる環境を整えます。
- ・利用者の状況に応じて相談機関等につなぐとともに、困難な問題を抱えた事例には、官民の女性相談・支援機関等と協働して支援を実施します。

【中年層単身女性】

- ・男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした事業を実施し、必要な情報の提供や仲間づくりを支援します。
- ・事業に参加された方が、地域とつながることを目的に、地域の団体と連携して支援します。
- ・就労支援の現場と福祉所管、及び「らぷらす」で実施する事業に来所された方を、相互にないで支援できるよう連携を強化します。

④ 民間団体等との協働した支援

- ・ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施します。
- ・包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。
- ・若年女性の支援においては、民間団体と区がそれぞれの分野や立場において役割を分担しながら、協働する場面をより多く持つていく必要があります。先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていきます。

4 主な相談窓口

【各総合支所 子ども家庭支援課 女性相談】

- 世田谷総合支所 子ども家庭支援課 03-5432-2915
- 北沢総合支所 子ども家庭支援課 03-6804-7525
- 玉川総合支所 子ども家庭支援課 03-3702-1189
- 砧総合支所 子ども家庭支援課 03-3482-1344
- 烏山総合支所 子ども家庭支援課 03-3326-6155

【世田谷区立男女共同参画センターらぷらす 女性のための悩みごと・DV 相談】

03-6804-0815

<https://lin.ee/O4Tkguq>

Laplace-mail-soudan1@kshowa.or.jp

【東京都女性相談支援センター】

03-5261-3110

【東京都配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)】

03-5467-2455(一般相談)

03-5467-1721 (DV 専用ダイヤル)

【女性は一とふる LINE@東京】

【性被害・性暴力の相談窓口】

●世田谷区犯罪被害者等相談窓口

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

相談専用電話(直通) 03-6304-3766 Fax 03-6304-3701

●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(SARC 東京)

性暴力や性犯罪の相談を 24 時間 365 日受付

性暴力救援ダイヤル NaNa 24 時間ホットライン 03-5577-3899

※相談を受け付けているほか、病院(被害後72時間以内)・警察への付き添い、精神的ケア・弁護士の紹介などをワンストップで行っている。

●【子ども・保護者専用】

性被害相談ホットライン

0120-333-891(東京都内・無料) 03-6811-0850(東京都外・有料)

児童相談所 189

性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103

こどもの人権 110 番 0120-007-110

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号
#8891 (NTT ひかり電話の場合)0120-8891-77

- (警察)性犯罪被害者相談電話共通番号
#8103(最寄りの性犯罪相談電話窓口につながる)

- 性暴力に関する SNS 相談(内閣府)
「キュアタイム」Cure time

- にんしん SOS 東京 (妊娠葛藤相談)
電話で相談 03-4285-9870 年中無休16:00~24:00(受付23時まで)
チャットでの相談 ピッコラーレのホームページ参照
土 13:00~15:00 20:00~22:00
月・水 20:00~22:00
面会・同行支援、関係施設や協力団体への紹介も行っている
医療・福祉系国家資格保持者で構成された相談チームが対応

- 弁護士による犯罪被害者相談 (弁護士会犯罪被害者支援センター)
東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が共同して実施している
受付時間: 月~金 11:00~16:00 (祝祭日・年末除く)
・電話相談 03-3581-6666 弁護士が直接、電話に対応します。
料金:電話相談は1件の被害につき1回となり、時間は30分以内が目安で無料。
・面接相談:電話相談後、必要に応じて弁護士による面接相談を行っている。
料金:初回(1時間程度)は無料、相談を継続する場合は、2回目以降30分 5,500 円(税込)
所在地:東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

(参考)

- ・男性のための性暴力被害ホットライン(相談員は全て男性です)
0120-213-533 相談日時 毎週 土曜日 19:00~21:00
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
- ・男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン
0120-210-109 相談日時:毎週 金・土曜日 16:00~21:00
児童相談所 189
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
こどもの人権 110 番 0120-007-110

コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら

～ 世田谷区犯罪被害者等相談員から

- 被害にあったのは、被害者が悪いからではありません。性暴力は人権侵害であり、人間としての尊厳を脅かし、被害者の性的自己決定権を奪う行為で、いかなる環境下でも被害の責任はすべて加害者にあると認識しておきます。
- 電話や面接で話されたこと、これまで1人で抱えてこられたこと、そのままを受け止める、理解しようと思って聴く。疑わない、決めつけない、話すまで待つ、無理に聞かないなど丁寧に耳を傾けましょう。
- 被害者の意思を尊重しましょう。被害者が話したくなった時に、話を聴き一緒に考える準備はできている。と伝えましょう。
- 被害者が経験する混乱や辛さなどは、暴力の被害であり、100%被害者の問題ではないことを伝え「あなたが悪いのではない」と、伝えましょう。
- 安全な感覚を取り戻し、日常の生活に少しずつ戻していくために、こころのケアをできるだけ早く受診する方が回復も早いといわれています。できることを信頼できる人に話を聴いてもらったり、必要があれば病院に行ったりカウンセリングなど一緒に行ってもらったりなど、一人だけで頑張らなくて大丈夫と伝えましょう。
- サポートを受ける権利、そんな時こそ、じっくりとあなたの回復のために時間をかける必要がある。周囲の人に理解してもらうのは難しい時間がかかる。
- 「事件からこれくらい時間が経ったからもう大丈夫」という、目安はありません。辛いのは現実です。

人権・男女共同参画課

資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

発令 : 令和4年5月25日 号外法律第52号

最終改正 : 令和4年6月17日 号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月15日 号外法律第66号[令和6年4月1日]

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

[令和四年五月二十五日 号外法律第五十二号]

[総理・総務・法務・財務・厚生労働大臣署名]

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊

重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支

援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるものと及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十二年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措

置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前

条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱

令和6年5月24日 6世人男女第66号

(目的及び設置)

1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく区の対応について、外部委員の専門家とともに区における困難な問題を抱える女性への支援の方針、支援施策等を検討するため、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する

(所掌事項)

第2条 検討会は、区が策定する方針や支援施策について、意見、助言、提案等を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長・副座長)

第5条 検討会に座長・副座長を置き、座長・副座長は外部委員をもって充てる。

2 座長は、検討会委員を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 検討会は、第2条に掲げる事項について、実務的な検討をするため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生活文化政策部人権・男女共同参画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	総合支所保健福祉センター生活支援課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター健康づくり課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（代表）
委員	政策経営部政策企画課長
委員	生活文化政策部人権・男女共同参画課長
委員	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長
委員	保健福祉政策部生活福祉課長
委員	高齢福祉部高齢福祉課長
委員	障害福祉部障害施策推進課長
委員	子ども・若者部子ども・若者支援課長
委員	子ども・若者部子ども家庭課長
委員	子ども・若者部児童相談支援課長
委員	児童相談所児童相談課長
委員	世田谷保健所健康推進課長
委員	都市整備政策部居住支援課長
委員	教育委員会事務局教育指導課副参事（学校経営・教育支援担当）
委員	外部委員（学識経験者）3名以内

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿

※敬称略

座長	東京都立大学名誉教授	江原 由美子
副座長	東京都立大学准教授	杉田 真衣
副座長	お茶の水女子大学准教授	脇田 彩
	北沢総合支所保健福祉センター所長(生活支援課長)	三浦 与英
	玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長	伊藤 美和子
	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長	成瀬 浩
	政策経営部政策企画課長	小泉 輝嘉
	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長	佐藤 智和
	保健福祉政策部生活福祉課長	石川 裕一
	高齢福祉部高齢福祉課長	佐藤 秀和
	障害福祉部障害施策推進課長	宮川 善章
	子ども・若者部子ども・若者支援課長	嶋津 武則
	子ども・若者部子ども家庭課長	瀬川 卓良
	子ども・若者部児童相談支援課長	石山 智子
	児童相談所副所長	工藤 木綿子
	世田谷保健所健康推進課長	真鍋 太一
	都市整備政策部居住支援課長	竹内 誠
	学校教育部教育指導課副参事	赤司 祐介
	世田谷区立男女共同参画センターらぷらす館長	阪口 さゆみ
事務局	生活文化政策部長	渡邊 謙吉
	生活文化政策部人権・男女共同参画課長	宮本 千穂
	生活文化政策部人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画担当係長	高橋 薫
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長	藤原 彰子
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター係長	大竹 雅子

基本的な方針策定にかかる主な経過等(令和6年5月～令和7年2月)

○困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会、作業部会

【検討会】

- 第1回 5月31日 新法、都計画、調査研究機構研究、検討会について
- 第2回 7月29日 作業部会・視察報告、支援調整会議ほか課題について
- 第3回 9月20日 テーマ別作業部会、視察報告、基本的な方針構成案について
- 第4回 11月29日 基本的な方針案について

【作業部会】

- 全体会 第1回 6月12日、第2回 6月28日
- テーマ別 女性相談窓口改善部会 11月13日
- 中年層単身支援部会 9月19日、11月27日
- 若年女性支援部会 12月16日、1月10日

○審議会等

- 6月4日 第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 7月17日 DV防止ネットワーク代表者会議 報告
- 10月17日 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 1月20日 第3回男女共同参画推進部会 報告
- 2月26日 第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告(予定)

○民間団体視察等実施状況

- 6月25日 NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 視察
- 7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り
- 7月17日 認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表
- 8月 6日 NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察
- 9月11日 NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察
- 10月 9日 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察
- 10月 9日 豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング
- 10月18日 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察
- 11月20日 NPO 法人せたがや福祉サポートセンター視察
- 1月10日 特定非営利法人 BOND プロジェクト視察

○イベント報告

- 11月13日 一般財団法人日本女性財団主催、東京都共催
『東京リアルプラットフォーム連絡会』
テーマ:「女性支援新法」制定により何が変わって何が起きているのか
世田谷区より報告:「困難な問題を抱える女性の現状と支援」
砧総合支所子ども家庭支援課長 虎谷彰子

コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか

【本方針の検討にあたり、庁内検討会や作業部会で実際にあった意見です。】

- ✓ 「困難を抱えた人は男女問わずいるのになぜ女性限定なのか。」
 - 「女性であるが故の困難さとして、まず、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的被害に、より遭遇しやすい状況におかれていること。男性も性的被害にあいますが、妊娠はしません。次に、非正規雇用率が高く、不安定な就労状況や経済困窮に陥りやすい状況にあることがあげられます。」
 - 「性別を問わず実施されている支援策も、女性特有の困難さに目を向けた時に、見直してみる必要があるのではないのでしょうか。」

「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の集計結果（速報）について

1 主旨

区は令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」（以下、プランという。）に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、施策の推進に取り組んでいる。

施策の推進にあたっては、区民の意識や女性の置かれている実態を総合的に把握し、具体的な施策検討や今後のプラン策定を進める上での基礎資料とするため、5 年毎に区民の意識と実態について調査を実施してきた。（前回調査実施：令和元年度）

今年度は調査実施年度にあたり、昨年 1 1 月に調査を実施した集計結果（速報）について報告する。

2 調査概要

郵送調査

調査地域	世田谷区全域
調査対象・調査数	・令和 6 年 9 月 1 日現在、区内に在住する 18 歳以上 70 歳未満の男女（抽出方法：層化二段階無作為抽出） ・調査数 3,000 人 （内訳：日本国籍者 2,910 人 外国籍者 90 人）
調査方法	調査用紙郵送による調査（ウェブによる回答も可能）
調査時期	令和 6 年 1 1 月 1 日～22 日
調査票	外国籍者に対しては、ルビ付き日本語版調査票及び英語版調査票を 1 部ずつ送付。

3 調査項目 ※新規項目

- （1）家庭生活と家族観について
- （2）労働・職場について
- （3）仕事と子育てについて
- （4）介護について
- （5）ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について
- （6）社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について
- （7）男女平等、男女共同参画社会の実現に向けて
- （8）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
- （9）防災について
- ※（10）男性特有の生きづらさについて
- （11）性的マイノリティ（性的少数者）について
- ※（12）コロナウイルス禍を経た環境変化について
- ※（13）区の政策について

4 回収結果

	全 体	女 性	男 性	その他	性別無回答
標 本 数	3,000	1,500	1,500	－	－
(令和元年度)	(3,000)	(1,459)	(1,461)	－	－
うち外国籍者	90	35	55	－	－
(令和元年度)	(80)	(49)	(31)	－	－
郵送有効回収数	436	276	155	1	4
(令和元年度)	(997)	(592)	(399)	(1)	(5)
うち外国籍者※1	12	8	4	0	0
(令和元年度)	(20)	(14)	(5)	(1)	(0)
ウェブ有効回収数	505	284	218	3	0
(令和元年度)	－	－	－	－	－
うち外国籍者	5	3	2	0	0
(令和元年度)	－	－	－	－	－
有効回収数	941	560	373	4	4
(令和元年度)	(997)	(592)	(399)	(1)	(5)
うち外国籍者	17	11	6	0	0
(令和元年度)	(20)	(14)	(5)	(1)	(0)
回 収 率	31.4%	37.3%	24.9%	－%	－%
(令和元年度)	(33.2%)	(40.6%)	(27.3%)	－%	－%
うち外国籍者	18.9%	31.4%	10.9%	－%	－%
(令和元年度)	(25%)	(28.6%)	(16.1%)	－%	－%
未 回 収 数 ※2	2,059	940	1,127	－	－
(令和元年度)	(2,003)	(867)	(1,062)	－	－
うち不明・辞退	20	6	12	－	2

※1 外国籍者の郵送有効回収数のうち、

- ・ルビ付き日本語調査票の回収数：5 件
- ・英語調査票の回収数：7 件

※2 男女別の未回収数については、標本数－有効回収数（紙、WEB）で算出。

そのため、「その他」、「無回答」（8 件）を考慮していないので、男女別の合計値と全体数の値が合わない。

5 集計結果（速報）ポイント

○第二次男女共同参画プラン後期計画における数値目標

基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性活躍推進」

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせて 87.0%となっている（前回 81.5%）。

基本目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」

- ・「現状、仕事と家庭生活をともに優先している人の割合」については、23.8%となっている（前回 24.4%）。内訳は、男性の数値が下がり、女性の数値が上がっている。

基本目標Ⅲ「暴力やハラスメントのない社会の構築」

- ・「DV防止法の認知度」について、法律名も内容も知っているという回答した人の割合は、42.4%となっている。(前回 30.7%)。また、「DVが100%加害者に責任があり、許せないものであると考える人の割合」は65.5%となっている(前回、54.0%)。いずれも数値が大きく上昇している。

基本目標Ⅳ「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」

- ・「性的マイノリティという言葉の認知度」については、「知っている」と答えた人の割合が94.7%となっている。(前回 88.8%)。

○新規項目について

「男性特有の生きづらさについて」

- ・「男性らしさ」「女性らしさ」によって、負担感や生きづらさを感じたことがあるかについて、「ある」と回答した人の割合は、男性が29.7%、女性が42.5%であった。「ない」と回答した人の割合は、男性が56.1%、女性が43.6%であった。
- ・「男性であるがゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさ」については、男女ともに「家族を養う経済力を求められる」という選択肢を回答する割合が高く、「力仕事や危険な仕事を任せられる」ことについては、男性が29.4%、女性が44.3%と意識の乖離がある。

「コロナウイルス禍を経た環境変化について」

- ・男女ともにほぼ同様の回答結果となっており、「精神的に不安になることが増えた」「ワーク・ライフ・バランスが実現できた」「食事の支度や掃除等、家事が増えた」の順に回答割合が高くなっている。また、「家族との仲が良くなった」と回答する人の割合も比較的高かった。

「区の政策について」

- ・世田谷区基本計画の分野別政策（政策21 多様性の尊重）の成果指標「自分らしく安心して暮らしていると感じる区民の割合」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた数値である、現況値の80.3%から、今回調査では81%と微増している。
- ・ジェンダー主流化の認知度については、全体で「知っている」の割合が15.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」26.2%、「知らない」が57.4%となっており、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が最も高い分野については、教育分野が36.2%と最も高くなっている。

○その他

- ・項目7【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】において、「女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために、今後行政はどのようなことに力をいれるとよいか」の質問で、「女性の職業教育・訓練の機会の充実」を選択している外国籍の方の割合が特に高い。(外国籍：50.0%、日本国籍：9.7%)

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月 調査報告書完成

世田谷区

男女共同参画に関する 区民意識・実態調査報告書 《概要版》(案)

このパンフレットは、区民の皆さんの意識や女性の置かれている実態を総合的に把握し、区の施策検討を進めるうえでの基礎資料として活用するため、令和6年11月に実施した調査の主な結果をまとめたものです。

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、広く皆さんの参考にしていただければ幸いです。

令和7年3月
世 田 谷 区

目次

I 調査の目的・回収結果	3
II 調査の概要	4
III 調査結果	4
第1章 家庭生活と家族観	4
第2章 労働・職場	8
第3章 仕事と子育て	10
第4章 介護	12
第5章 ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力	12
第6章 社会参加・参画	14
第7章 「男女共同参画センター“らぷらす”」	15
第8章 男女平等観	16
第9章 男女共同参画社会の実現に向けて	16
第10章 ワーク・ライフ・バランス	16
第11章 防災	18
第12章 男性特有の生きづらさ	19
第13章 性的マイノリティ（性的少数者）	22
第14章 コロナウイルス禍を経た環境変化	26
第15章 区の政策	27
第16章 自由意見	29

I 調査の目的・回収結果

■調査の目的

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、区民の意識や女性の置かれている実態を総合的に把握し、具体的な施策検討を進める上での基礎資料を作成することを目的とする。

■調査の設計内容

- (1) 調査地域：世田谷区全域
- (2) 調査対象：令和6年9月1日現在区内に在住する18歳以上70歳未満の男女（個人）
- (3) 標本数：3,000人（内訳：日本国籍者2,910人、外国籍者90人）
- (4) 抽出方法：層化二段階無作為抽出（区の電算による抽出）
- (5) 調査方法：郵送配布・郵送回収またはウェブ回収
- (6) 調査期間：令和6年11月1日～11月22日
- (7) 調査機関：社会システム株式会社

■調査の項目

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 家庭生活と家族観について | (9) 防災について |
| (2) 労働・職場について | (10) 男性特有の生きづらさについて |
| (3) 仕事と子育てについて | (11) 性的マイノリティ（性的少数者）について |
| (4) 介護について | (12) コロナウイルス禍を経た環境変化について |
| (5) ドメスティック・バイオレンス(DV)及び性暴力について | (13) 区の政策について |
| (6) 社会参加・「男女共同参画センター“らぷらす”」について | |
| (7) 男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて | |
| (8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について | |

■回収結果

	全 体	女 性	男 性	その他	性別無回答
標本数	3,000	1,500	1,500	—	—
うち外国籍者	90	35	55	—	—
有効回収数	943	560	373	4	6
うち外国籍者	17	11	6	0	0
回収率 (有効回収数に対する)	31.4%	37.3%	24.9%	— %	— %
未回収数	2,057	940	1,127	—	—

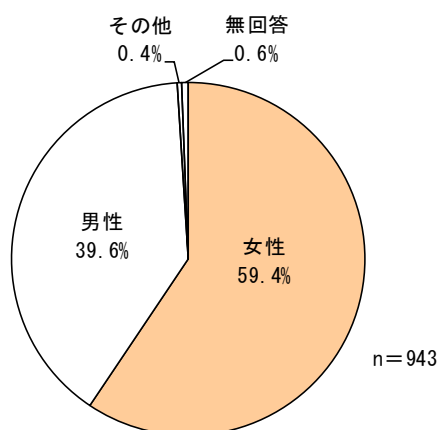
※外国籍者の有効回収数のうち、

- ・ルビ付き日本語調査票の回収数：5件
- ・英語調査票の回収数：7件
- ・WEB回収数：5件

Ⅱ 調査の概要

■ 回答者の属性

(1) 性別



(2) 年齢

	~20代	30代	40代	50代	60代	無回答	(%)
女性 (530)	13.0	18.3	22.8	32.4	13.2	0.2	
男性 (367)	13.9	17.7	22.9	28.6	16.9		

Ⅲ 調査結果

第1章 家庭生活と家族観

■ 家事の実施状況

《食事のしたく》《買い物》《洗濯》《部屋の掃除》《風呂やトイレの掃除》など、日常的な“家事”に関して「いつもしている」のは女性が男性を圧倒的に上回っています。

男性が比較的によくしている家事は、《ゴミ出し》で「いつもしている」が6割弱、《買い物》《洗濯》で「いつもしている」が約4割となっています。

過年度比較でみると、「いつもしている」と答えた割合において、全項目で女性が男性を大きく上回っている状況自体に変化はないものの、男性の家事への参加意識が高まってきていることが伺えます。

■ 家族観・結婚観と男女の役割分担意識

【結婚・出産】、【子育て】、【家族・家庭とのかかわり】、【性別役割分担意識】について具体的に17の考え方をあげ、それぞれについての賛否をたずねました。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の両者を合わせた《肯定派》、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた《否定派》について各分野の結果を整理すると、次のような特徴がみられます。

【結婚・出産についての考え方】

結婚・出産については、全項目において《肯定派》の方が圧倒的に高い割合となっており、その中でも【結婚する、しないは個人の自由である】が98.4%と最も高くなっています。

過年度比較でみると、全項目において《肯定派》の割合が上昇しています。

(%)

	肯定派	否定派
結婚する、しないは個人の自由である	98.4	1.2
未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ	89.8	10.0
「結婚しても、子どもは持たない」というのもひとつの生き方だ	94.0	5.9
話し合いを経た上で、最終的に子どもの数や出産間隔を決めるのは女性である	64.1	35.8

【子育てについての考え方】

子育てについては、【女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい】以外の5項目において《肯定派》の方が圧倒的に高い割合となっており、女の子・男の子といった区別は必要ではないとの考え方が多くなっていることがわかります。

過年度比較でみると、【女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい】における《肯定派》の割合は、平成21年からの15年間で64.8%から35.4%へと低下しています。

(%)

	肯定派	否定派
女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい	35.4	64.3
女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい	96.9	2.8
男の子も、家事ができるように育てるのがよい	97.2	2.6
性別にかかわらず同じ程度の学歴を持つ方がよい	88.8	10.5
父親はもっと子育てに関わる方がよい	95.7	3.8
子育てには地域社会の支援も必要である	96.2	3.6

【家庭や家族のかかわり方】

家族・家庭については、全項目において《肯定派》の方が高い割合となっており、その中でも【子どもや経済的な不安がなければ、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない】が86.8%と最も高くなっています。

過年度比較でみると、全項目において《肯定派》の割合が上昇しており、家族や家庭とのかかわりよりも個人の生活の方を重視する考え方が増えていることがわかります。

(%)

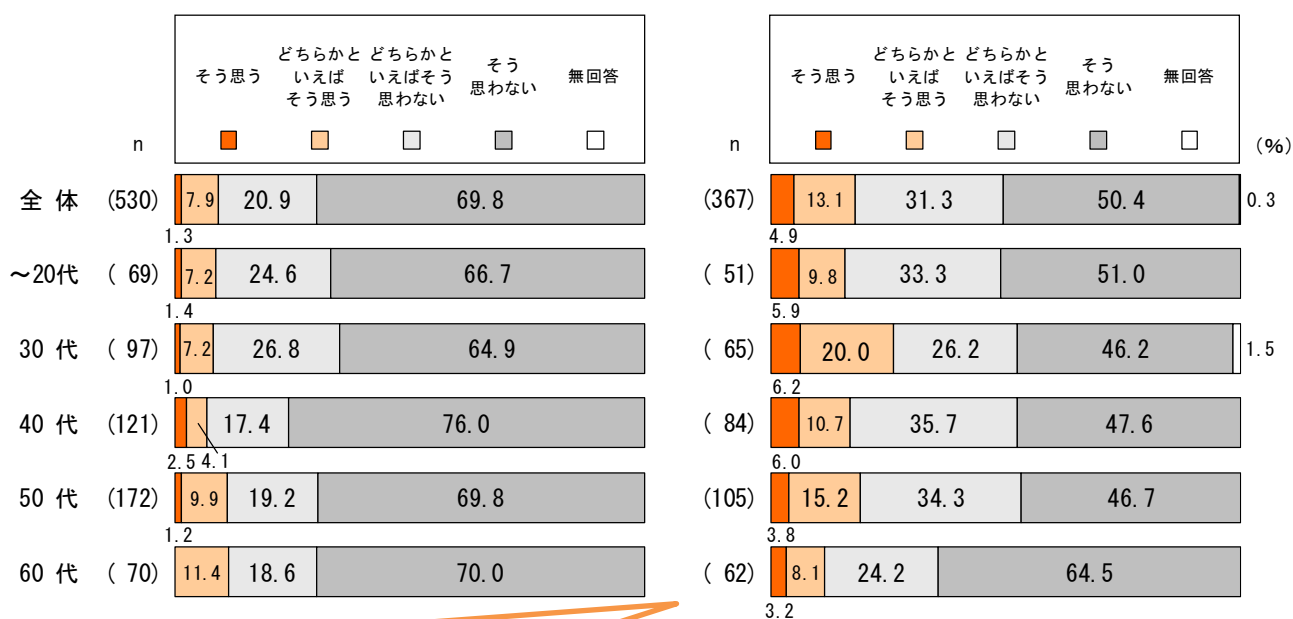
	肯定派	否定派
家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい	86.8	12.4
子どもや経済的な問題にかかわらず、結婚がうまくいかない場合、離婚してもかまわない	78.1	21.8
家族のために自分が犠牲になるのは耐えられない	52.1	47.3
自分の仕事のために、女性が単身赴任するというのもひとつの生き方だ	85.2	14.4

【性別役割分担意識】

性別役割分担意識については、全項目において《否定派》の方が高い割合となっており、その中でも【家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい】の《否定派》は93.0%、【「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する】の《否定派》は87.0%と、《肯定派》を大きく上回っています。一方、【家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている】については《肯定派》が41.3%で《否定派》が58.6%と意見がやや二分された結果となっています。

	(%)	
	肯定派	否定派
家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい	6.7	93.0
家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている	41.3	58.6
「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する	12.8	87.0

＜「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する＞（性・年代別）
 （「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅰ 数値目標3 関連）
 【女性】 【男性】



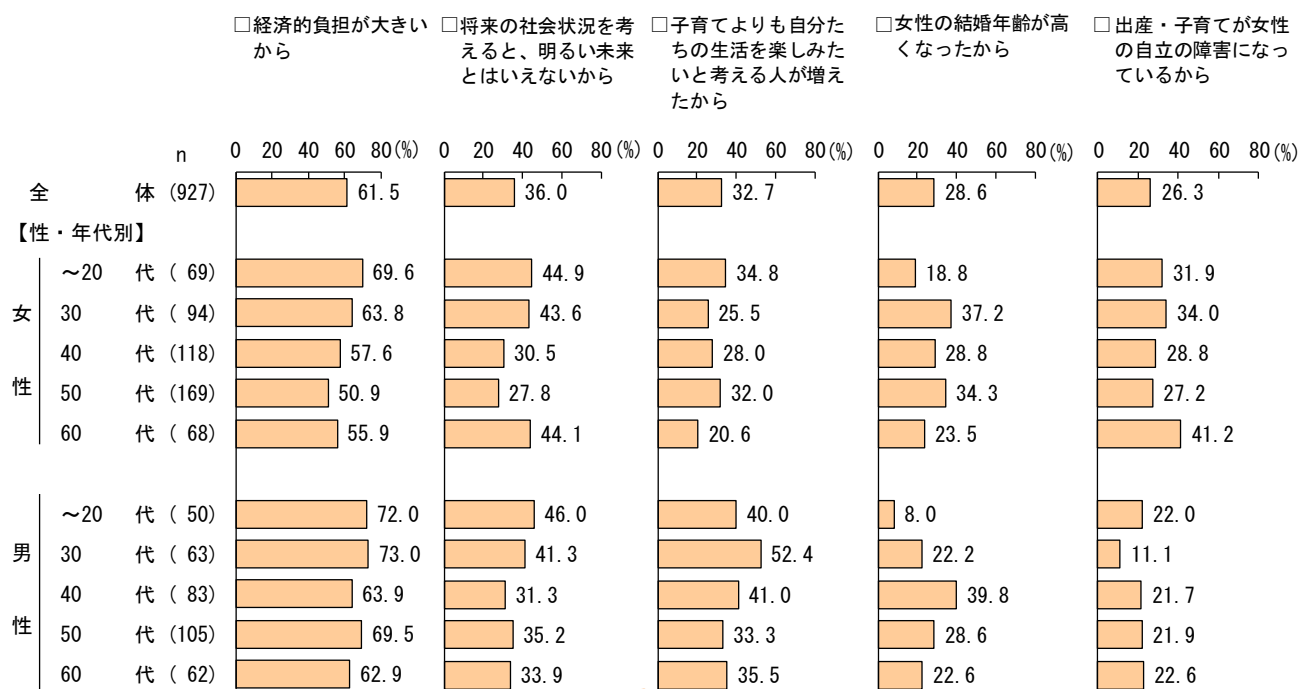
性別でみると、【「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する】は男女ともに《否定派》の割合が高くなっているものの、女性よりも男性の方が低い値となっています。

性・年代別でみると、【「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する】は、女性では「そう思わない」がすべての年代で6割以上、男性では《否定派》が30代を除いて8割以上と高い割合となっています。

■ 少子化の原因

少子化の原因については、全体では「経済的負担が大きいから」が61.5%と最も高く、次いで「将来の社会状況を考えて、明るい未来とはいえないから」が36.0%となっています。

< 少子化の原因（上位5位）（性・年代別） >



性・年代別にみると、「経済的負担が大きいから」は全年代で男女ともに5割を超えており、特に男性～20・30代では7割を超えています。

男女差がみられる項目として、「子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから」は全年代で男性よりも男性の方が高く、「出産・子育てが女性の自立の障害になっているから」は全年代で男性よりも女性の方が高い割合となっています。特に「子育てよりも自分たちの生活を楽しまたいと考える人が増えたから」では、男性30代が52.4%と最も高くなっているのに対し、女性30代では25.5%と同年代の男女に大きな差が生じています。

第2章 労働・職場

■就労状況

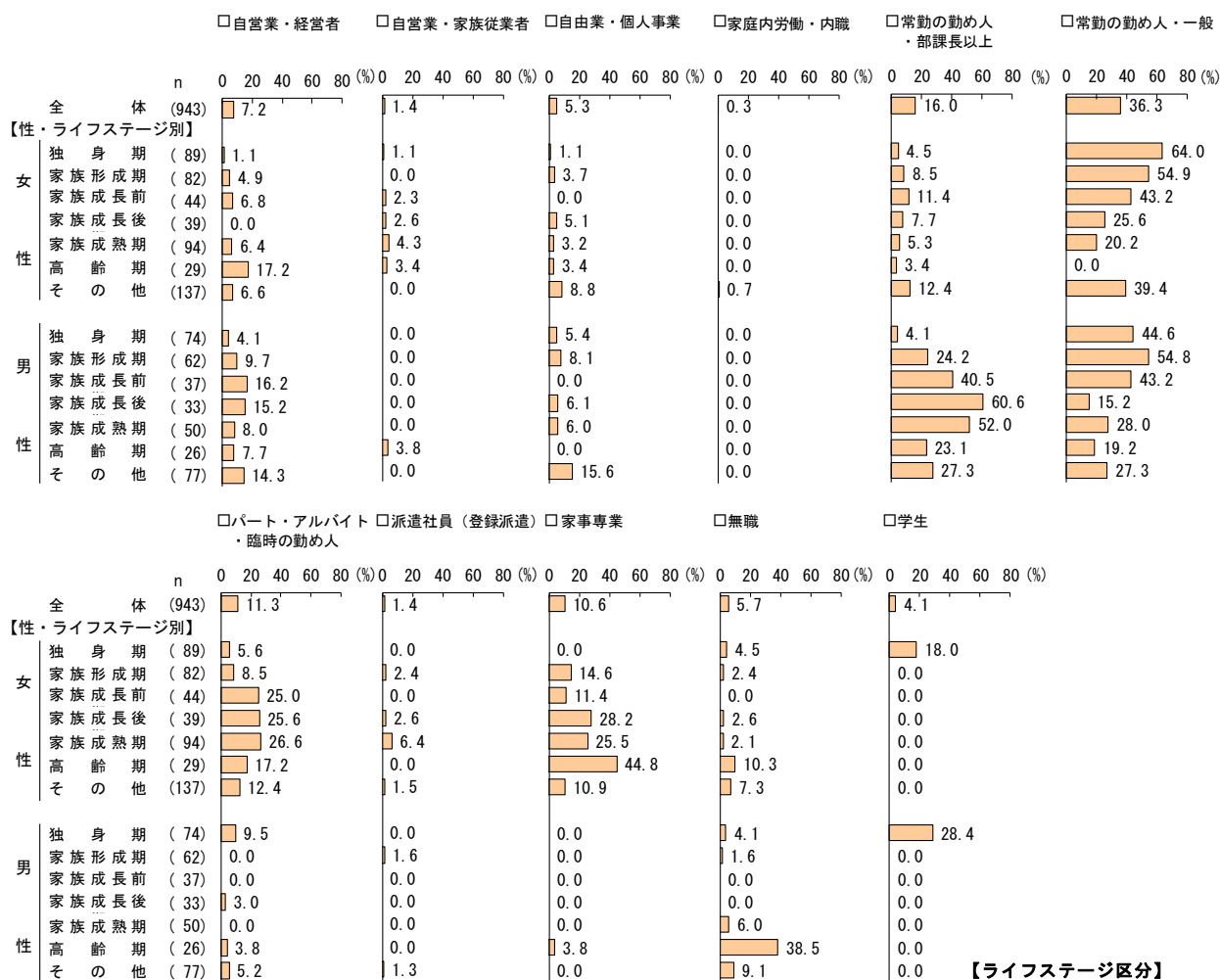
女性の就労率（何らかの仕事についている割合）は全体で76.2%となっています。

また、年齢階級別でみると、「25～29歳」の91.7%から「40～44歳」の77.3%まで低下した後、「45～49歳」の83.1%に上昇、「50～54歳」の72.6%と再度低下、「55～59歳」の79.5%と再度上昇し、その後は再び低下傾向となっています。

性・ライフステージ別でみると、女性の就労状況は、独身期から家族成長前期で「常勤の勤め人・一般」、家庭成長後期で「家事専業」、家族成熟期で「パート・アルバイト・臨時の勤め人」、高齢期で再び「家事専業」がそれぞれ上昇傾向となっています。また、女性の「常勤の勤め人・一般」はライフステージの進行に伴って低下しており、家庭を持った女性が「常勤の勤め人・一般」として再就職することの少なさが示されています。

特に「常勤の勤め人・部課長以上」では、30代以上で同年代の男女で大きな差が生じています。

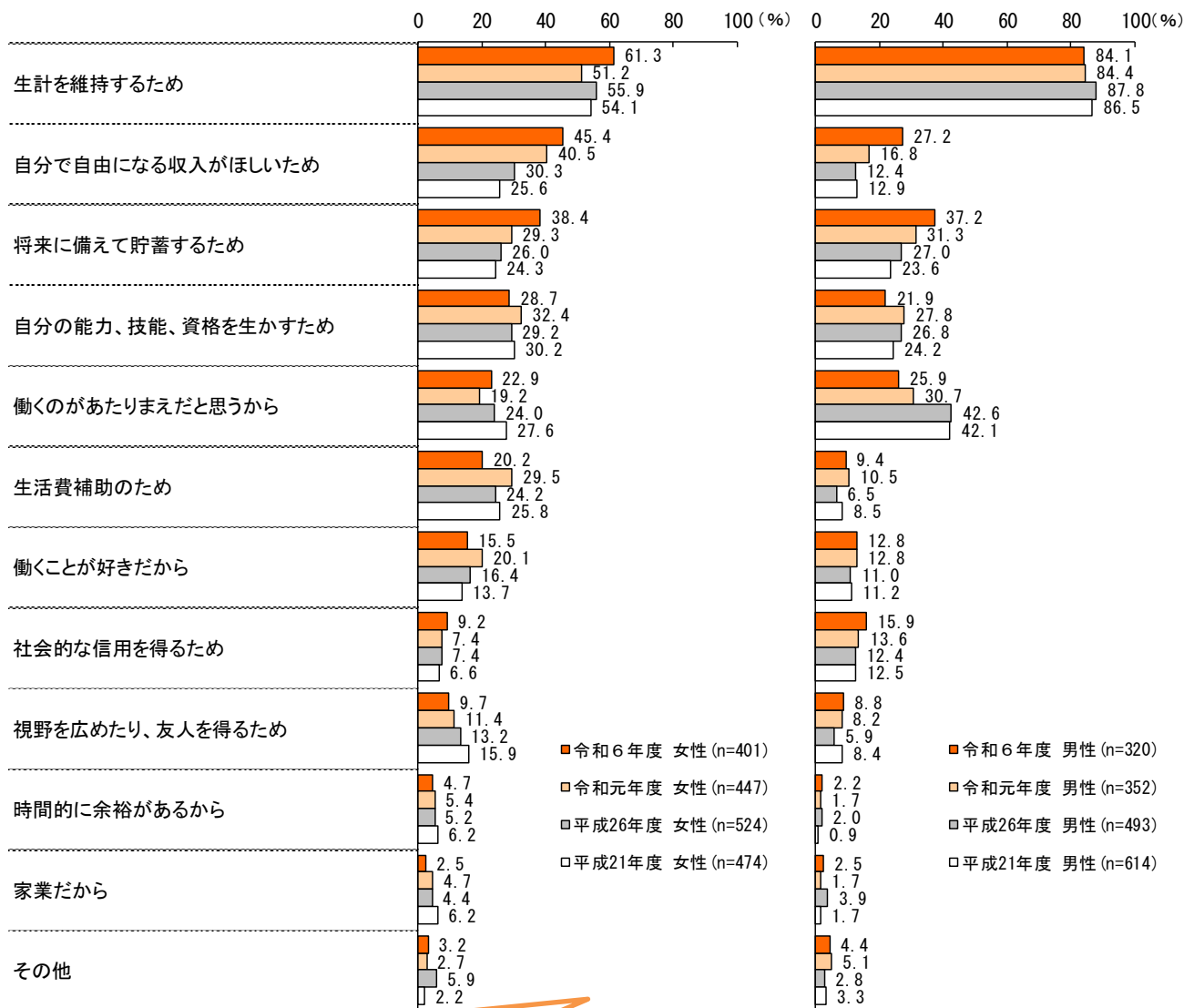
<就労状況（性・ライフステージ別）>



■ 就労理由

現在、働いている人に理由を聞くと、「生計を維持するため」が69.8%と最も高く、次いで「自分で自由になる収入がほしいため」が37.6%、「将来に備えて貯蓄するため」が37.5%の順となっています。

<就労理由（左：過年度比較女性／右：過年度比較男性）>



性別・過年度比較にみると、平成26年度と令和元年度を比較すると「生計を維持するため」「働くのがあたりまえだと思うから」の2項目は男女ともに令和元年度では低下していたが、令和元年度と令和6年度を比較すると「生計を維持するため」「働くのがあたりまえだと思うから」ともに女性で令和6年度では上昇しています。「自分で自由になる収入がほしいため」「将来に備えて貯蓄するため」の2項目は男女とも一貫して上昇しています。また、「働くのがあたりまえ」については、過年度調査は男女に大きな差が生じていたが、男女ともに2割台と、意識に差がなくなってきました。

■ 女性の長期就労の阻害要因

女性が長く働きつづけることの障害については、「育児」が 67.7%と最も高く、次いで「子どもを預けるところ（保育園）がない」が 50.3%となっています。

性別でみると、「育児休業や再就職など、長く働き続けるための職場の条件・制度が不十分」「高齢者や病人の介護・看護」「家族の無理解」「女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方」の4項目では女性の方が10ポイント以上高い割合となっています。

第3章 仕事と子育て

■ 育児休業制度の利用意向

自身や配偶者の出産に際しての育児休業制度の利用意向については、「利用する」が 73.0%と最も高く、「利用しない」が 5.7%、「利用したいができない」が 5.6%、「わからない」が 14.5%となっています。

性別でみると、女性では「利用する」が 80.0%となっているのに対して、男性では 63.8%と、16.2ポイントの差が生じています。

常勤の勤め人別でみると、「利用する」が女性では 86.8%、男性では 67.8%と、19.0ポイントの差となっています。

■ 育児休業制度を利用しない理由

育児休業を利用しない理由について、「職場に迷惑がかかる」が 31.5%と最も高く、次いで「収入が減少する」が 29.6%、「必要性を感じない」が 24.1%、「職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない」が 16.7%の順となっています。

性別でみると、「収入が減少する」「職場の環境が育児休業を取得できる雰囲気ではない」「元の仕事（職場）に復帰できるとは限らない」「復帰後、職場に対応できるか不安がある」などの項目では男性の方が、「職場に迷惑がかかる」「必要性を感じない」「昇進・昇格への影響が心配」では女性の方が、顕著に高くなっています。

■ 育児休業制度の利用促進策

育児休業制度の利用促進に必要なことは、「職場内の理解を深めていくこと」が 37.5%と最も高く、次いで「休業中の経済的支援」が 35.6%、「事業主や上司の理解」が 35.0%、「短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備」が 23.6%の順となっています。

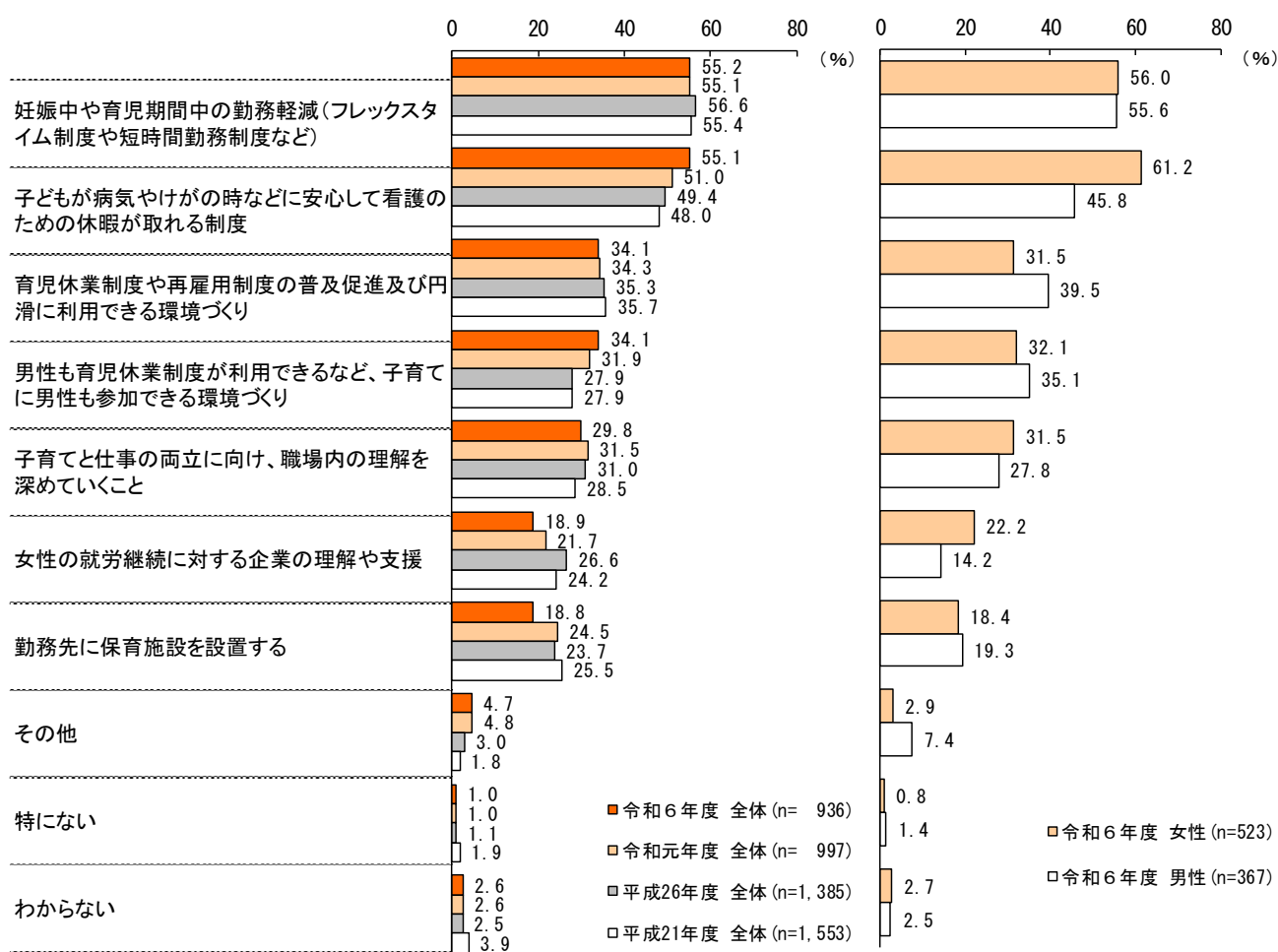
性別でみると、「休業中の経済的支援」「事業主や上司の理解」は男性の方が、「職場内の理解を深めていくこと」「短時間勤務制度等休業後、職場復帰しやすい体制の整備」「休業後、スムーズに保育所等に入所できる体制の整備」「代替職員の確保のための援助制度の充実」は女性の方が、それぞれ顕著に高くなっています。

■ 職場に望む子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を図るために職場に望むことについて、「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」が55.2%と最も高く、次いで「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」が55.1%、「育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり」が34.1%の順となっています。

性別でみると、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」は女性が61.2%、男性が45.8%と、女性の方が15.4ポイント高くなっています。

＜職場に望む両立支援（左：過年度比較全体／右：令和6年度性別）＞



■ 区に望む子育てと仕事の両立支援

区の施策に対しては、「保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等）」が81.6%と最も高く、次いで「地域の中で子育てをする仕組み」が45.0%、「企業などに対する啓発」が38.0%の順となっています。

性別でみると、「地域の中で子育てをする仕組み」は男性の方が、「保育園の多様な運営（長時間保育、病後児保育等）」「相談場所の開設」は女性の方が、それぞれ高くなっています。

第4章 介護

■ 介護してほしい相手

自分に介護が必要になったとき、介護をしてほしい相手は、「公的・民間サービスを利用する」が62.0%と最も高く、次いで「配偶者（事実婚やパートナーを含む）」が19.1%、「わからない」を除くと「娘」が3.3%の順となっています。

性別でみると、「公的・民間サービスを利用する」は女性が69.8%、男性が51.8%と女性の方が18.0ポイント高くなっています。一方、「配偶者（事実婚やパートナーを含む）」は女性が13.8%、男性が27.8%と、男性の方が14.0ポイント高くなっており、顕著な男女差がみられます。

■ 男性の介護参加を進めるために

男性の介護への参加を進めるために必要だと思うことについて、「男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する」が66.9%と最も高く、次いで「労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける」が56.3%の順となっています。

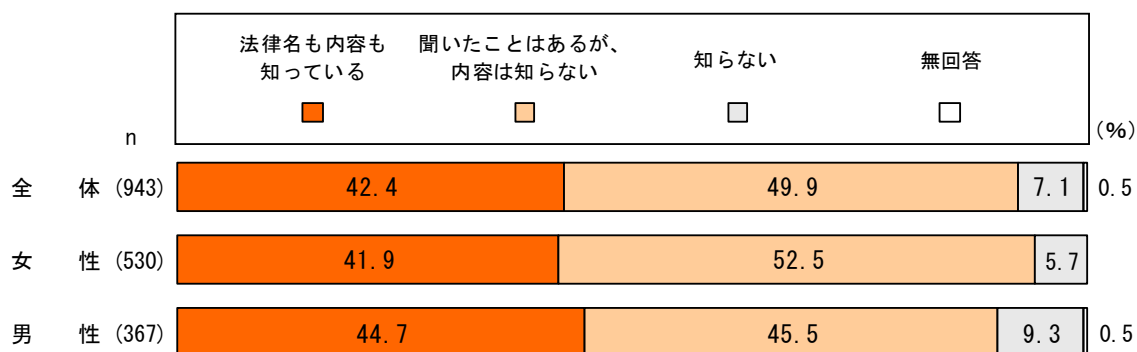
一方で、「介護は今まで通り、女性が中心となって行うべきで、男性の参加は必要ない」は0.8%と低い割合となっています。

第5章 ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力

■ DV防止法の認知

（「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅲ 数値目標7関連）

DV防止法の認知度について、「法律名も内容も知っている」が42.4%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が49.9%となっています。



性別でみると、「法律名も内容も知っている」は女性が41.9%、男性が44.7%と、男性の方が2.8ポイント高くなっています。

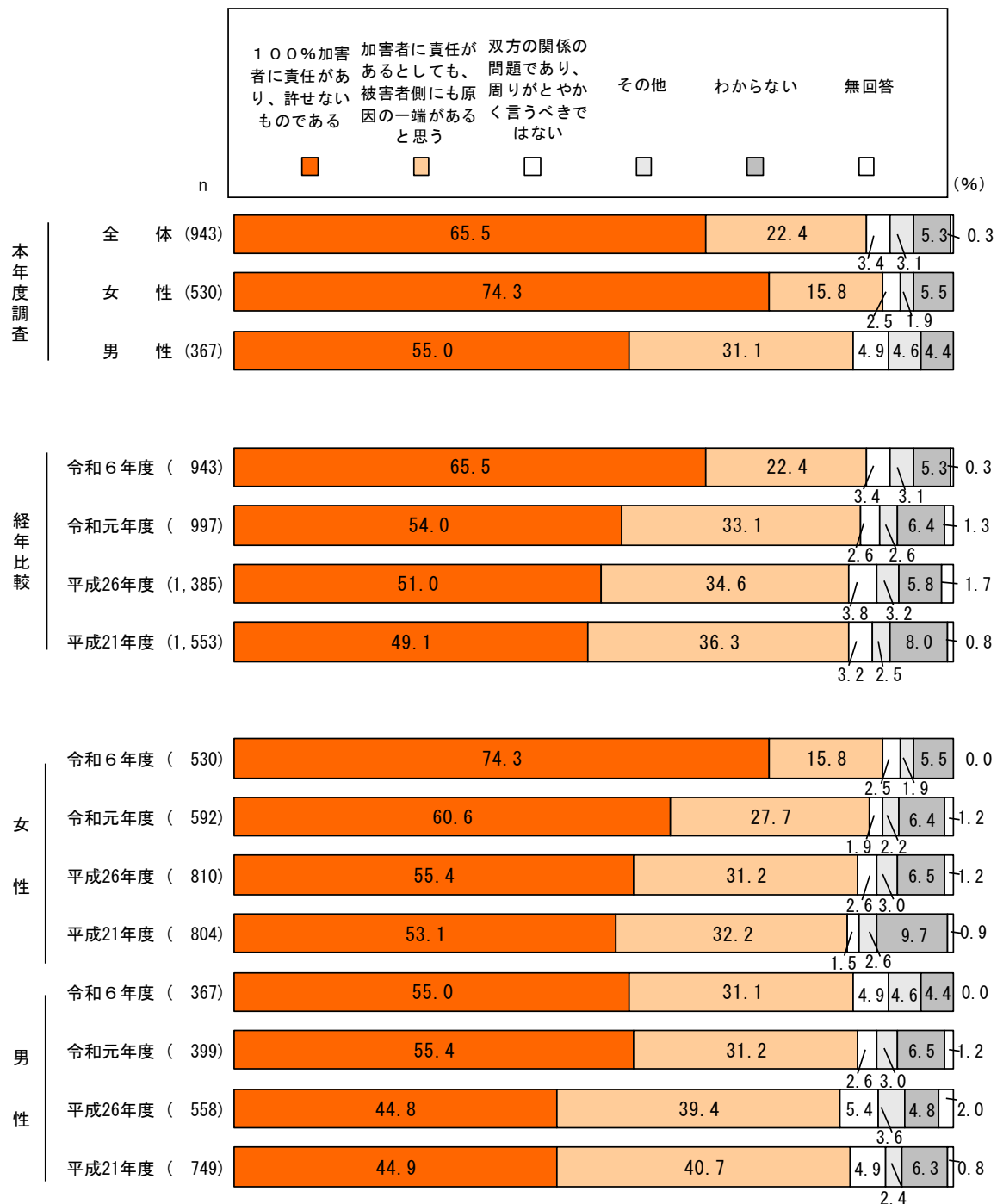
■ ドメスティック・バイオレンスについての考え

(「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅲ 数値目標8 関連)

ドメスティック・バイオレンスについての考え方としては、「100%加害者に責任があり、許せないものである」が65.5%と最も高く、次いで「加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う」が22.4%の順となっています。

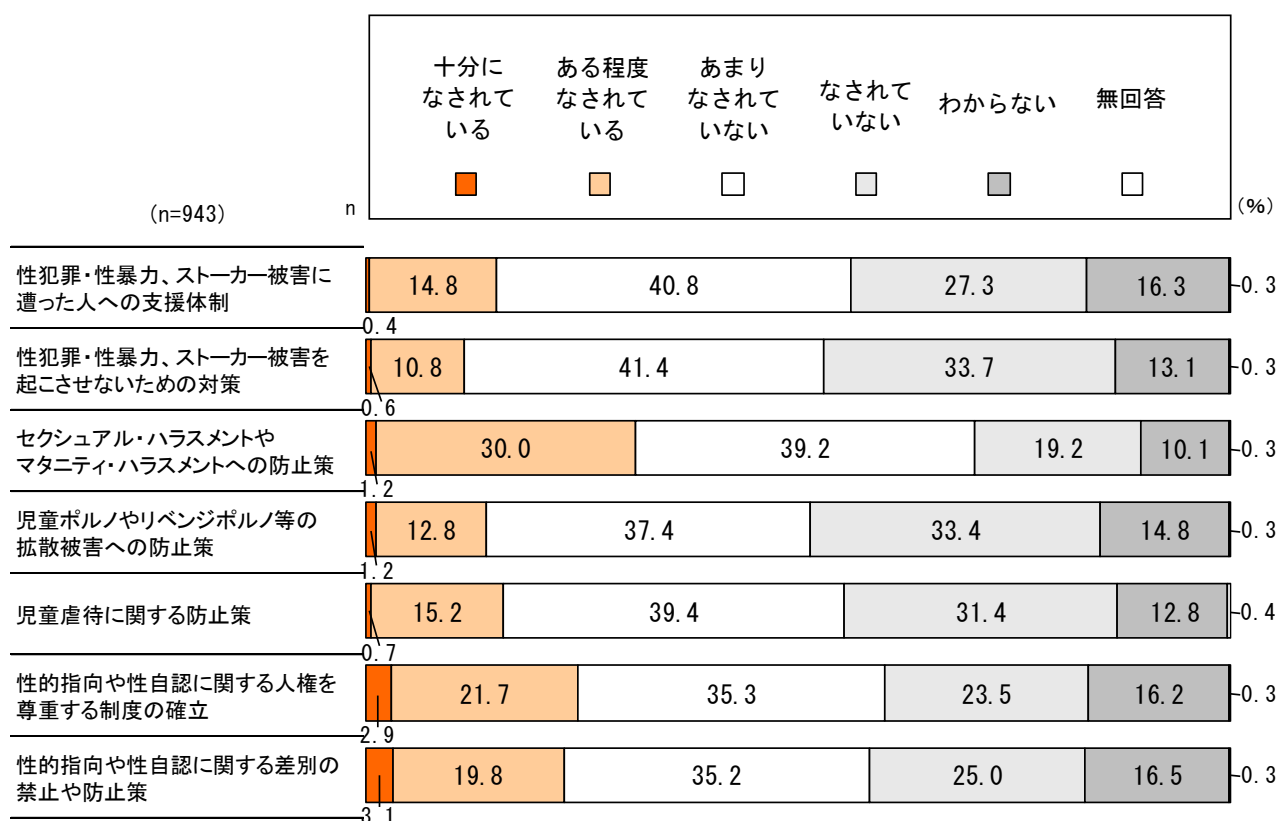
性別でみると、男性では「100%加害者に責任があり、許せないものである」と「加害者に責任があるとしても、被害者側にも原因の一端があると思う」で23.9ポイント差であるのに対して、女性では58.5ポイント差であり、大きな違いがみられます。

<DVについての考え（性別・過年度比較・過年度比較女性・過年度比較男性）>



■ DV 及び性暴力に関する人権問題に対する日本の対応

DV 及び性暴力に関する人権問題に対する日本の対応について、「十分になされている」と「なされている」の両者を合わせた《なされている》と、「あまりなされていない」と「なされていない」の両者を合わせた《なされていない》とを比較すると、全項目で《なされていない》の方が高くなっており、特に「性犯罪・性暴力、ストーカー被害を起こさせないための対策」は《なされていない》が 63.7 ポイント高く、「児童ポルノやリベンジポルノ等の拡散被害への防止策」は《なされていない》が 56.8 ポイント高くなっています。



第 6 章 社会参加・参画

■ 自主的な活動に参加していない理由

自主的な活動に参加していない理由について、「時間に余裕がないから」が 45.9%と最も高く、次いで「情報がないから」が 33.6%、「関心がないから」が 28.2%の順となっています。

性別でみると、女性では「時間に余裕がないから」「個人で活動する方が好きだから」「近くに活動する場所がないから」「子どもが小さいから」などの項目が男性よりも高く、男性では「情報がないから」「関心がないから」「仲間がいないから」などの項目が女性よりも高くなっています。

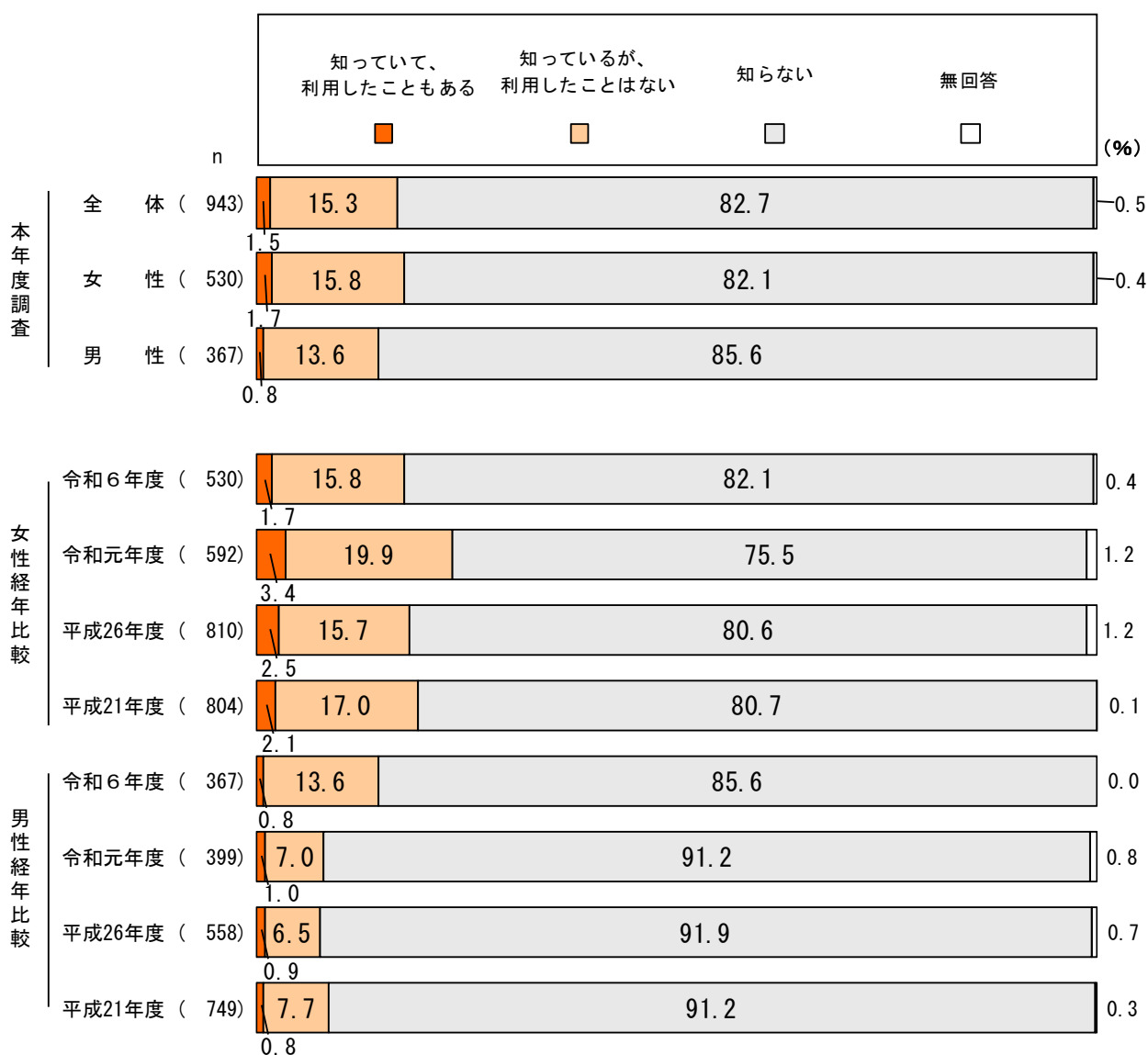
過年度比較でみると、令和元年度から令和 6 年度にかけて、男女ともに「時間に余裕がないから」の割合は低下し、「情報がないから」の割合が上昇しています。

第7章 「男女共同参画センター“らぷらす”」

■ “らぷらす”の認知

“らぷらす”の認知について、「利用したことがある」は1.5%と少数にとどまり、「知っているが、利用したことはない」が15.3%、「知らない」が82.7%と高くなっています。

< “らぷらす”の認知（性別・過年度比較・過年度比較女性・過年度比較男性） >



性別でみると、「知っているが、利用したことはない」が女性では15.8%、男性では13.6%と、女性の方が2.2ポイント高くなっています。一方、男性では「知らない」が85.6%と高くなっています。

過年度比較でみると、令和元年度から令和6年度にかけて、「知っているが、利用したことはない」が男性では7.0%から13.6%に上昇していますが、女性では19.9%から15.8%に低下しています。

■ “らぶらす” を中心とした区の事業展開

“らぶらす” を中心とした区の事業展開の中で特に重点的に行うべきものとしては、「男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業」が 43.6% と最も高く、次いで「女性の就業支援を目的とした事業」が 37.4%、「最新の社会問題を扱う事業」が 36.6% の順となっています。

性別でみると、男女とも「男性の家事への参画、新しい生き方などを啓発する事業」が最も高く、次いで男性では「最新の社会問題を扱う事業」、女性では「女性の就業支援を目的とした事業」が高くなっています。

第 8 章 男女平等観

■ 男女平等観

男女平等観について、「平等になっている」と「ほぼ平等になっている」の両者を合わせた《平等評価》の高い順に整理すると、【教育の場】が 63.6% と最も高く、次いで【家庭生活】が 48.1%、【職場】が 47.6%、【社会参加の場】が 39.4% の順となっています。

また、【全体として、現在の日本】においては、《平等評価》の 22.3% に対して、《不平等評価》が 72.5% と圧倒的に高く、個別項目以上に不平等感が強くなっています。

性別でみると、いずれの項目においても《平等評価》は女性よりも男性の方が高くなっています。

第 9 章 男女共同参画社会の実現に向けて

■ 行政への要望

男女共同参画社会に向けて行政に要望することとしては、「学校で平等意識を育てる教育の充実」「育児・保育施設の充実」とともに 39.3% と最も高く、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が 30.1% の順となっています。

性別でみると、「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」(9.1 ポイント差)「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」(6.5 ポイント差)などの項目では女性の方が、「女性問題に関する情報提供、交流会・相談・研究などの充実」(5.6 ポイント差)などの項目では男性の方が、それぞれ高くなっています。

第 10 章 ワーク・ライフ・バランス

■ ワーク・ライフ・バランスの希望

ワーク・ライフ・バランスの希望については、【「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい】が 31.5% と最も高く、次いで【「家庭生活」を優先したい】が 20.3%、【「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい】が 18.2% の順となっています。

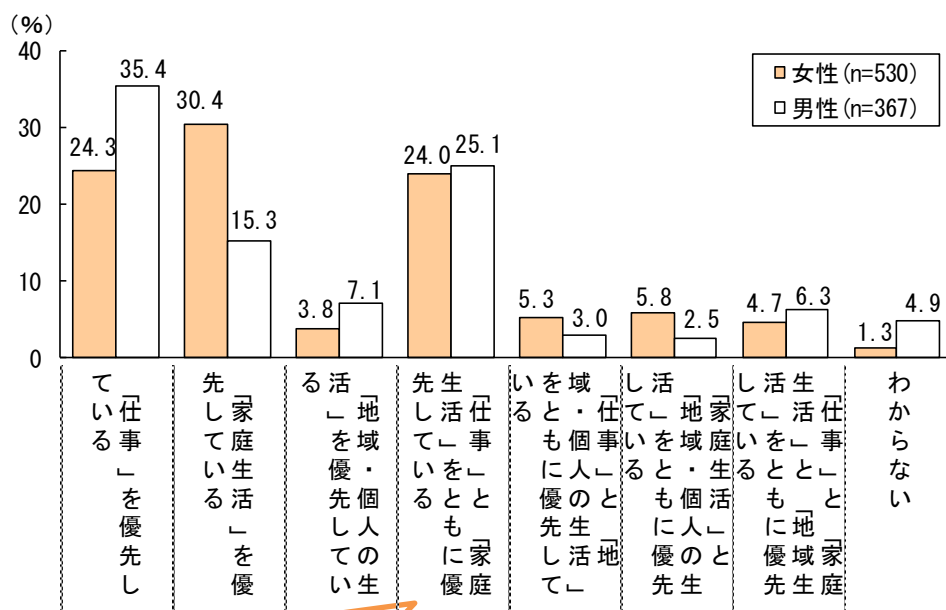
性別でみると、【「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい】は男性の方が 5.1 ポイント高くなっています。また、【「家庭生活」を優先したい】【「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい】は女性の方が約 5 ポイント高くなっています。

■ ワーク・ライフ・バランスの現実

（「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅱ 数値目標5 関連）

ワーク・ライフ・バランスの現実については、【「仕事」を優先している】が27.8%と最も高く、次いで【「家庭生活」を優先している】が25.1%、【「仕事」と「家庭生活」をともに優先している】が23.8%の順となっています。

また、【「仕事」と「家庭生活」をともに優先している】は、希望では31.5%と最も高くなっていますが、現実では23.8%と、7.7ポイントの差が生じています。



性別でみると、女性では「家庭生活」（30.4%）→「仕事」（24.3%）→「仕事と家庭生活」（24.0%）の順となっているのに対して、男性では「仕事」（35.4%）→「仕事と家庭生活」（25.1%）→「家庭生活」（15.3%）の順となっており、顕著な男女差がみられます。特に【「家庭生活」を優先している】では女性の方が15.1ポイント高く、【「仕事」を優先している】では男性の方が11.1ポイント高くなっています。

■ ワーク・ライフ・バランスに重要なこと

ワーク・ライフ・バランスに重要なことについては、「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」が39.3%と最も高く、次いで「在宅勤務等の多様な働き方の推進」が38.7%、「長時間勤務の見直し」が36.5%の順となっています。

性別でみると、「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」（15.1ポイント差）「在宅勤務等の多様な働き方の推進」（9.5ポイント差）などの項目は女性の方が、「個人の意識改革や努力」（9.0ポイント差）「法律や制度の充実」（3.7ポイント差）などの項目は男性の方が、それぞれ高くなっています。

第 11 章 防災

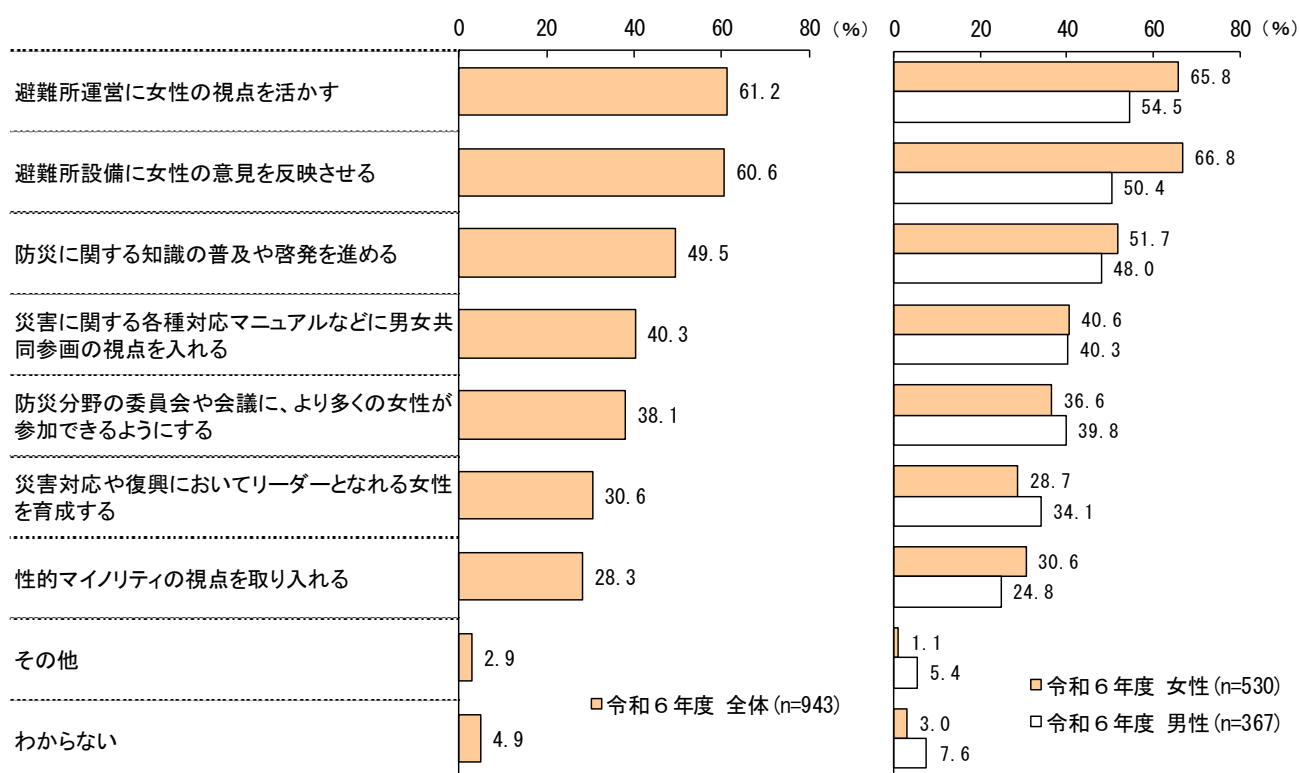
■ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること

防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めることについては、「避難所運営に女性の視点を活かす」が 61.2%と最も高く、次いで「避難所設備に女性の意見を反映させる」が 60.6%、「防災に関する知識の普及や啓発を進める」が 49.5%、「災害に関する各種対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」が 40.3%の順となっています。

性別でみると、「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする」「災害対応や復興においてリーダーとなれる女性を育成する」「その他」「わからない」以外の項目で男性よりも女性の方が高く、特に「避難所運営に女性の視点を活かす」「避難所設備に女性の意見を反映させる」などの項目は女性の方が 10 ポイント以上高くなっています。

< 防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること >

(左：全体／右：令和 6 年度性別)



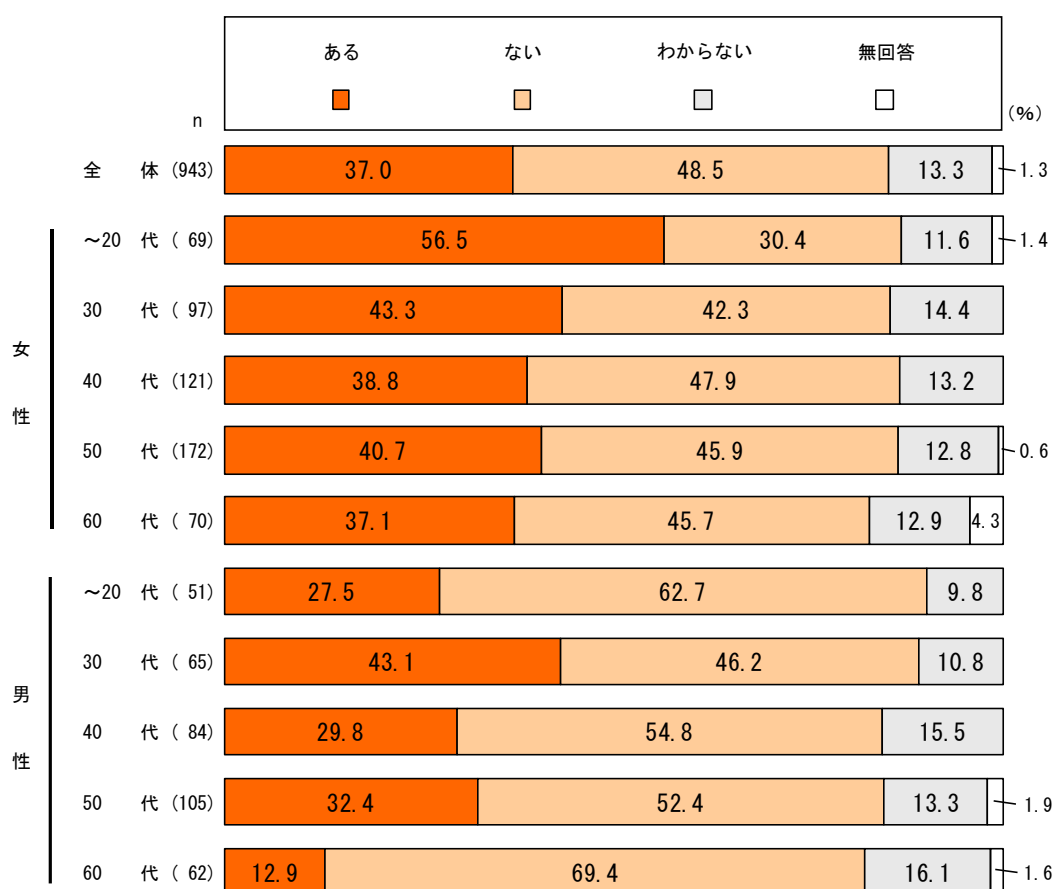
第12章 男性特有の生きづらさ

■ 性別特有の生きづらさを感じた経験の有無

性別特有の生きづらさを感じた経験については、「ない」が48.5%、「ある」が37.0%となっています。

性別でみると、「ある」の割合が、女性では42.5%、男性では29.7%と女性が男性より12.8ポイント高くなっています。

＜性別特有の生きづらさを感じた経験の有無（全体、性・年代別）＞



性・年代別でみると、女性～20代・30代において、「ある」の割合が「ない」の割合より上回っています。また、同年代での男女を比較すると、すべての年代で「ない」は男性が女性を上回っています。「ある」については特に～20代で男女に29.0ポイントと大きな違いがあります。

また、女性～20代、男性30代が、それぞれの年代で最も性別特有の生きづらさを感じた経験があると回答しています。

■ 男性特有の生きづらさの存在

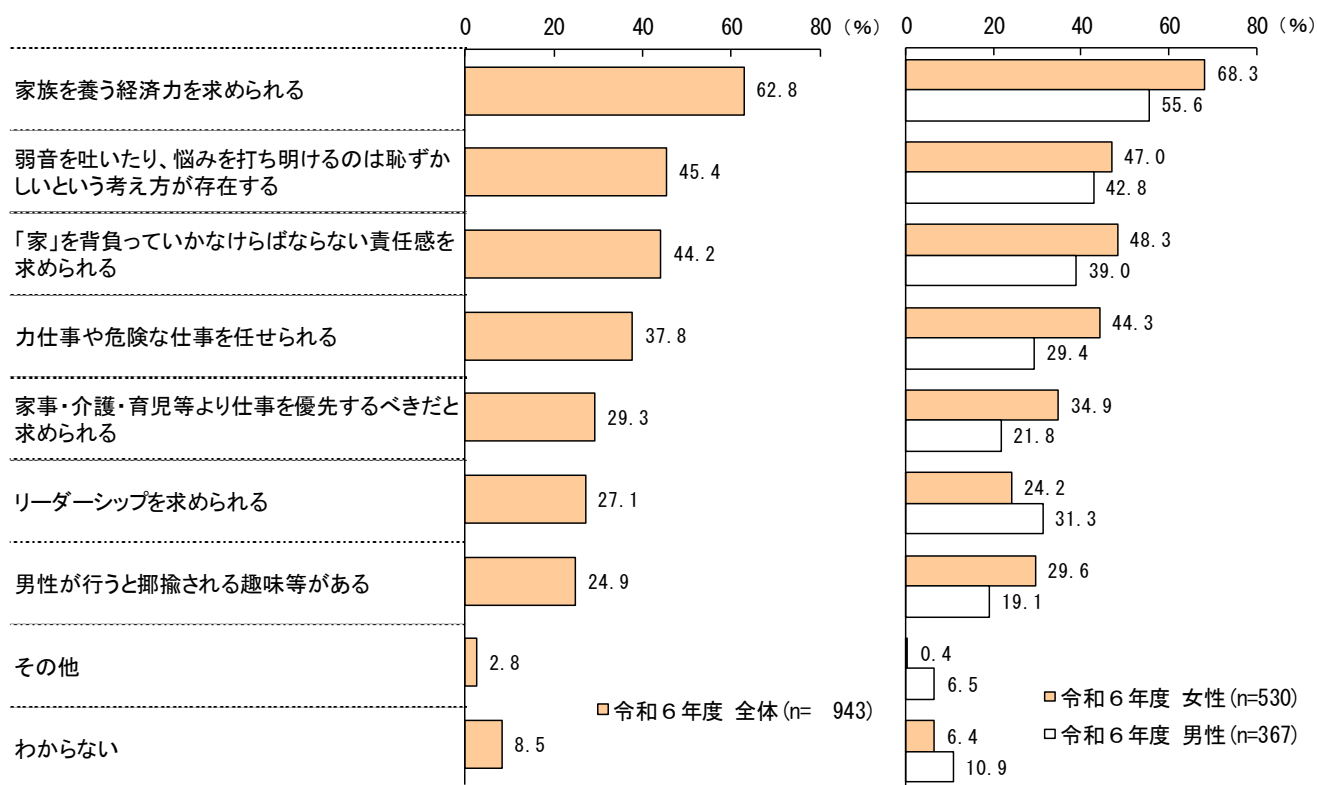
男性特有の生きづらさの存在については、【家族を養う経済力を求められる】が62.8%と最も高く、次いで【弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する】が45.4%、【「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる】が44.2%となっています。

性別でみると、【リーダーシップを求められる】【その他】【わからない】を除いて、女性の方の割合が高くなっています。

また男女間の意識の差異については、【力仕事や危険な仕事を任せられる】について大きな違いがあり、14.9ポイント差となっています。次いで【家事・介護・育児等より仕事を優先するべきだと求められる】では13.1ポイント差となっています。

＜男性特有の生きづらさの存在＞

(左：全体／右：性別)

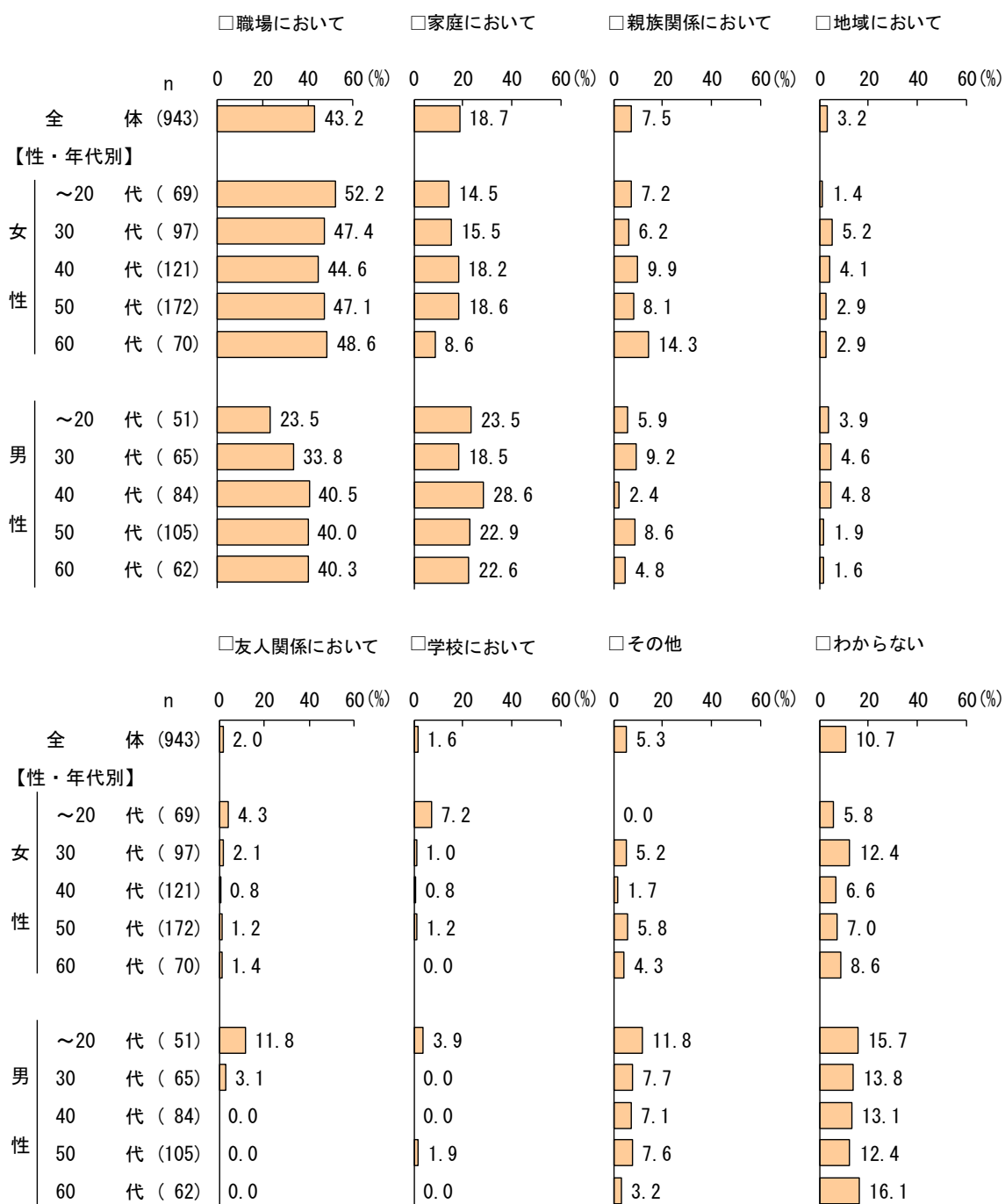


■ 男性特有の生きづらさの現れる場面

男性特有の生きづらさの現れる場面については、「職場において」が43.2%と最も高く、次いで「家庭において」が18.7%、「親族関係において」が7.5%となっています。

性別でみると、男女ともに「職場において」が最も高く、女性が47.5%、男性が36.8%と女性の方が10.7ポイント高くなっています。次いで男女ともに「家庭において」が高く、女性が16.0%、男性が23.4%と男性の方が7.4ポイント高くなっています。

<男性特有の生きづらさの現れる場面（性・年代別）>



性・年代別でみると「職場において」は女性～20代が52.2%と最も高く、「家庭においては」は男性40代が28.6%と最も高く、「親族関係においては」は女性60代が14.3%と最も高くなっています。特に男性では、「職場において」「家庭において」で40代が最も高くなっています。

第13章 性的マイノリティ（性的少数者）

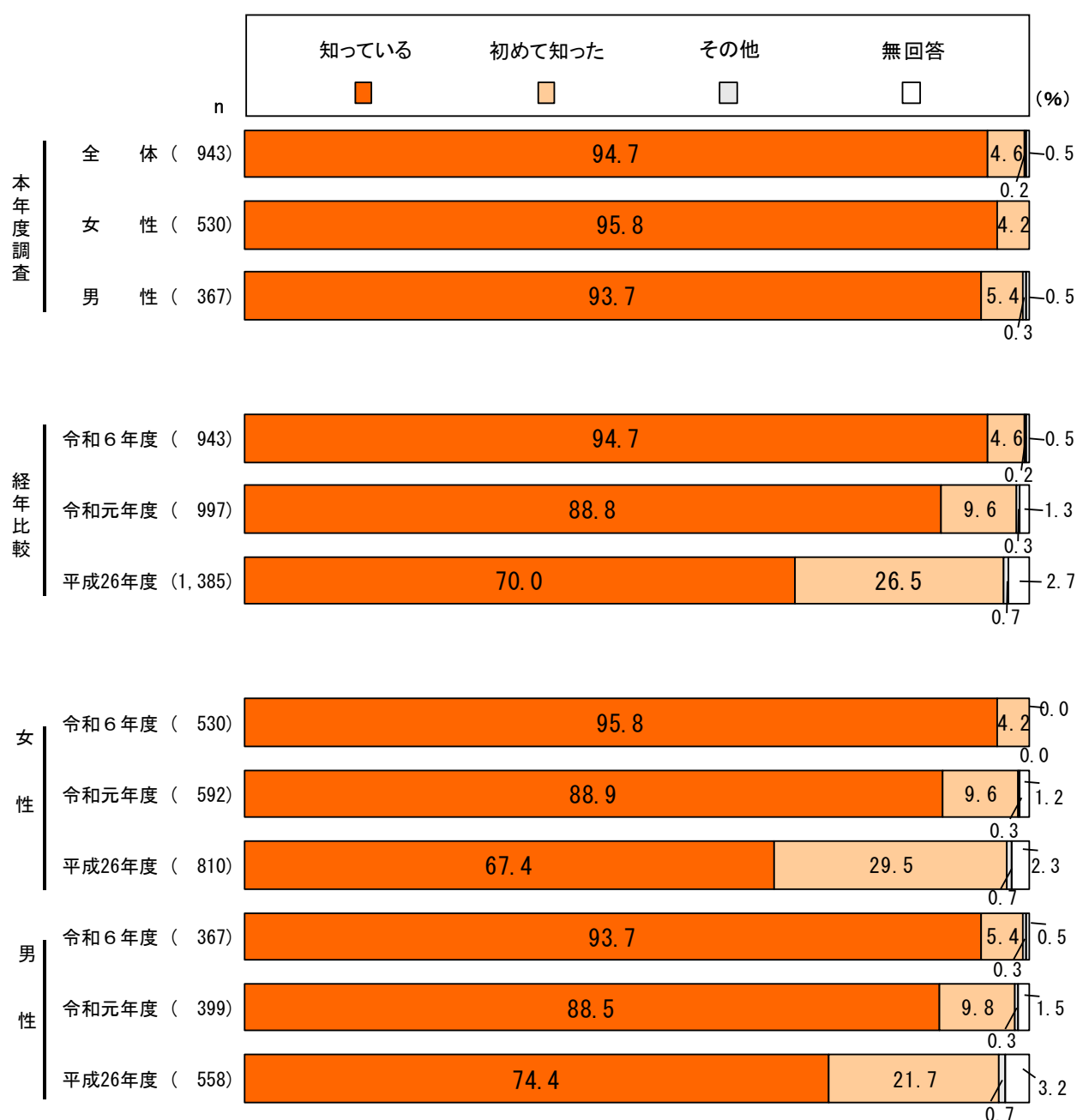
■ 性的マイノリティという言葉の認知

（「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅳ 数値目標12関連）

性的マイノリティという言葉の認知については、「知っている」が94.7%となっており、「初めて知った」を圧倒的に上回っています。

過年度比較でみると、「知っている」は平成26年度の70.0%から94.7%と24.7ポイント上昇しており、特に女性は67.4%から95.8%と28.4ポイント上昇しています。

＜言葉の認知（性別・過年度比較・女性過年度比較・男性過年度比較）＞



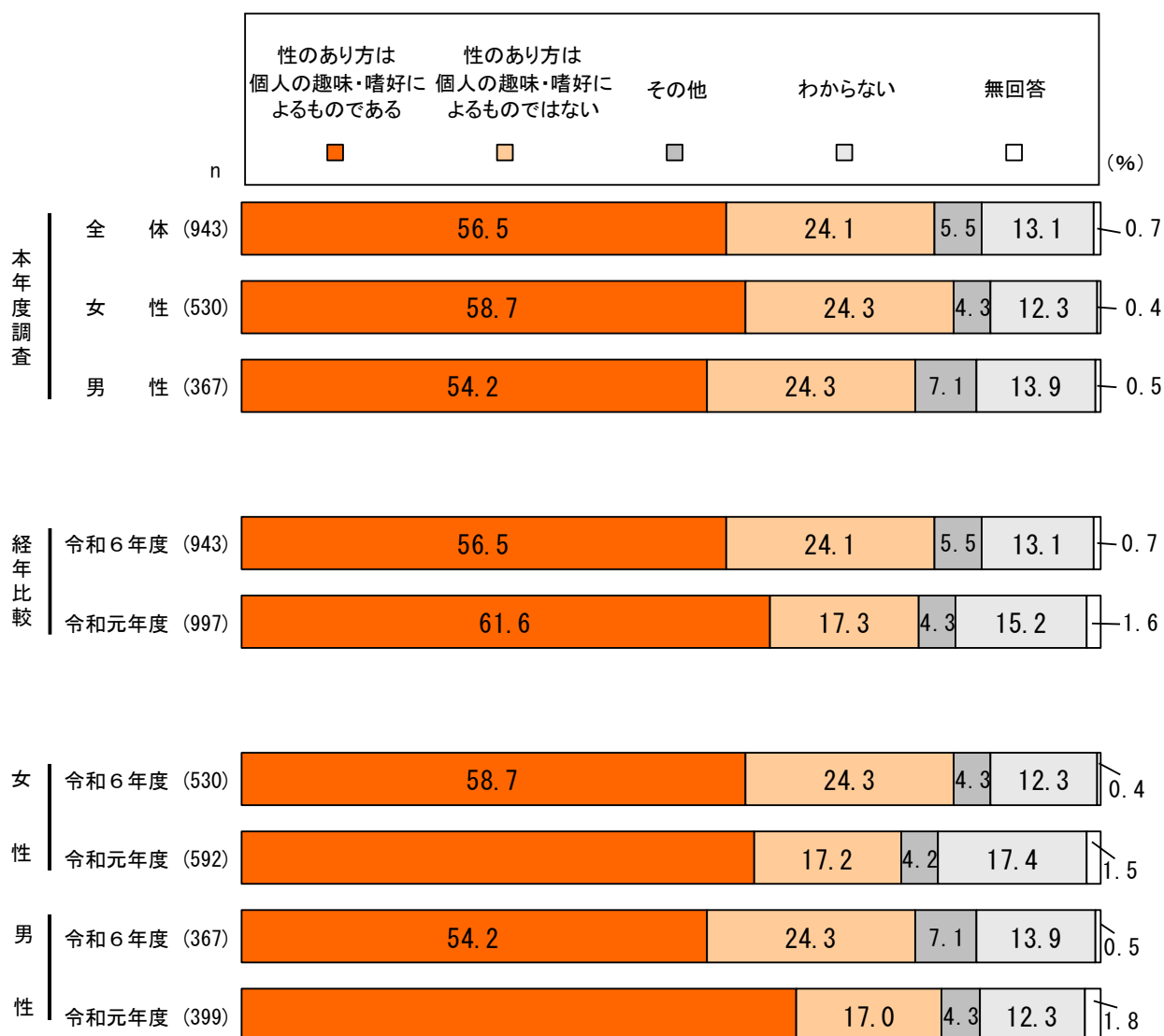
■性のあり方に関する意見

性のあり方については、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が56.5%となっています。

性別でみると、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」が女性では58.7%、男性では54.2%で、女性の方が4.5ポイント高くなっています。

過年度比較でみると、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」は令和元年度の61.6%から5.1ポイント低下しています。「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」が令和元年度の17.3%から24.1%と6.8ポイント上昇しています。

<性のあり方に関する意見（性別・過年度比較・女性過年度比較・男性過年度比較）>



※性のあり方（好きになる相手の性別や、本人が自認する性別）は、個人の趣味・嗜好によるものではなく、本人が決めたり、選んだり、変えたりできるものではないと考えられています。その人のありのままを尊重することが大切です。

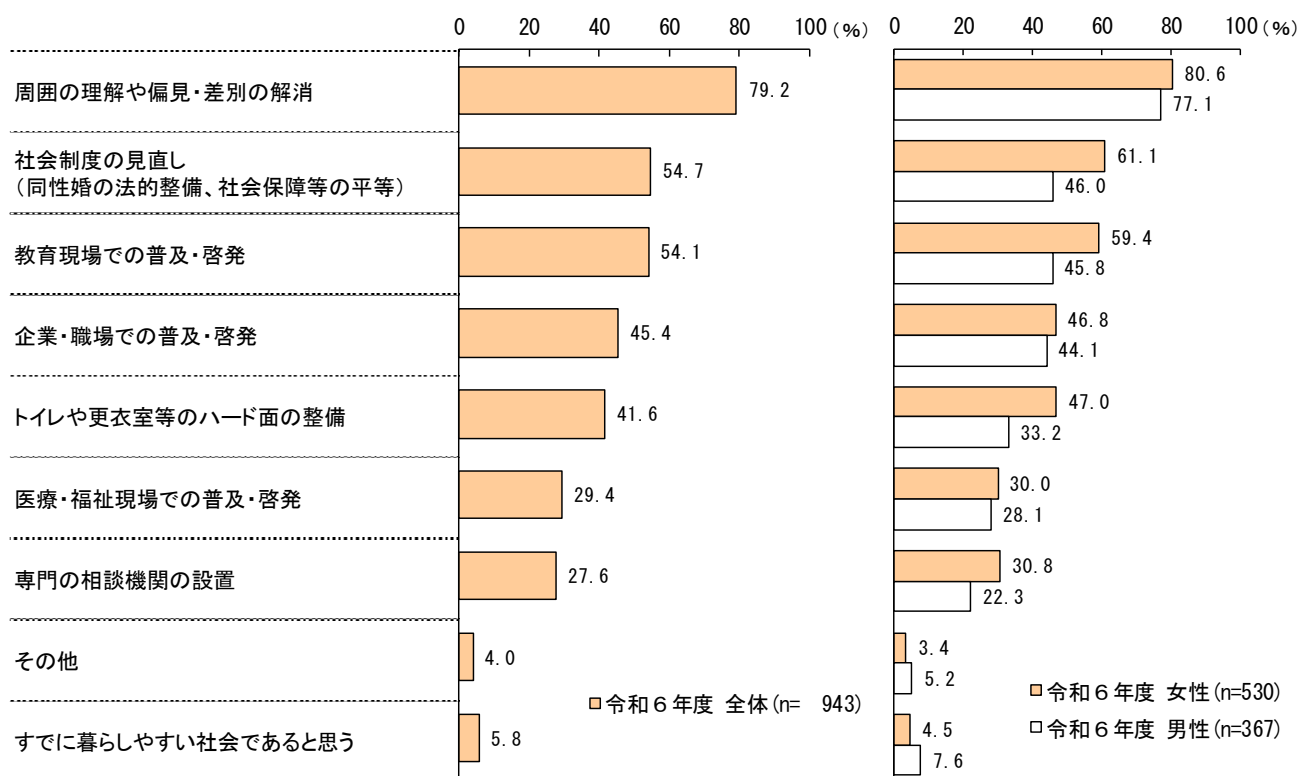
■ 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと

性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なことについては、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が79.2%と最も高く、次いで「社会制度の見直し（同性婚の法的整備、社会保障等の平等）」が54.7%、「教育現場での普及・啓発」が54.1%となっています。

性別でみると、男女ともに「周囲の理解や偏見・差別の解消」が最も高く、女性では80.6%、男性では77.1%と、女性の方が3.5ポイント高くなっています。

<性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと>

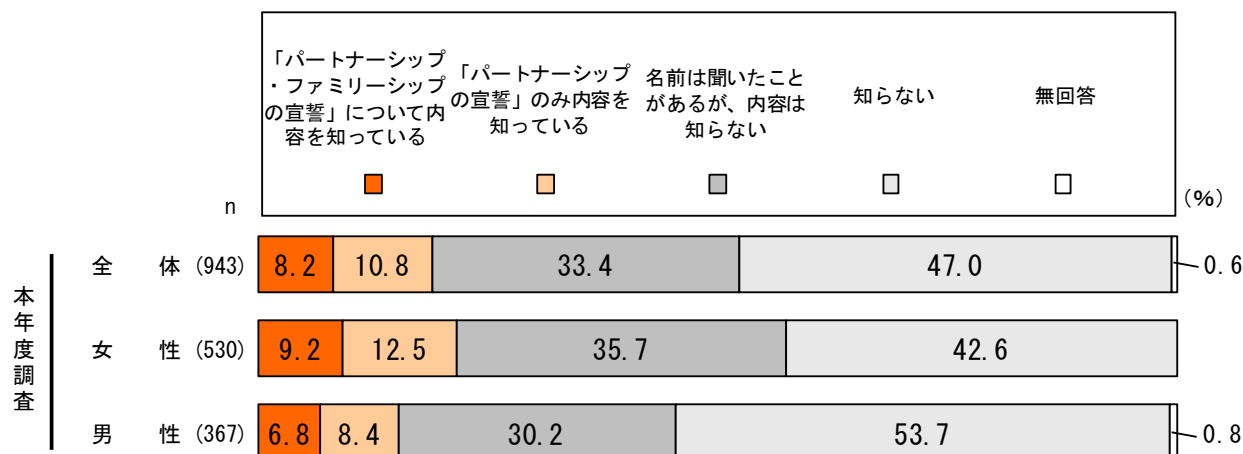
(左：全体／右：性別)



■ 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」の認知度

(「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」基本目標Ⅳ 副次的な数値目標F 関連)

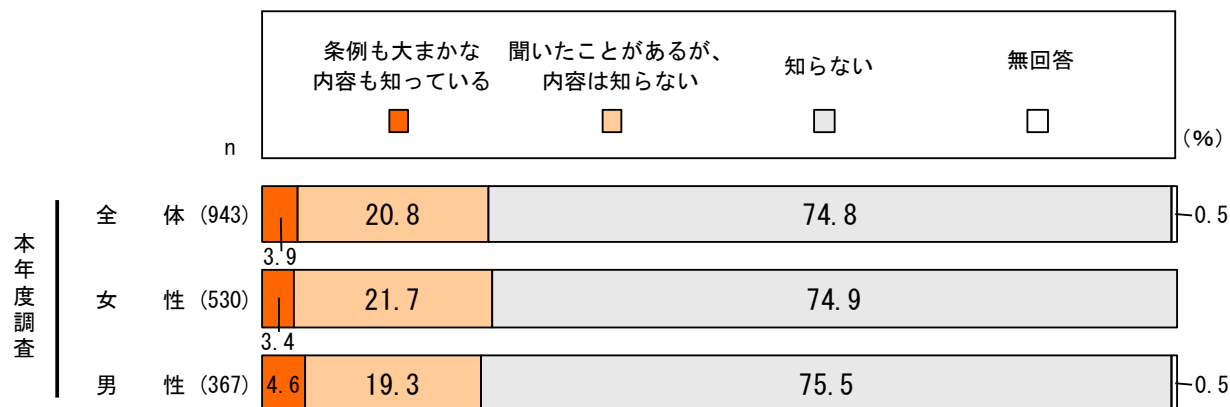
「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」の認知度について、「「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている」が8.2%、「「パートナーシップの宣誓」のみ内容を知っている」が10.8%、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.4%と、合わせて5割強となっています。



性別でみると、「「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」について内容を知っている」は女性が9.2%、男性が6.8%と、女性の方が2.4ポイント高くなっています。

■ 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の認知度について、「条例也大まかな内容も知っている」が3.9%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が20.8%と、合わせて2割半ば弱となっています。

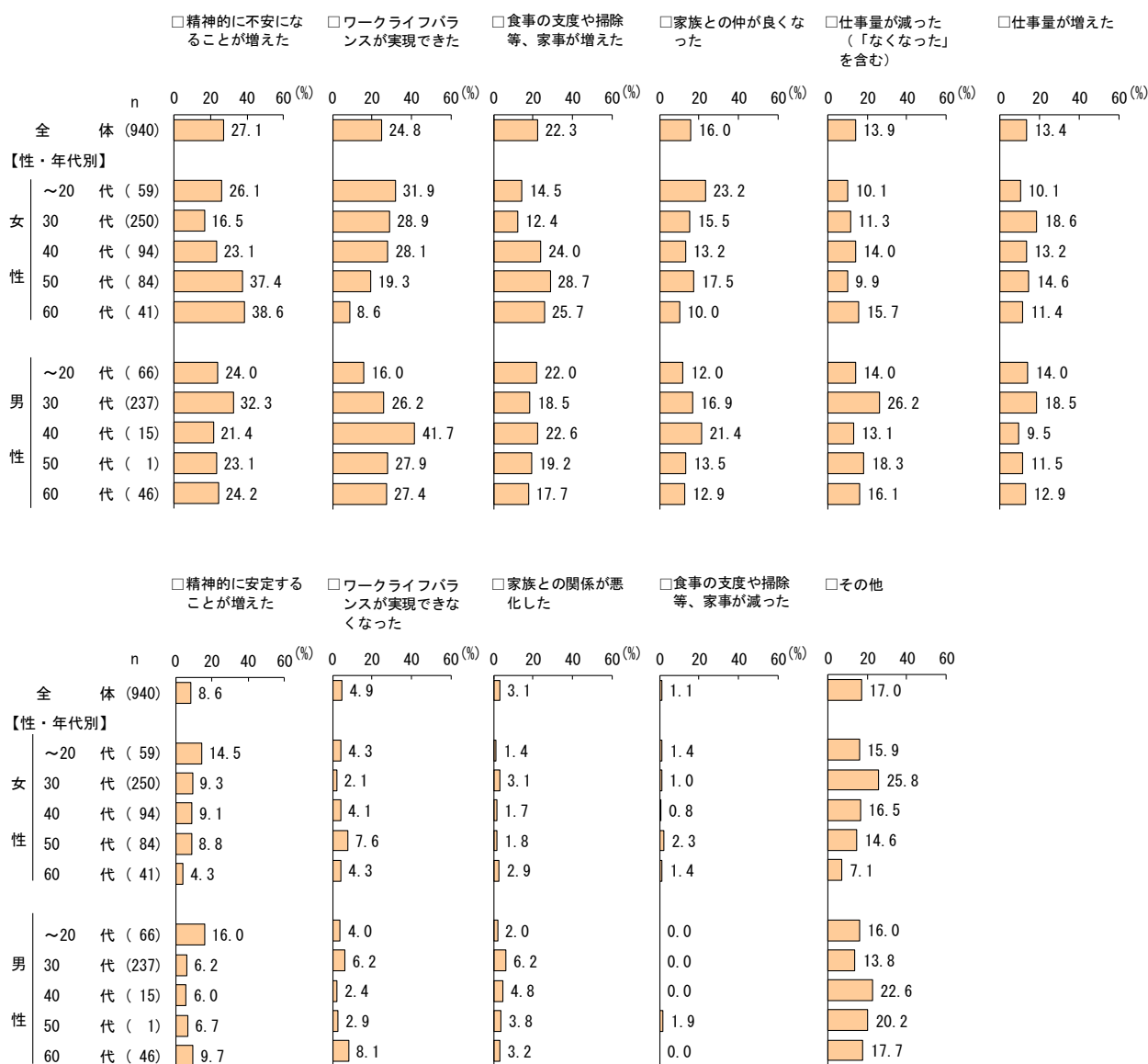


第 14 章 コロナウイルス禍を経た環境変化

■新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活や行動の変化

新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活や行動の変化について、「精神的に不安になることが増えた」が最も高く 27.1%、次いで「ワークライフバランスが実現できた」が 24.8%、「食事の支度や掃除等、家事が増えた」が 22.3%と高くなっています。また「家族との仲が良くなった」が 16.0%、「家族との関係が悪化した」が 3.1%と「家族との仲が良くなった」の方が 12.9 ポイント高くなっています。「その他」が 17.0%であるが、自由記述では「特になし・変化なし」の意見が多く、「リモートワーク・オンラインが可能になった」「外出・交流が減った」「コロナ前に戻った」などが寄せられています。

<新型コロナウイルス感染症拡大による日常生活や行動の変化（性・年代別）>



性・年代別でみると、「精神的に不安になることが増えた」は、女性 60 代が 38.6%と最も高く、男性では 30 代が 32.3%と最も高くなっています。同年代でみると「精神的に不安になることが増えた」は 30 代の男女では 15.8 ポイントと大きな差が生じています。

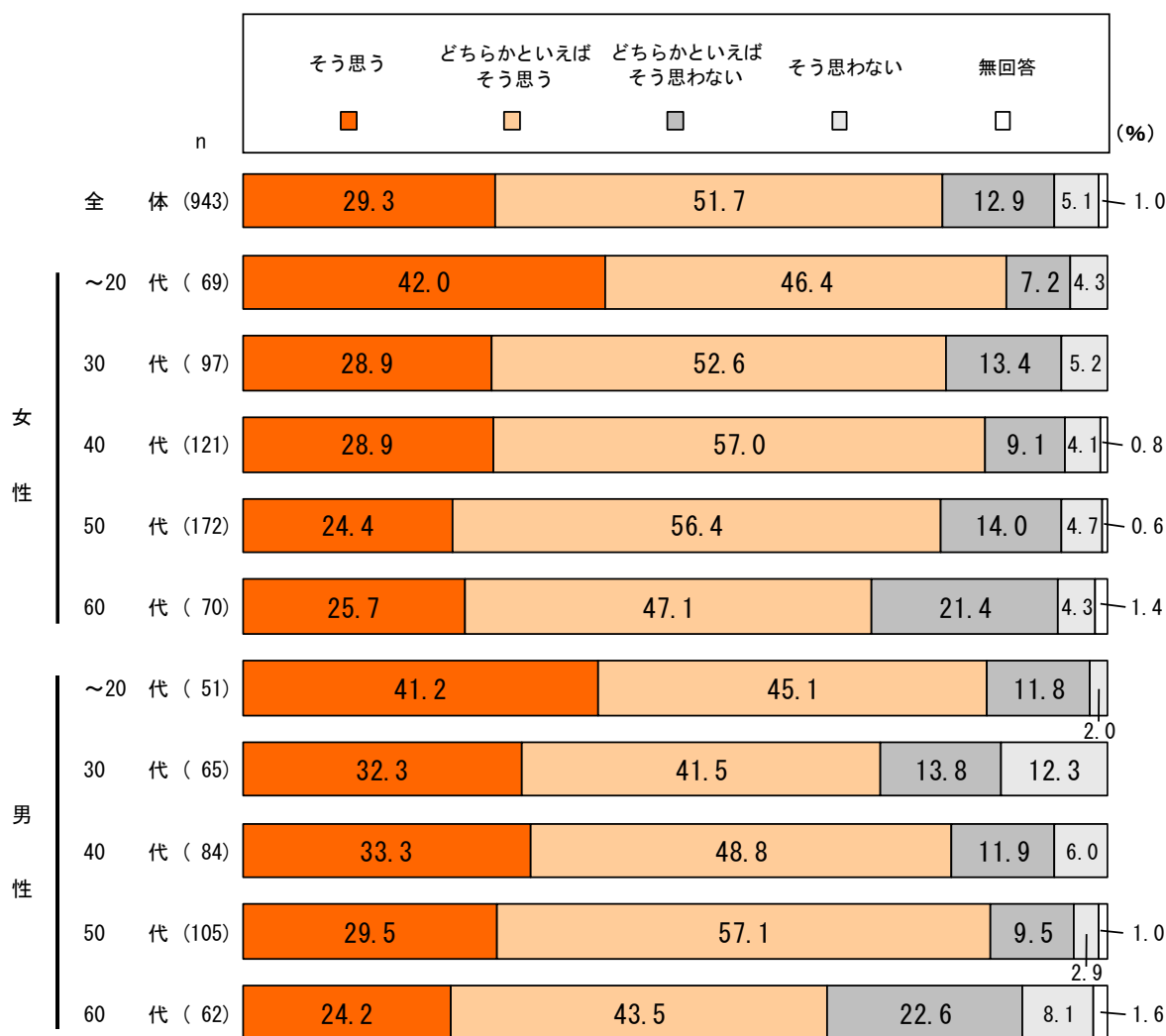
第15章 区の政策

■自分らしく安心して暮らせていると感じているか

自分らしく安心して暮らせていると感じているかについて、「そう思う」が29.3%、「どちらかといえばそう思う」が51.7%、合わせた肯定派は8割強となっています。

性別でみると、「そう思う」は女性が28.7%、男性が31.6%と男性の方が高くなっていますが、「どちらかといえばそう思う」も合わせた肯定派は女性が82.1%、男性が80.1%と女性の方が高くなっています。

<自分らしく安心して暮らせていると感じているか（性・年代別）>

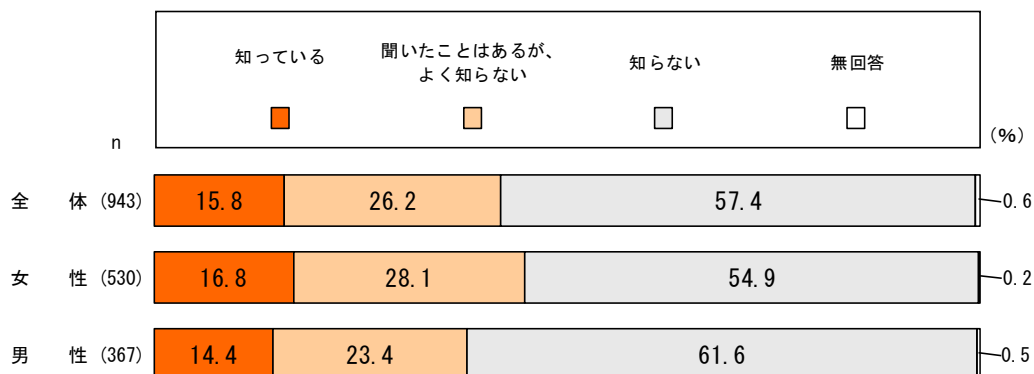


性・年代別でみると、「そう思う」は、男女ともに～20代が最も高く、女性では42.0%、男性では41.2%となっています。「どちらかといえばそう思う」も合わせた割合は女性では～20代で88.4%と最も高く、男性では50代が86.6%と最も高くなっています。「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合では、男女とも60代が高く、女性は25.7%、男性は30.7%となっています。

■ ジェンダー主流化の認知度

ジェンダー主流化の認知度について、「知っている」が15.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が26.2%、「知っている」「聞いたことがある」を合わせた割合は約4割となっています。

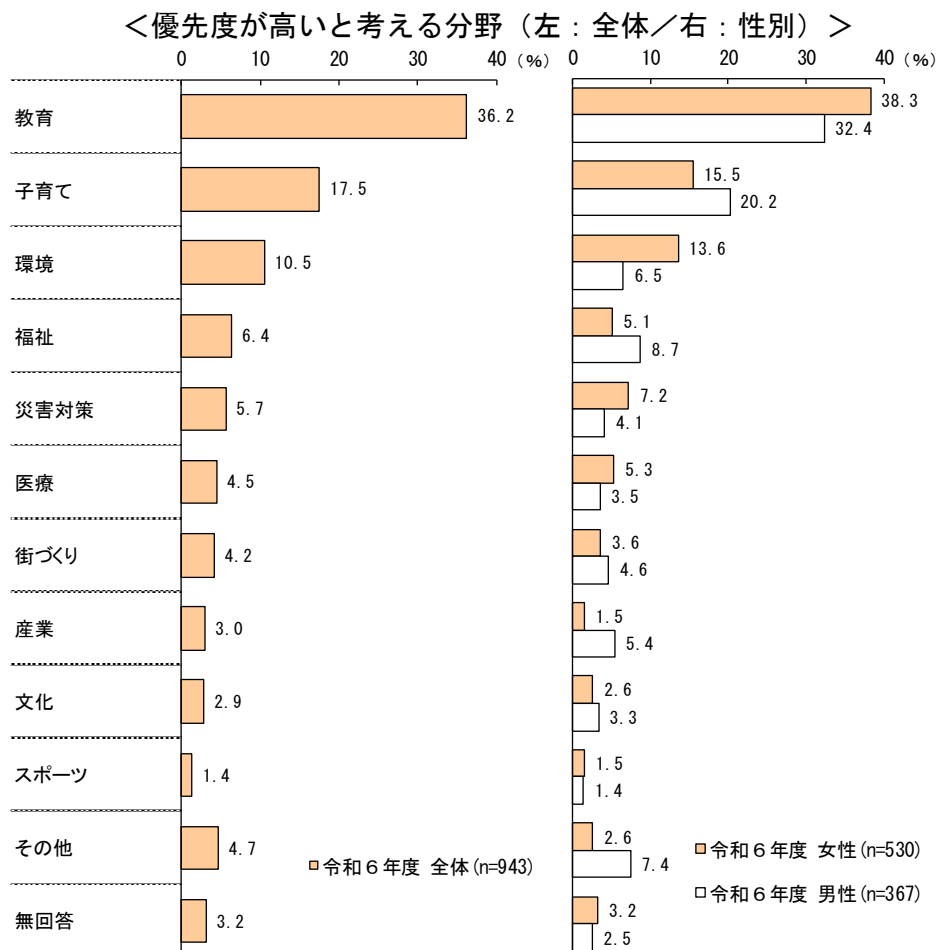
性別でみると、「知っている」は女性が16.8%、男性が14.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」も合わせた割合は女性が44.9%、男性が37.8%と女性の方が高くなっています。



■ ジェンダー主流化を取り入れる優先度が高いと考える分野

ジェンダー主流化を取り入れる優先度が高い分野について、「教育」が36.2%と最も高く、次いで「子育て」が17.5%、「環境」が10.5%となっています。

性別でみると、「教育」は男女とも高く、女性が38.3%、男性が32.4%と女性の方が5.9ポイント高くなっています。次いで「子育て」は女性が15.5%、男性が20.2%と男性の方が4.7ポイント高くなっています。



第16章 自由意見

区の男女共同参画社会の推進に関して、調査回答者からさまざまな意見が寄せられており、その主な意見（一部抜粋）を紹介します。なお、掲載に当たっては原文の趣旨を損なわない範囲で一部表現を変えている場合があります。

【家庭生活と家族観について】

- ・「働きに行ってくれた方が助かるし、家事なら手伝うのにパートナーが外に出て働きたがらない」という方はまだまだ多いのではないのでしょうか。その時点で経済的な負担が大きくなるため、多く子供を持つ選択肢が少なくなる気がします。男性へのサポートや支援も忘れないで欲しいと思う。（男性、40～44 歳）

【労働・職場について】

- ・まずは女性が家庭に閉じ込められる原因である男性や社会の長時間労働をなくし、男女とも安定して収入を得られる世界を作ることが大切。2 馬力であることが当たり前の世界に早くなってほしい。2 人でバランスの良い家庭をマネジメントすることが大切。

（女性、25～29 歳）

【仕事と子育てについて】

- ・体外受精や卵子凍結などの保険適応をもっと広くしてほしい。子供を持ちたくても経済が不安定で難しくなっている。40 代を超えてくるとお金に少し余裕が出るが、老後のことも考えなければならぬ歳でもある。寿命が伸びている以上昔よりも金がかかり、子どもを増やす事で消費は必ず増える。（男性、40～44 歳）

【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】

- ・性犯罪やストーカー被害にあっても支援の場が少なく、心や身体のケアができないまま、外出できず、社会人として生活できなくなっている方もいる。区のサポート体制を整えて欲しい。防犯カメラを駐輪場につけるなど、夜道でも安心して歩ける世田谷区にして欲しい。

（女性、50～54 歳）

【社会参加・「男女共同参画センター “らぷらす”」について】

- ・区長による SNS の発信などで世田谷区がマイノリティのための取り組みを行っていることを知り、嬉しく思うが、区による取り組みの情報を得られる機会は多くない（自分から積極的に得なければならない）と感じる。男女平等や差別解消のためにも行政からの情報発信や啓発（オンラインおよびオフライン）が増えてほしい。例えば通学中や買い物に出た際に目に留まるとよいと思う。（その他、30～34 歳）

【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けてについて】

- ・女性の社会進出が進んでいない要因の一つに、女性自身が自分の持つポテンシャルや能力を低く評価し過ぎている、ということがあると思う。例えば会社で昇進したくないと思っている人が多いなど。そういう教育を受けてきたからなのか、家庭の状況がそう思わせるのか原因は様々かと思う。また少子化と女性の社会進出、両方を解決することは重要かと思いますが、一見矛盾していて難しい問題であると感じる。(男性、60～64 歳)

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について】

- ・現役で働いている世代にとって、地域社会貢献や自治会の活動への参加などは強要されていると感じられることが多々あり、精神的な負担が大きい。地域社会貢献や自治会の活動への参加が出来ないとは悪でしょうか。仕事に追われてやっとの休みに溜まっている家事や、やりたいこと、休養に時間を割いたら悪でしょうか。自主的な参加が出来ないと悪でしょうか。ジェンダー問題もですが、時代と共に地域の関係性も変わってきているので、時代錯誤にならないように、今とこれからの未来の流れをしっかりと掴んで施策に活かしてほしい。

(女性、50～54 歳)

【防災について】

- ・喫緊の問題として、防災分野での男女共同参画が重要と考えています。災害時の避難所運営に女性の視点を取り入れることで、子ども、高齢者、性的マイノリティなどすべての人の立場にたった運営が可能になると思います。また将来的に男女がより対等に社会に関わるために、子どもの教育現場で平等意識を育てることも重要だと考えます。東京都や全国の中で世田谷区が率先して啓発してくださることを期待しています。(女性、55～59 歳)

【男性特有の生きづらさについて】

- ・過去に男女別の自殺率では男性が高いと聞いたことがありますが、男性の生きづらさなどの理解を深めたくても中々男性から意見を聞くことは容易ではありません。また、男女共同参画を目指して区が行事など行っているとしても調べる時間もそのような事を考える余裕もない人もいると思うので郵便をしないにしても区民に届くように駅などの掲示板で分かりやすく広めるなど、世田谷線における東急のSDGsの働きの宣伝のように目で見えて伝わるような事をしていただけるととても助かります。(女性、25～29 歳)

【性的マイノリティ（性的少数者）について】

- ・世田谷区は「パートナーシップの宣誓」や「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」の件など、多様性を認め合うことに、区としてもきちんと姿勢を示してとても良いと思います。区から変わっていくことで国も変わっていくと思います。他者との違いを認め合える、国になっていくことを願っていますし、自分も変える力になりたいと思います。

(女性、45～49 歳)

【区の政策について】

- ・多様性についてもっと区、国が努力すべき。外国から労働者が沢山増える中、もっと理解をしてマスコミなどにとらわれずリスペクトしていくべき。差別についても日本はかなり考えが低い。外国では当たり前の事が全くできていない。地域一緒に考えていくべきだと思う。女性が、能力が、どうかではなく学校教育もみなおすべき。世田谷区がよりすみやすい区になる様にもっとリードして欲しい。(女性、45～49 歳)

【アンケートについて】

- ・日々の生活でこういった内容を深く考えることがなく、改めて、今の社会では必要になってきていると実感しました。男性だから、女性だからといった隔りなく、皆が気持ちよく過ごせる日々であつたらと願います。また、困ってる方がいたら手をさし伸ばせるような人で在りたいです。(女性、35～39 歳)

【その他】

- ・すべて平等にすることは難しいと思いますが、今より選択肢が増え、考え方がより柔軟になれば良いのではないかと思います。～すべき、～でなければいけないという固定概念も大切ですが、心に余裕がちょっとずつでも増えていけば、幸せによりなれるかと考えます。

(女性、35～39 歳)

【外国籍の方のご意見】

- ・女性がいつ仕事を辞めるのか、本人が決めるべきである。例えば専業主婦として生活したい女性もいるし、働きたい女性もいる。(英文回答から翻訳) (女性、18～24 歳)

男女共同参画に関する区民意識・実態調査 報告書《概要版》

令和 7 年 3 月

実施・発行 世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 世田谷区松原 6 丁目 3 番 5 号 梅丘分庁舎 3 階
電 話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

集計・分析 社会システム株式会社
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-20-22
三富ビル 6 階
電 話 03-5791-1133

印刷登録番号 世田谷区広報印刷物登録番号／第 2355 号

基本方針	施策	事業(取組内容)	令和6年度の取組み
基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現	(2)行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施 ▶「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	【取組み実績】 世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 ◆実施日:令和7年1月14日(火) ◆受講者数:59名 【今後の取組み】 庁内における「やさしい日本語」の活用をより促進するため、次年度以降も引き続き講座を実施する。また、研修後に庁内で研修の動画配信を行い、より多くの職員への普及を図る。
	(3)生活基盤の充実【重点】	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進 ▶通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	【取組み実績】 令和5(2024)年度に(区役所)全庁的な通訳サービスの需要調査を行い、令和6年度より庁内の区民対応窓口各課を中心にタブレット端末による通訳サービスを新たに12箇所追加配備した(令和3～5年度、7箇所配備)。 ◆庁内配置合計数:19箇所 ◆令和6年4月～令和7年1月の通訳サービス総利用実績:967件 ◆対応言語数:13(+手話) 【今後の取組み】 通訳サービスの導入各課に向けた活用実態調査を行い、月々の実績からは把握できない各窓口での実態や課題を把握し、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。
基本方針2 地域社会における活躍の推進	(1)多文化共生の地域交流促進	せたがや国際メッセの実施 ▶区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	【取組み実績】 成城ホールにて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第8回せたがや国際メッセ」を実施した。 ◆実施日:令和6年11月30日(土) ◆来場者数:約1,000名(参考:令和5(2023)年度来場者数約2,500名(場所:日本大学文理学部百周年記念館)) ※令和5年度は国際メッセと(米国)ホストタウンコンサートを同時開催。 【今後の取組み】 引き続き、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)と共催し、より多くの来場者が多様な文化に触れられる機会を提供していく。
	(3)区政への参画推進	外国人との意見交換会の実施 ▶外国人等の意見を区政に反映させるため、区内の外国人住民同士あるいは、区内の外国人住民と日本人住民による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。	【取組み実績】 「様々な言語・文化を持つ人々がともに暮らしていくために」をテーマに、多文化共生を分かりやすく伝えるためのリーフレット案を作るワークショップを行った。 ◆実施日:令和6年12月14日(土) ◆参加者数:計30名(外国人住民16名、日本人住民14名) 【今後の取組み】 事業を継続し、より多くの外国人等の参加を目指す。意見交換会の参加者アンケート結果を参考に、より良い運営形態等を検討し、テーマの設定にあたっては、参加者の声を今後の区政に反映できるようなテーマを検討する。
		外国人アンケート調査の実施 ▶外国人住民の意見を聞くために、アンケート調査を実施します。	【取組み実績】 区内在住外国人500名を対象に、「世田谷における外国人区民のアンケート調査」を実施した。 ◆調査期間:令和6年5月31日～7月5日 ◆回収数:54件(10.8%) 【今後の取組み】 調査結果を参考に、外国人住民により効果的な取組みやその手法を検討し、実施につなげていく。また、回収率の向上に向け、調査通知封筒の仕様の見直しなどを検討していく。
		日本人住民への意識調査の実施 ▶日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。	【取組み実績】 主に日本人住民を対象にした区政モニターアンケート調査を今年度初めて実施した。 ◆調査期間:令和6年10月30日～11月13日 ◆回答人数:177名 【今後の取組み】 これまで行ってきた外国人等の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、区民の区政参画推進に繋がる取組みとして実施する。
基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	(1)多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】	多文化共生啓発リーフレットの作成・配布 ▶区の多文化共生について紹介した啓発リーフレットを作成し、配布を行います。	【取組み実績】 令和6年12月14日に開催した「外国人との意見交換会(基本方針2(3)区政への参画推進)」のテーマとして、多文化共生リーフレット案について話し合いを行った。 【今後の取組み】 意見交換会において、各グループで考えた「多文化共生のキャッチコピー」や「外国人住民も住みやすい街にするためにはどうすればいいか」等の意見をもとに、広く区民に多文化共生について知ってもらうための啓発リーフレットを作成し、国際交流センターや区HP等において広く周知を図る。
		<再掲>日本人住民への意識調査の実施 ▶日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。	【取組み実績】 主に日本人住民を対象にした区政モニターアンケート調査を今年度初めて実施した。 ◆調査期間:令和6年10月30日～11月13日 ◆回答人数:177名 【今後の取組み】 これまで行ってきた外国人等の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、多文化共生の意識の醸成に繋げていく。
	(2)学校教育における多文化共生に関わる教育の推進	海外派遣等を通じた国際交流事業の拡充 児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取組みます。	【取組み実績】 ◆小学生交流・・・オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区への派遣(派遣期間:令和6年10月19日～26日(8日間) 児童16名、引率4名) オーストラリア・バンバリー市への派遣(派遣期間:令和6年10月31日(木曜日)～11月8日(金曜日)(9日間) 児童16名、引率4名) オーストラリア・バンバリー市小学生親善訪問団の受入れ(受入期間:令和6年9月23日～10月2日(10日間) 児童14名、引率4名) ◆中学生交流・・・カナダ・ウィニベグ市との中学生親善訪問団の派遣・受入れ(派遣期間:令和6年9月12日～22日(11日間) 生徒14名、引率4名 受入期間:令和7年1月27日～2月8日(13日間) 生徒13名、引率3名) ※中学生交流は、オーストラリア・バンバリー市との隔年実施 【今後の取組み】 教育委員会と連携し、小・中学生による教育交流を中心とした姉妹都市等との国際交流を継続していく。

1. 地区別・地域別外国人人口について
(1)地区別外国人人口(比率順)【表1】

順位	地区名	外国人人口	総人口	比率
1	大原	450	8,291	5.43%
2	野毛	292	6,133	4.76%
3	玉川	564	12,352	4.57%
4	北沢	828	18,443	4.49%
5	瀬田	698	15,671	4.45%
6	上馬	923	21,340	4.33%
7	玉川田園調布	103	2,405	4.28%
8	上北沢	680	16,879	4.03%
9	三軒茶屋	524	13,026	4.02%
10	代田	947	23,760	3.99%
11	羽根木	279	7,283	3.83%
12	上野毛	488	12,895	3.78%
13	南烏山	874	23,532	3.71%
14	用賀	589	15,883	3.71%
15	代沢	611	16,675	3.66%
16	鎌田	281	7,876	3.57%
17	太子堂	665	18,945	3.51%
18	玉堤	213	6,084	3.50%
19	玉川台	227	6,522	3.48%
20	池尻	561	16,511	3.40%
21	松原	1,010	29,808	3.39%
22	駒沢	569	16,822	3.38%
23	宇奈根	189	5,728	3.30%
24	中町	489	15,030	3.25%
25	野沢	499	15,424	3.24%
26	上祖師谷	622	19,427	3.20%
27	東玉川	265	8,514	3.11%
28	宮坂	364	11,700	3.11%
29	尾山台	201	6,675	3.01%
30	深沢	740	24,638	3.00%
31	三宿	256	8,533	3.00%
32	八幡山	224	7,699	2.91%
33	桜上水	412	14,173	2.91%
34	奥沢	821	28,356	2.90%
35	下馬	802	27,737	2.89%
36	赤堤	580	20,126	2.88%
37	梅丘	260	9,023	2.88%
38	若林	568	19,712	2.88%
39	新町	229	8,325	2.75%
40	岡本	233	8,478	2.75%
41	給田	347	13,012	2.67%
42	桜丘	531	19,943	2.66%
43	桜新町	203	7,767	2.61%
44	世田谷	429	16,420	2.61%
45	経堂	530	20,477	2.59%
46	等々力	689	27,274	2.53%
47	砧	653	26,794	2.44%
48	粕谷	321	13,193	2.43%
49	喜多見	468	19,750	2.37%
50	弦巻	584	25,217	2.32%
51	上用賀	336	14,773	2.27%
52	船橋	617	27,313	2.26%
53	北烏山	583	26,845	2.17%
54	豪徳寺	144	6,719	2.14%
55	祖師谷	400	19,382	2.06%
56	桜	249	12,288	2.03%
57	成城	456	23,112	1.97%
58	大蔵	135	7,449	1.81%
59	千歳台	305	19,249	1.58%
計		28,110	923,411	3.04%

※比率は各地区の総人口に対する外国人人口の割合。

(2)地区別外国人人口(人口順)【表2】

順位	地区名	外国人人口	総人口	比率
1	松原	1,010	29,808	3.39%
2	代田	947	23,760	3.99%
3	上馬	923	21,340	4.33%
4	南烏山	874	23,532	3.71%
5	北沢	828	18,443	4.49%
6	奥沢	821	28,356	2.90%
7	下馬	802	27,737	2.89%
8	深沢	740	24,638	3.00%
9	瀬田	698	15,671	4.45%
10	等々力	689	27,274	2.53%
11	上北沢	680	16,879	4.03%
12	太子堂	665	18,945	3.51%
13	砧	653	26,794	2.44%
14	上祖師谷	622	19,427	3.20%
15	船橋	617	27,313	2.26%
16	代沢	611	16,675	3.66%
17	用賀	589	15,883	3.71%
18	弦巻	584	25,217	2.32%
19	北烏山	583	26,845	2.17%
20	赤堤	580	20,126	2.88%
21	駒沢	569	16,822	3.38%
22	若林	568	19,712	2.88%
23	玉川	564	12,352	4.57%
24	池尻	561	16,511	3.40%
25	桜丘	531	19,943	2.66%
26	経堂	530	20,477	2.59%
27	三軒茶屋	524	13,026	4.02%
28	野沢	499	15,424	3.24%
29	中町	489	15,030	3.25%
30	上野毛	488	12,895	3.78%
31	喜多見	468	19,750	2.37%
32	成城	456	23,112	1.97%
33	大原	450	8,291	5.43%
34	世田谷	429	16,420	2.61%
35	桜上水	412	14,173	2.91%
36	祖師谷	400	19,382	2.06%
37	宮坂	364	11,700	3.11%
38	給田	347	13,012	2.67%
39	上用賀	336	14,773	2.27%
40	粕谷	321	13,193	2.43%
41	千歳台	305	19,249	1.58%
42	野毛	292	6,133	4.76%
43	鎌田	281	7,876	3.57%
44	羽根木	279	7,283	3.83%
45	東玉川	265	8,514	3.11%
46	梅丘	260	9,023	2.88%
47	三宿	256	8,533	3.00%
48	桜	249	12,288	2.03%
49	岡本	233	8,478	2.75%
50	新町	229	8,325	2.75%
51	玉川台	227	6,522	3.48%
52	八幡山	224	7,699	2.91%
53	玉堤	213	6,084	3.50%
54	桜新町	203	7,767	2.61%
55	尾山台	201	6,675	3.01%
56	宇奈根	189	5,728	3.30%
57	豪徳寺	144	6,719	2.14%
58	大蔵	135	7,449	1.81%
59	玉川田園調布	103	2,405	4.28%
計		28,110	923,411	3.04%

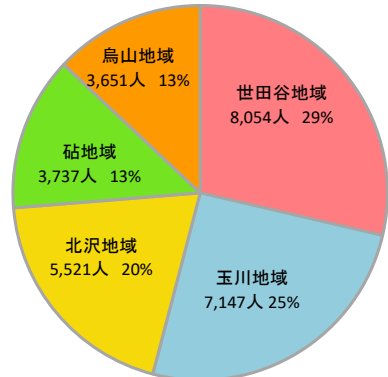
出典：住民基本台帳（令和6年12月1日）

(3)区内各地域の外国人人口・比率【表3】

地域	外国人人口	総人口	比率
世田谷地域	8,054	264,095	3.05%
玉川地域	7,147	219,297	3.26%
北沢地域	5,521	154,301	3.58%
砧地域	3,737	165,131	2.26%
烏山地域	3,651	120,587	3.03%
計	28,110	923,411	3.04%

※比率は各地域の総人口に対する外国人人口の割合。

世田谷区全体の外国人人口に対する
地域別外国人人口【図1】
(世田谷・北沢・玉川・砧・烏山)



出典：住民基本台帳（令和6年12月1日）



1. 地区別・地域別外国人人口について

○各地区における在住外国人比率が最も高い地区は大原（北沢地域）である。区全体の外国人比率3.04%に対し、5.43%と高い数値となっている。【表1】

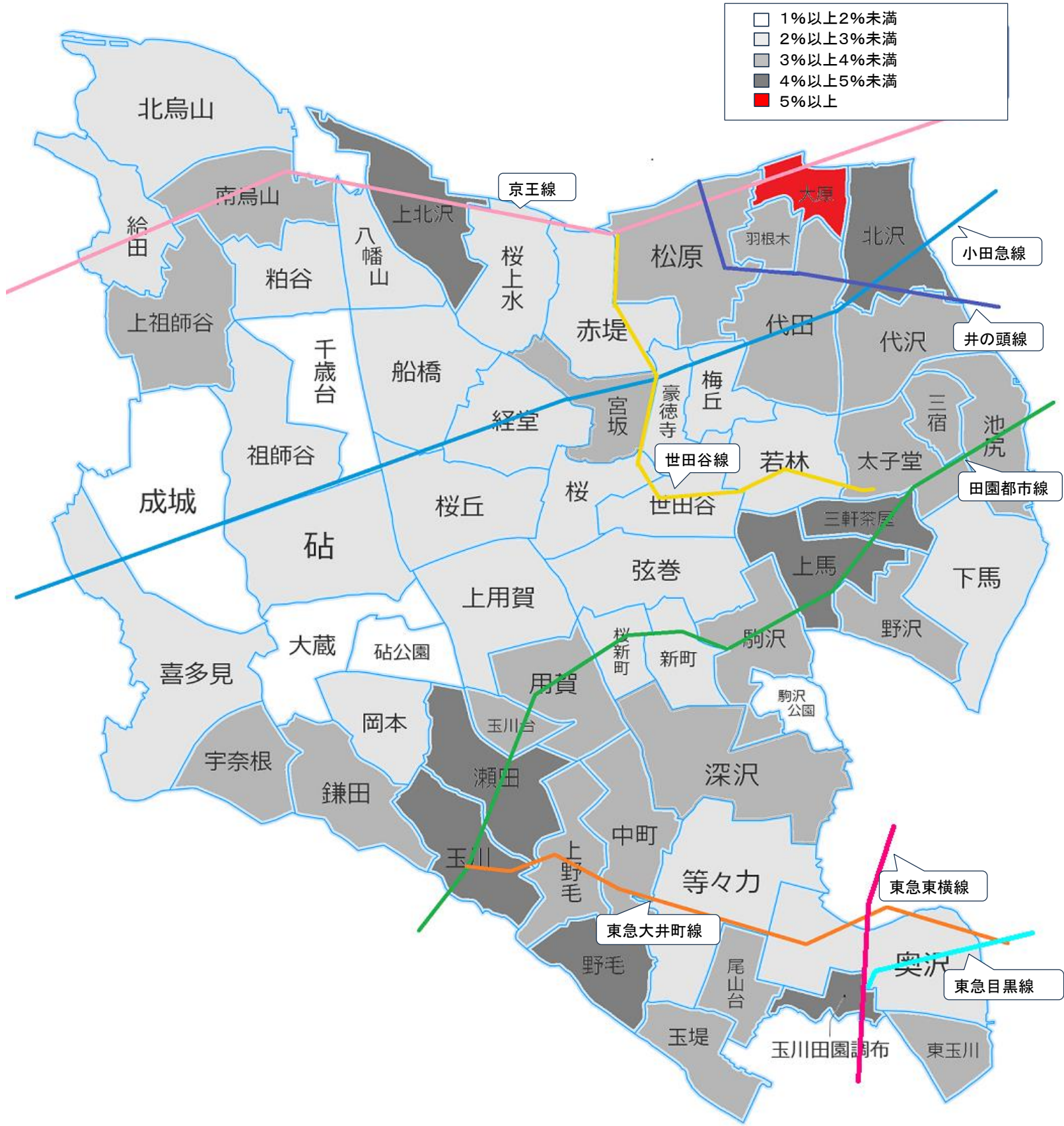
○各地区における在住外国人比率が最も低い地区は千歳台（砧地域）の1.58%である。【表1】

○地区別外国人人口が最も多い地区は松原（北沢地域）であり1,000人を超えている。1位松原、2位代田、5位北沢となっており、特に北沢地域に多く居住している。【表2】

○世田谷地域は外国人人口が8,000人を超えている。一方、総人口に占める外国人人口の比率は北沢地域が最も高く（3.58%）、砧地域が最も低い（2.26%）。【表3】

○世田谷区全体の外国人人口（28,110人）に対する地域別外国人人口内訳を見ると、世田谷地域と玉川地域を合わせると5割を超えている。【図1】

(4)地区別外国人比率【図2】



○外国人比率が5%を超えている地区は大原のみである。

○世田谷区の中心に近い地区よりも、他区や川崎市に隣接している地区において外国人比率が高い傾向にある。

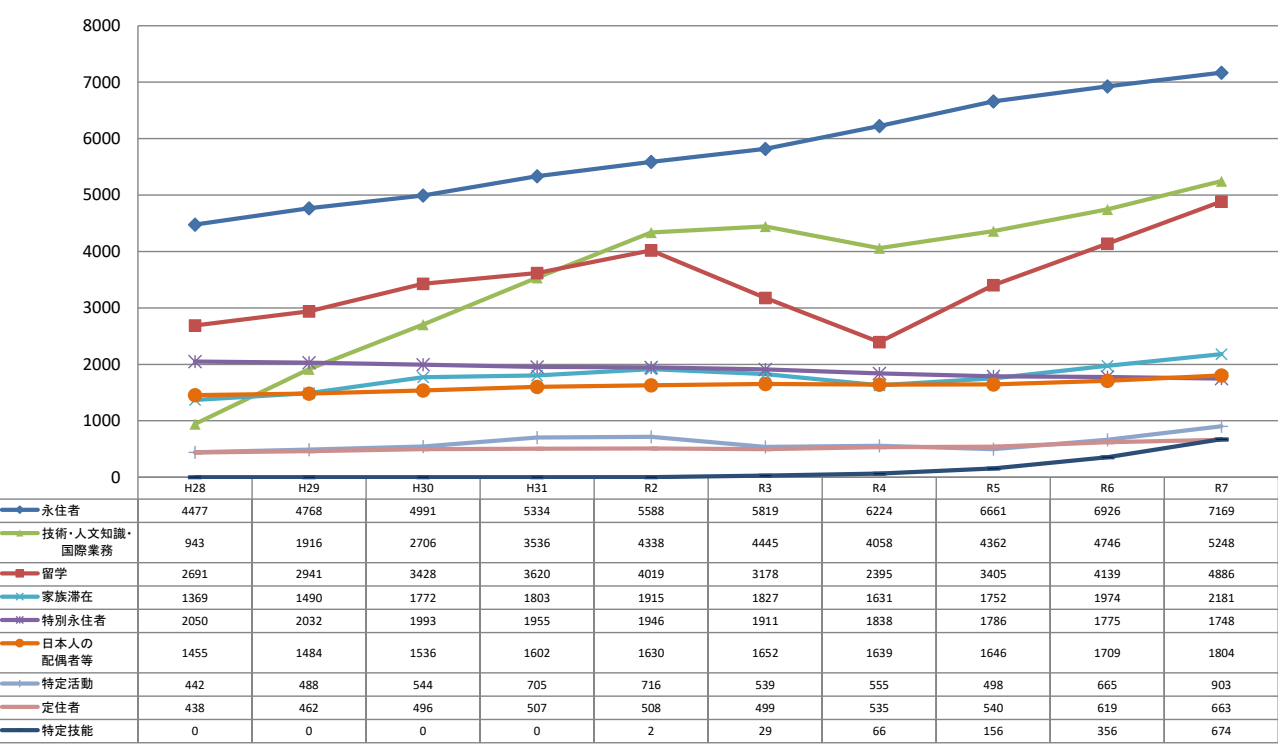
○田園都市線沿いの地区において外国人比率が高く、沿線から離れた地区においては比率が低い傾向にある。

2. 在留資格別外国人人口について

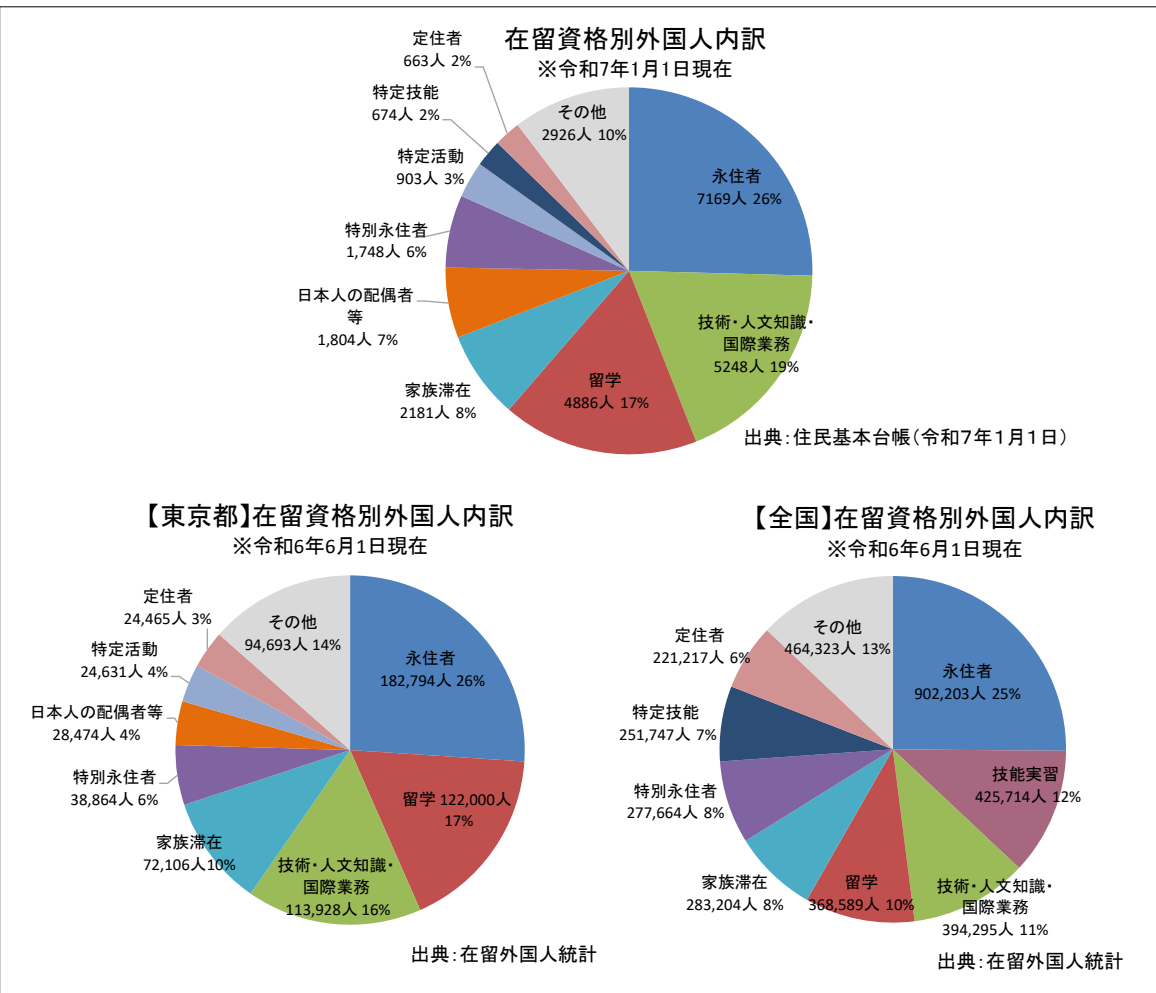
(1)在留資格別外国人人口 過去10年間の推移【表4】

	永住者	技術・人文知識・国際業務	留学	家族滞在	特別永住者	日本人の配偶者等	特定活動	特定技能	定住者	その他	合計
H28	4,477	943	2,691	1,369	2,050	1,455	442	-	438	3,018	16,883
H29	4,768	1,916	2,941	1,490	2,032	1,484	488	-	462	2,615	18,196
H30	4,991	2,706	3,428	1,772	1,993	1,536	544	-	496	2,465	19,931
H31	5,334	3,536	3,620	1,803	1,955	1,602	705	-	507	2,317	21,379
R2	5,588	4,338	4,019	1,915	1,946	1,630	716	2	508	2,374	23,036
R3	5,819	4,445	3,178	1,827	1,911	1,652	539	29	499	2,294	22,193
R4	6,224	4,058	2,395	1,631	1,838	1,639	555	66	535	2,153	21,094
R5	6,661	4,362	3,405	1,752	1,786	1,646	498	156	540	2,444	23,250
R6	6,926	4,746	4,139	1,974	1,775	1,709	665	356	619	2,984	25,893
R7	7,169	5,248	4,886	2,181	1,748	1,804	903	674	663	2,926	28,202
増減数(増減率)	2,692(60.1%)	4,305(456%)	2,195(81.5%)	605(44.2%)	-302(0.85%)	349(23.9%)	461(104.2%)	672(33,600%)	225(51.3%)	-92(0.97%)	11,319(67.0%)

(2)在留資格別外国人人口 過去10年間の推移(上位9資格)



(2)在留資格別外国人内訳(世田谷区・東京都・全国)【図4】



【参考】

◆永住者

法務大臣が永住を認める者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）

◆技術・人文知識・国際業務：

機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等

◆留学

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒

◆家族滞在

在留外国人が扶養する配偶者・子

◆特別永住者

1991年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づく在留資格。具体的には、第二次世界大戦前から日本に居住し、日本国民として生活していた外国人やその子孫が該当する。

◆日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子又は日本人の子として出生した者

◆特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

◆定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。第三国定住難民、日系3世、中国在留邦人等

◆技能実習

日本が海外の国に対する国際貢献のため、外国人を一定期間に限り受け入れ、実際の実務を通じて各業種の技能を移転する「技能実習制度」による技能実習生。

◆特定技能

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能や、熟練した技能を要する業務に従事する外国人

2. 在留資格別外国人人口について

○過去9年間、「永住者」が最も多くなっており、令和6年1月時点において2番目に多い「技術・人文知識・国際業務」と約2,200人の差がある。「永住者」はコロナ禍において1度も減少せず増加し続けており、上位8資格の中で増減率が最も高く、54.7%増加している。【表4・図3】

○コロナ禍を機に「留学」が減少し、「技術・人文知識・国際業務」と順位が入れ替わっている。「留学」のコロナの影響による令和2年から令和4年への減少数は約1,600人（約4割）である。【表4・図3】

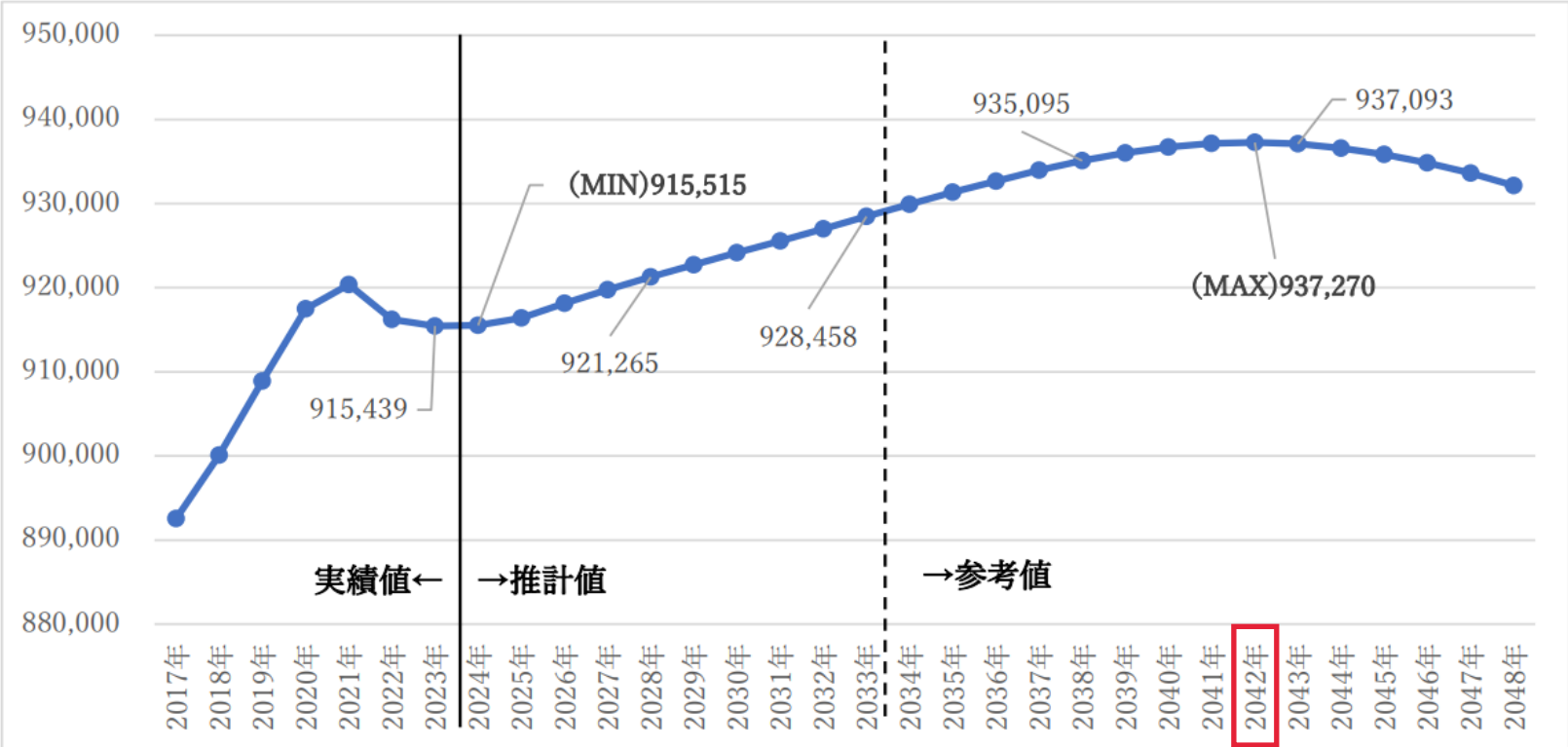
○上位8資格の中で、過去9年間において「特別永住者」が唯一減少している。【表4・図3】

○在留資格別外国人内訳について、東京都とほぼ同じ内訳である。全国と比較すると、技能実習及び特定技能が上位におらず、技術・人文知識・国際業務と留学の割合が高いことが世田谷区の特徴である。【図4】

○令和7年1月には、「特定技能」が「定住者」を上回り、8番目に多い在留資格となった。「特定技能」は令和元年4月に新設されてから年々大幅に増加し、令和6年1月の356人から翌年には674人となり、300人以上増加している。

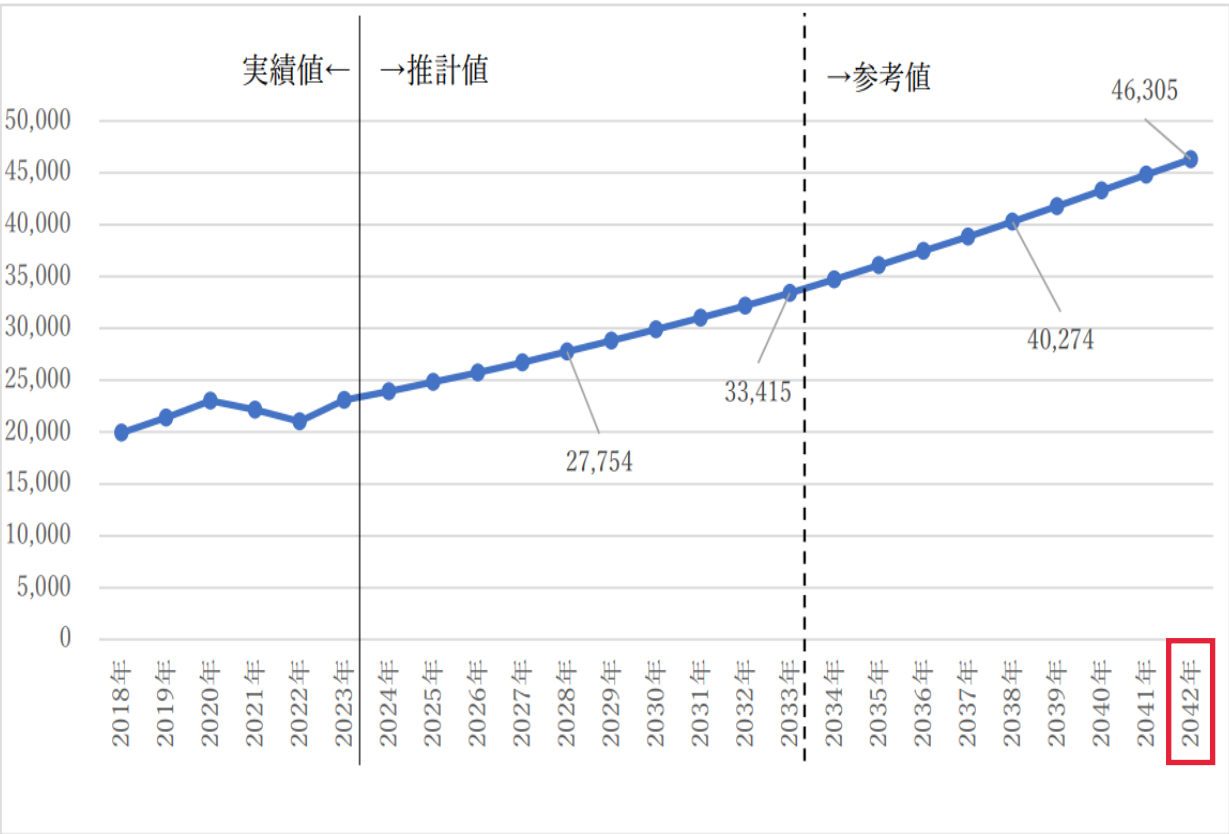
3. 世田谷区将来人口推計について

(1)総人口の推移(2017年～2048年)【図5】



出典:世田谷区将来人口推計(令和5年7月)

(2)外国人人口の推移(2018年～2042年)【図6】



出典:世田谷区将来人口推計(令和5年7月)

4. 世田谷区将来人口推計より

○世田谷区の総人口は、令和6(2024)年より人口増に転じ、増加傾向が継続するが、令和24(2042)年の937,270人をピークに減少に転じる。【図5】

○外国人人口の推移では、令和5(2023)年以降増加し続け、令和24(2042)年には46,305人、総人口の約5%になると推計される。【図6】

※「世田谷区将来人口推計」より抜粋

1 推計方法

- (1) 推計期間 令和6年(2024年)～令和30年(2048年)
- (2) 令和5年(2023年)1月1日の住民基本台帳人口(外国人を含む)
- (3) 推計方法 コーホート要因法を用いる。
- (4) 変動要因(出生・死亡・移動)の設定

	要素	算出方法	見通し
①【出生】	子ども女性比(15-49歳の女性に対する0歳の子ども数の比率)	住民基本台帳各歳別データの令和5年(2023年)1月1日の値	将来にわたり同じ値で推移すると仮定する。令和4年中の出生の状況が続くものとした。
②【死亡】	生残率	世田谷区の生命表(5歳階級)及び東京都の生命表(各歳)から算出	将来にわたり同じ値で推移すると仮定する。
③【移動】	純移動率	平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の5年間の純移動率の平均値	感染症の収束後も地方移住志向の高まり(はある程度続くものと仮定した。

(5) 外国人総数の推移(参考値)

各年別人口でコーホート変化率法を用い、平成30年(2018年)から令和4年(2022年)の5年間の変化率の平均を用いる。

(6) 地域別の推計

区全域と同様に、(4)の方法で地域別に出生、移動の仮定値を設定する。ただし、死亡は区全域の生残率を用いる。また、各地域の推計値の合計が、区全域の総数と一致するように補正を加える。

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況

基本目標		基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進		
プラン課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	男性の男女共同参画への意識向上にかかる取組みの拡充	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔男女共同参画講座〕 ・区民と企画する男女共同参画らぶらすゼミ ・父と子どもを対象とした、父子で楽しめるワークショップ ・シングルファーザーを対象とした講座 ・男性のための男性の生きづらさについて考える講座 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン
			実施内容	〔男女共同参画講座〕 ・男女共同参画理解講座 男性学講座 12/13に実施 参加者数26人 ・男女共同参画らぶらすゼミ 1回目10/20 参加31人、2回目2025/3/9に実施を予定 ・父と子どもで楽しめるワークショップ 8/25に実施 参加者8組18人 ・シングルファーザーを対象とした講座&交流会 7/28に実施予定であったが、申込が1組だったため、交流会の実施が困難と判断し不実施、2回目2025/3/15に実施を予定 ・男性の生きづらさ講座 (3回シリーズ) 7/27に実施 参加14人、2回目10/19、3回目2025/1/11に実施 参加者6人 〔図書・資料を活用した講座〕 ・親子で楽しむシネマサロン 1回目：7/14に実施 参加者27人。2回目：9/14に実施 参加者数32人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ（学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発）	今後の取組み	引き続き、「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けるため、らぶらすの学校出前講座等を活用しながら、働きかけを行う。
			実施内容	申込10校、実施5校：小学校4校、中学校1校 申込内訳： 対象小学校児童向け5校、小学校保護者・教職員向け2校、中学校生徒向け3校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
プラン課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	社会のあらゆる分野の活動への女性が参加する機会の確保	今後の取組み	女性がこれまでの制約を取り除いて、より活発に社会の中軸を担えるよう、「ジェンダー主流化」と「参加と協働」を一体的に進めることで、住民自治を一層推進し、持続可能で豊かな地域社会の構築につなげる。
			実施内容	
2	取組み名称	庁内の管理監督職への昇任意欲向上	今後の取組み	・庁内誌の発行やセミナー開催等により、引き続き、意欲向上を図っていく。
			実施内容	人事課、研修担当課、人権・男女共同参画課共催で他自治体の女性管理職を講師として招き、女性職員の活躍推進に向けたセミナーを開催11/15

プラン課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	女性への就労支援	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、以下の事業を実施する。 〔女性のための就労・起業等支援講座〕 ・産休・育休中の女性向け復職セミナー ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 ・女性のための起業ファーストステップ講座 ・起業ミニメッセ 11/23・24 ・先進事業者表彰の実施 11/23
			実施内容	・産休・育休中の女性向け復職セミナー 2025/2/1に実施を予定 ・ライフステージに合わせた女性の生き方と仕事を考える講座 2025/1/18、1/25に実施 参加者数 延べ58人 ・女性のための起業ファーストステップ講座 6/7、6/21、6/28、7/5に 実施 参加者数 延べ72人 ・応募事業者にヒアリング、アンケートを行い、評定委員会を開催。 ・起業ミニメッセ 11/23・24に実施 出展者41、来場者数 延べ 2,689人
2	取組み名称	女性の就労支援にかかる情 報発信	今後の取組み	「女性のための働き方サポート相談」の相談者や、女性のための就 労・起業等支援講座参加者に『「働きたい」「働く」女性を応援する ガイドブック』を配布する。
			実施内容	区内関係機関に働き方サポート相談のチラシを配架（7月、12月）、 らぶらすホームページ掲載・更新
3	取組み名称	女性の就労にかかる課題と 方策の検討	今後の取組み	—
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況

基本目標		基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進			
プラン課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	区民向け情報発信	今後の取組み	・ワーク・ライフ・バランスイベント等を引き続き実施する。 ・新たに区民向け啓発冊子の作成を検討する。	
			実施内容	区内実施されるイベントに出展し、来場者にワークライフバランスの啓発を予定。	
2	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	・引き続き、「男女共同参画先進事業者表彰」を実施して、次年度に向けて、受賞に対する更なる付加価値を検討し、インセンティブを創出し、内容の充実を図る。 ・事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。	
			実施内容	事象者向け講座 7/17に実施 申込6人、参加者3人 先進事業者表彰の実施（2事業者を表彰） 11/23 事業者向けリーフレット11月配布開始	
プラン課題 6 防災・地域活動等への参画促進					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	防災・災害分野との連携	今後の取組み	令和6年度は、らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する。 ・女性の視点で考える防災・減災講座 2025/3月に実施予定	
			実施内容	・2025年に女性防災コーディネーターと男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施を予定。	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況					
基本目標		基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築			
プラン課題 7 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実					
ご意見・課題等			検討状況		
1	取組み名称	DVに関する理解促進及び相談ツールの検討	今後の取組み	・引き続き、相談先リーフレット等の配布を行うとともに、らぶらすにおける講座等を活用しながら、DVに関する認知のきっかけづくりを行っていく。	
			実施内容	・困難女性支援法の施行に伴い、リーフレットの相談先名称変更を実施した。	
2	取組み名称	男性DV被害者に対する相談体制の拡充	今後の取組み	・らぶらすで実施する男性向け事業を拡充するため「電話相談」に「LINEやメールによる相談」を追加検討中。 ・男性の生きづらさに関する事業の拡充、研修室やオープンスペースを男性にも利用してもらえるよう積極的に開放していく予定。	
			実施内容	・らぶらすの男性電話相談の相談員等が、面接相談を実施することで、相談事実証明の発行ができる体制を整えた。 ・令和7年1月17日より男性LINE相談を開始した。	
3	取組み名称	警察との連携	今後の取組み	・DV被害者支援団体連絡会及び研修会の内容や開催形態を検討し、連携を強化する。	
			実施内容	・DV防止ネットワーク代表者会議（7/17）を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をテーマに実施し、情報共有を図った。	
4	取組み名称	DV被害者の自立に向けた支援	今後の取組み	・地域の社会資源を活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV被害者を地域で支える体制を整備していく。	
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」における検討内容を踏まえ、庁内・庁外の連携体制を強化する。 ・区内民間事業者の視察を実施し、ステップハウスの空き情報を子ども家庭支援課に情報提供する仕組みを試行し入所につなげ連携を強化した。 ・同行警備2回、同行支援1回実施。	
5	取組み名称	発災時のDV被害者支援の体制強化	今後の取組み	らぶらすにおいて、災害対策課との共催で以下の事業を実施する中で、DV被害者の視点も取り入れる。 ・女性の視点で考える防災・減災講座【再掲】2025/3月に実施予定	
			実施内容	災対課と連携し、関係所管と課題の共有を進める。	
6	取組み名称	加害者更生プログラム	今後の取組み	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。	
			実施内容	国の実施状況等情報収集を行い、効果的な実施方法や被害者の安心・安全の確保など様々な視点で検証する。	

プラン課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	「性犯罪被害者への支援と性犯罪防止の充実を求める陳情（令和4年10月受理）」への対応	今後の取組み	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。今後、具体的な支援策について関係各所と調整していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。
2	取組み名称	世田谷区議会からの「刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書」への対応	今後の取組み	国や都の動向を注視していくとともに、条例制定後も（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会を継続し、検討していく。
			実施内容	条例制定後も（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会を継続し、検討していく予定である。
3	取組み名称	性的被害への区の対応（相談場所やピアサポートなど民間団体との連携）	今後の取組み	区の相談窓口を強化するとともに、他機関との連携も引き続き検討していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。
4	取組み名称	「性同意」にかかる周知・啓発	今後の取組み	引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図る。
			実施内容	・引き続き、らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、周知・啓発を図った。 ・「デートDV防止」チラシの中の表現を教育指導要領に基づき変更し、区内の区立及び私立中学校に配布した。（区立30校 私立19校 国立2校）
5	取組み名称	性犯罪・性暴力被害者への緊急避妊薬の無償提供	今後の取組み	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。今後、具体的な支援策について関係各所と調整していく。
			実施内容	（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に基づき策定する運用方針にて、性犯罪被害者への緊急的な支援を盛り込んだ。

プラン課題 9 暴力を容認しない意識づくり

ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	ハラスメント、性暴力やDV等の暴力を容認しない意識の醸成	今後の取組み	・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図る。
			実施内容	・らぶらすの「デートDV防止」にかかる出前講座を活用しながら、「被害者にならないため」の啓発に加え、「被害者にも加害者にもならないため」の啓発周知・啓発を図った。 ・昨年に引き続き、内閣府が実施する「女性に対する暴力防止に関する運動」暴力根絶と被害者の早期発見・早期支援について普及啓発を行った。（令和6年11月1日～31日）
2	取組み名称	ハラスメントを見逃さない取組み	今後の取組み	関係所管と連携し、研修等通じ周知啓発を行う。
			実施内容	職場におけるハラスメント講座をすでに実施している関係機関と連携し、講座内で男女共同参画の視点でのハラスメント防止の必要性を周知する。
3	取組み名称	その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動をとることで、犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組み	今後の取組み	らぶらすの「男性の生きづらさ講座」において、「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を取り上げる。差別やハラスメントの場面に遭遇した際、第三者として被害者を援護できるように、差別を差別だと認識できる知識と、適切な介入の仕方についての講座を実施する。
			実施内容	男性の生きづらさ講座の中で、実施。 7/27に実施 参加者14人。2回目2024/10/19に実施 参加者1人、3回目2025/1/11に実施 参加者6人

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築		
プラン課題 10 性差に応じたこころと身体 の健康支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	性に対する正しい理解の促進	今後の取組み	小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。 性的マイノリティへの理解促進のために基礎的な内容の講座を予定
			実施内容	性的マイノリティ理解基礎講座 2025/3月に2回連続講座を実施予定
プラン課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	区内事業者への働きかけ	今後の取組み	事業者向けリーフレットを活用し、らぶらす事業として「事業者向け講座」を新たに実施する。【再掲】
			実施内容	事業者向け講座で、リーフレットを基に、講義を実施した。 実施日7/17 申込6人、参加者3人
2	取組み名称	教育分野への働きかけ (学校への出前講座等による理解促進、周知・啓発)	今後の取組み	・小学4～6年生向けに、「多様性を学ぶリーフレット」を作成中。特別支援学級を含めた児童へ配布を行う予定。【再掲】 ・小学生向けに、性的マイノリティへの理解をすすめるための出前講座を行う。【再掲】
			実施内容	申込10校、実施5校：小学校4校、中学校1校 申込内訳： 対象小学校児童向け5校、小学校保護者・教職員向け2校、中学校生徒向け3校 内容：性的マイノリティ理解・多様性理解等（内容未定もあるため等としました）
3	取組み名称	庁内における連携	今後の取組み	・就労に関し、安心して相談できるよう、就労支援機関との連携、周知・啓発を行う。
			実施内容	
4	取組み名称	庁内におけるLGBTQ理解促進	今後の取組み	・庁内ALLYを創出するため、有志による勉強会やワークショップ等を開催する。 ・庁内におけるLGBTQの方への対応にあたっては、性自認で対応できるよう、周知や体制の整備を行う。 ・職員が差別的な対応をすることがないよう、自分自身のバイアスに気づき、ファシリテーション・対話能力を向上させるような、実行性のある研修を検討する。
			実施内容	性的マイノリティ理解促進研修を実施した。（令和6年12月）
5	取組み名称	区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組み (特にらぶらす運営事業者をはじめとする区立施設運営受託事業者から、区との契約事業者、外郭団体等)	今後の取組み	・区内事業者の性的マイノリティに関する理解・取組みにできることから着手できるようなガイドラインの策定について引き続き、検討する。
			実施内容	(仮称)性の多様性に関する事業者の取組みガイドライン策定に向け、区内事業者等とワークショップを開催した。
6	取組み名称	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応	今後の取組み	・（法律婚やパートナーシップの当事者と比して）関係性の理解や権利・義務において、どのような違いや生きづらさ、困難があるのか研究する。 ・法に抵触しない範囲で、ファミリーシップだけでなく事実婚も、家族や保護者として取り扱うよう、各事業の内容に応じた検討を働きかける。
			実施内容	
7	取組み名称	LGBT理解増進法施行に伴う周知・啓発	今後の取組み	・LGBT理解増進法施行の機会を捉え、社会情勢等を十分に考慮しながら、支援の必要性や「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み」等に関する周知・啓発を行う。
			実施内容	

「第二次男女共同参画プラン後期計画に対するご意見・課題等」への実施状況				
基本目標		推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策		
方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の拡充				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、自習室として研修室を開放する。平常時は午後・夜間、土・日・祝及び、夏休み等の長期休暇期間は、空室があれば午前から利用できるように整えていく。 ・同様に、子ども室の開放も継続する。
			実施内容	自習室：通常は、午後夜間の時間帯で、空き研修室を利用して実施。長期休暇期間中は、空きがある場合に限るが午前から実施する。その他、3階の活動コーナー・情報交流コーナー、ライブラリーの中に設けた読書コーナーも学習での利用を認める。また、子ども室も同様に、空いている時間帯を開放する。
2	取組み名称	区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進	今後の取組み	・ニーズに応じ、区内小中学校や大学等に出前講座を実施するとともに、区内企業向けのらぶらす出前講座を実施する。 ・引き続き、区民企画協働事業の実施、活動支援等を行う。 ・区民を主体とした男女共同参画基礎講座の実施 ・らぶらすサポーターの拡充 ・地域における活動団体や大学生への学習支援
			実施内容	・出前講座は、前述のとおり。 ・区民企画協働事業は、応募10団体の内、書類審査・公開プロポーズ・二次審査を経て採択された4団体と9月から2月の間に順次実施予定。 ・らぶらすサポーターと企画した、区民が考える男女共同参画基礎講座（らぶらすゼミ）を10月に実施 参加者 延べ31人（講座：17人、トーク：14人）次回は、2025/3に実施予定。
3	取組み名称	地域ネットワーク構築	今後の取組み	・令和6年度も引き続き、らぶらす運営協議会を開催する。
			実施内容	・運営協議会を6/20、9/25、12/12に実施。2024年度は、年4回を予定しており、次回の開催は3/6を予定。
4	取組み名称	広報、普及啓発	今後の取組み	・引き続き、らぶらすノベルティを作成し、区内外で行われるイベントに出展し、来場者にらぶらすリーフレットとともに配布する。 ・相談リーフレットを作成し、関係機関に配布する。
			実施内容	・らぶらすの紹介ツールとして、施設紹介リーフレットを活用。 ・HPをリニューアルし、講座の申込フォームを新設することで、申込の簡便化を図った。 ・2023年度に開設したSNSインスタグラムを広報に積極的に活用。 ・区内外で実施する祭り等イベントに参加し、WLBに関する簡単なアンケートを実施している。リーフレットやチラシと共にノベルティを配布し、らぶらすの周知啓発を図る。 ・らぶらすのサインをリニューアル。ビル横の案内サインは、遠くからでも目立つように仕立て直した。
5	取組み名称	公平・公正・中立性を担保した事業運営	今後の取組み	・令和5年度の「離婚をめぐる法律・制度活用講座」において、講義の中で不適切な行為を助長するような内容が含まれていた等の指摘を真摯に受け止め、今後の講座の選定・講義内容の設定、講師の選定等にあって十分に考慮し、より良い講座運営に努める。
			実施内容	オンライン講座として、男女ともに考えるDVと離婚をめぐる法律講座～パートナーとの関係で悩んでいる方へ～を実施した。

方策2 区職員の男女共同参画の推進				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	庁内における情報発信や意見交換の場の創出	今後の取組み	・にじいろ通信、職員セルフチェックを引き続き実施する。 ・庁内若手職員を中心とした意見交換の場を創出する。
			実施内容	
2	取組み名称	障害者の自立生活など区政全般におけるジェンダーの視点	今後の取組み	・複合化した問題が何かを明らかにし、適切な支援の取組みにつなげていくことで、ジェンダー主流化を推進する。 ・あらゆる分野における事業の計画・実施・評価検証等のそれぞれのプロセスにおいて、性別による不平等が持続しないようジェンダー主流化を実践していく。 ・管理職がジェンダー主流化の理解を深め、職場において具体的に推進していけるよう、考え方や進め方に関する手引きを作成する。 ・ジェンダー主流化の実践に向けて、領域分野とジェンダー双方に理解のある専門家の活用を検討する。
			実施内容	
方策3 推進体制の整備・強化				
ご意見・課題等			検討状況	
1	取組み名称	苦情処理委員会の相談件数の少なさ、周知不足	今後の取組み	・申立てやプロセス等、利用しやすい制度になるよう、検討を行う。
			実施内容	
2	取組み名称	地域における男女共同参画の推進及びネットワークの構築	今後の取組み	引き続き、タウンミーティングを開催し、持続性の高い取組みを目指すのと同時に、地域単位での活動にも幅を広げ、地域型の事業も検討する。
			実施内容	
3	取組み名称	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備	今後の取組み	・国の基本方針と東京都の基本計画に基づき、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指す。 ・都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策を検討する。 ・関係所管に学識経験者を交えた「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」を設置し検討を行う。
			実施内容	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」の実施。 (第1回 5/31 第2回 7/29 第3回 9/20 第4回11/29) ・作業部会の実施 全体会 第1回 6月12日、第2回 6月28日 テーマ別 女性相談窓口改善部会 11月13日 中年層単身支援部会 9月19日、11月27日 若年女性支援部会 12月16日、1月10日
4	取組み名称	若年女性の居場所づくり、早期発見・早期支援の仕組みづくり	今後の取組み	・「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」において、若年女子支援についても検討する。 ・令和6年度、らぶらすにて若年女性カフェを開催。 ①3/7 PMS(月経前症候群)について知る。 ②3/14 ジェンダー格差のある社会で生きることについて知る。
			実施内容	年度後半に、若年女性カフェの実施を予定。
5	取組み名称	各種助成事業の積極的な活用	今後の取組み	引き続き、地域女性活躍推進交付金、民間団体支援強化・推進事業を始めとする各種助成事業を活用する。
			実施内容	
6	取組み名称	基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析	今後の取組み	・11月に実施予定の、男女共同参画に関する区民意識・実態調査に向けて、引き続き設問の検討を進める。
			実施内容	

事業区分	新規	分野 (テーマ)	人権・コミュニティ	所管部	生活文化政策部 資料 6
事業名	犯罪被害者等支援事業			予算額	2,505万円

犯罪被害により、これまでの生活が一変してしまいます

家族等との
死別

心身の
不調

経済的
負担

インターネット等
における
誹謗中傷

配慮のない
取材や報道

目的(現状の課題、事業化のねらいなど)

犯罪被害を受けた方、ご遺族やご家族は、身体的傷害、経済的損失や心身の不調などにより、生活が困難になってしまいます。こうした状況から、できる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるよう、支援を実施する。

事業内容

令和7年4月に「(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例」を制定し、支援策を実施する。

また、世田谷区犯罪被害者等相談窓口に配置される相談員により、総合的な支援を行う。

○犯罪被害者等相談員による 総合的コーディネート

拡充 R6 2人 → R7 **3人**

**困りごとの整理と解決までの
ステップを一緒に考える**



- ・ 初期対応から回復に向けた総合的なコーディネート
- ・ 庁内外の関係機関との連携、情報提供 等

問合先：生活文化政策部

人権・男女共同参画課長 宮本 電話03-6304-3447

犯罪被害を受けた方、 ご遺族やご家族への支援策

右記の支援策や庁内外の福祉的支援を
組み合わせながら、早期回復・生活
再建に向けた支援を実施する。



相談に関する支援

- ・弁護士相談費用助成
- ・カウンセリング費用助成



経済的支援

- ・遺族弔慰金
- ・遺族子育て支援金
- ・重傷病支援金
- ・性犯罪被害者支援金



住居に関する支援

- ・転居費用助成
- ・宿泊費用助成



日常生活への支援

- ・配食サービス
- ・食事費用助成
- ・家事・介護等費用助成
- ・移動費用助成
- ・一時保育・預かり費用助成
- ・就労準備費用助成
- ・修学費用助成
- ・ごみ訪問収集



性犯罪被害を受けた方への 緊急的支援

- ・性犯罪被害者支援
費用助成



犯罪被害者等に対する支援を持続的に行っていくため、
「（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援等基金」を創設し、
広く寄附を募っていく。



事業区分	新規・拡充	分野 (テーマ)	人権・コミュニティ	所管部	生活文化政策部、 子ども・若者部、総合支所
事業名	困難な問題を抱えた女性への支援			予算額 (前年度比)	2,069万円 (+2,069万円)

目的（現状の課題、事業化のねらいなど）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、複合的な課題を抱える女性の支援を「当事者の意思の尊重」を基本理念に、包括的に支援するため、全庁的推進体制を構築し、今まで相談につながりにくかった層への支援を強化する。



事業内容

全庁的推進体制のもと、困難な問題を抱えた女性の支援に向けた新たな取り組みを実施する。

拡充

女性相談窓口の改善と周知

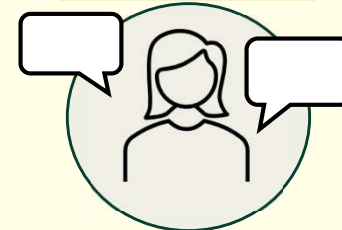
- ・全ての総合支所に「女性の相談」のサインを設置
- ・世田谷区公式SNSでの配信 など

新規

女性性に起因する女性の困難さへの支援 **51万円**

- ・若年女性に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発事業（らぷらす） など

新たな取り組み



当事者の意思を尊重した支援を行う

新規

居場所等の創出と連携（民間団体等との協働） **2,018万円**

- ・若年女性が安心して過ごせる「居場所」の設置補助を行い、利用者の状況に応じて相談機関等につなぐ。
- ・男女共同参画センター「らぷらす」で中年層単身女性が集える事業を企画し、支援の必要な女性を相談窓口や関係機関・地域活動団体等につなぐ。

新規



支援調整会議

代表者会議

実務者会議

個別ケース検討会議

全庁的推進体制

連携強化

女性相談支援員

関係機関

民間団体

庁内関係各課

らぷらす



人材育成

女性相談支援員の人材育成

- ・専門的研修への参加
- ・実践的研修の実施

問合先：生活文化政策部人権・男女共同参画課長 宮本 電話03-6304-3447
 子ども・若者部子ども・若者支援課長 嶋津 電話03-5432-2258
 北沢総合支所子ども家庭支援課長 藤原 電話03-6804-7254

事業区分	新規	分野 (テーマ)	人権・コミュニティ	所管部	生活文化政策部
事業名	パートナーシップ10周年記念イベント			予算額	293万円

目的(現状の課題、事業化のねらいなど)

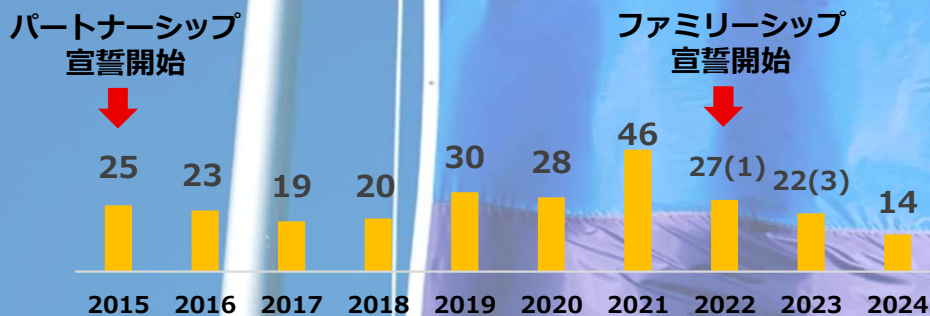
平成27年より開始したパートナーシップ宣誓が10周年を迎えることを記念し、リレーイベントを実施する。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を周知するとともに、LGBTQの理解促進を図る。

事業内容

平成27年11月5日にパートナーシップ宣誓を開始したことから、11月をゴールとし、講演会、記念リーフレット発行、パネル展示等のリレーイベントを実施する。

宣誓件数とこれまでの歩み



※ファミリーシップ宣誓は内数で記載。
※2024年度は12月末日の件数。

延べ件数254件

10th
Anniversary

6月 Start

NPO法人東京レインボープライドが開催する「Tokyo Pride（トウキョウプライド）」に参加し、周知・啓発を図る。

7月

世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにて、パートナーとの「パートナーシップ」をテーマに世田谷にじいろひろば（当事者やご家族、支援者の方々が、困っていることやわからないことなどを語り合う場）を開催。

10月

世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにて例年開催している「セクシュアル・マイノリティフォーラム」をらぷらすを飛び出して拡大版を開催。

11月 Goal

- ・新たなLGBTQ理解促進リーフレットの発行
- ・世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにてLGBTQ関連事業の歩みや区のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を紹介する企画展を実施
- ・世田谷区役所全体でポスター掲示等のPR活動を実施
- ・世田谷区役所東棟10階の展望フロアー等においてパートナーシップ宣誓のあゆみや宣誓者インタビューのパネル展示を実施
- ・パートナーシップ宣誓のあゆみや宣誓者インタビューをまとめたリーフレットを発行

E-mail SEA02409@mb.city.setagaya.tokyo.jp

[illegible]